組合十年のあゆみ

目　　次

ごあいさつ……

歴代理事長…… 1

組合結成の動機・組合設立要項…… 7

発会式……15

組合登記事項等の推移……18

組合員の推移……27

組合事務所の変遷……30

組合員の受彰……31

共同企業体の結成と推移……32

日本万国博工事……37

協同購入……49

調査事業……54

教育指導……61

阪神造園高等職業訓練校の設立と経過 ……75

協賛事業……88

弘報活動……94

陳情・要望・懇談会等……97

モントリオール万国博準備状況視察報告 ……111

西ドイツ連邦共和国造園組合(Ｂ.Ｇ.Ｌ)の日本造園研修旅行団を迎えて……116

西ドイツと欧州造園研修の記……117

創立10周年記念式典……126

編輯後記……128

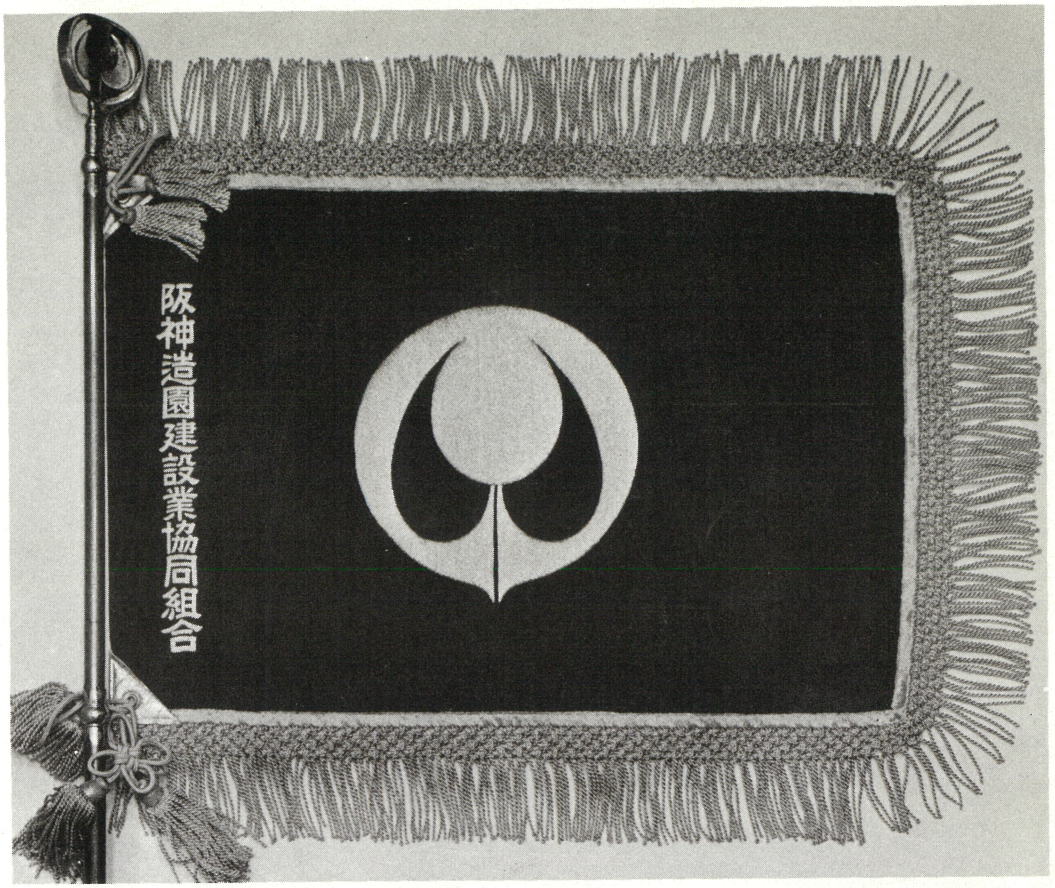
阪神造園建設業協同組合

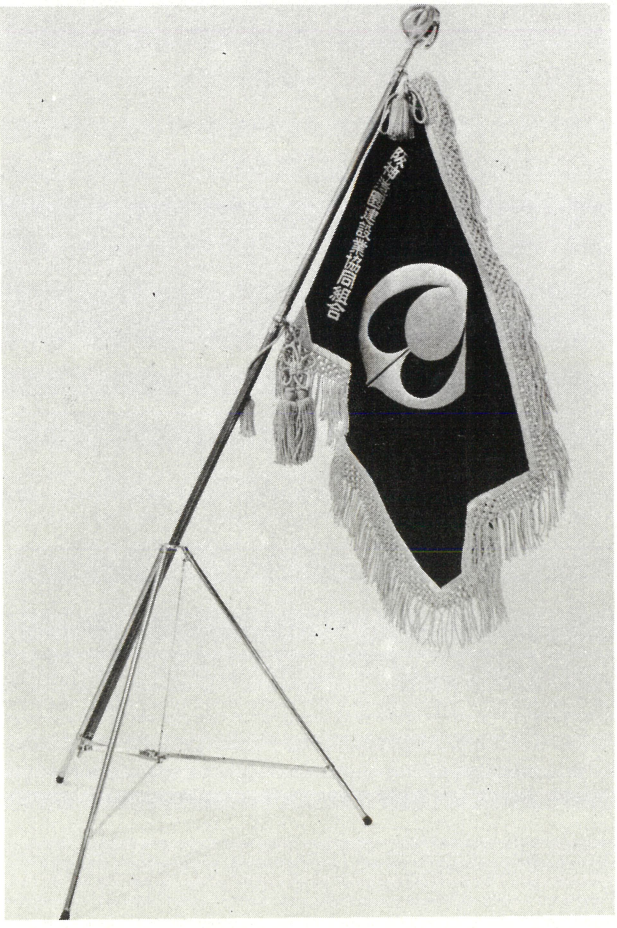


阪神造園建設業協同組合員之章

ごあいさつ

理事長　当麻英夫

さる50年９月27日、組合創立10周年を迎えましたが、その記念事業のひとつとして、「組合10年のあゆみ」の編さんがあげられました。

いったいどこから取りかかったらよいだろうかということについて、いささか戸惑っていましたが、幸い企画委員会で色々と考えていただき、このほどようやく完成をみた訳であります。

ここに、委員の方々に対し、深甚なる感謝と敬意を表する次第であります。

申すまでもなく、この記録は組合運営上の基本となるものでありまして、今後20年史、30年史を作るに際しましても、これが無くては如何ともできないという重要性をもつものであります。

したがって、これが完成は大変意義があり、記念すべきものと確信いたします。

今やわが国はまれにみる不況に遭遇しその険しい道をたどりつつありますが、それにしましても、創立当初を振返ってみる時、当時の役員の皆さんのご苦心と、ねばり強さが組合今日の基礎となっているものでありまして、いうなれば、これは伝統的なわれわれ業界の精神でもあり、誇りとするところでありましょう。

願わくば、この美風を継承し、今日の苦しさにめげることなく、さらに将来の発展に備えるべく新たなる歩み方を考究すべき時期であると考えます。

歴代理事長

初代　森　俊一

自　昭和40年９月28日　　至　昭和43年11月28日

就任　昭和40年９月28日

〃　　〃　41年５月26日

〃　　〃　43年５月26日

辞任　　〃　43年11月28日

略歴（別紙）

２代　木原五市

自　昭和43年11月29日　　至　昭和46年６月６日

就任　昭和43年11月29日

〃　　〃　45年５月30日

辞任　　〃　46年６月６日

略歴（別紙）

３代　木村源次郎

自　昭和46年６月７日　　至　昭和48年５月31日

就任　昭和46年６月７日

略歴（別紙）

４代　当麻英夫

自　昭和48年６月１日　　至　現在

就任　昭和48年６月１日

略歴（別紙）

歴代理事長（初代）

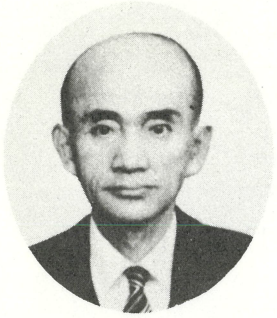

森　俊一

在任期間　自　昭和40年９月28日
　　至　昭和43年11月28日

略　　歴

生年月日　大正４年７月10日生。

最終学歴　昭和12年３月、千葉高等園芸学校卒業。

経　　歴

自昭和12年４月 至　〃　21年２月	家業（樹木養生、販売、造園工事）に従事。
自昭和21年３月 至　〃　25年３月	大阪造園土木株式会社取締役。
自昭和25年４月 至　〃　26年３月	森三芳園自営。
昭和26年４月	株式会社三芳園を創立。代表取締役に就任。
昭和40年４月	日本造園緑地組合連合会理事に就任。
昭和40年９月	阪神造園建設業協同組合創立と共に理事長に就任。
昭和43年11月	病気の為同上辞任理事に就任。
昭和44年11月	日本造園緑地組合連合会副会長ならびに近畿支部長に就任。
昭和45年５月	阪神造園建設業協同組合理事に再任。
昭和46年５月	同上理事に再任。
昭和46年10月	日本造園緑地組合連合会副会長ならびに近畿支部長を辞任。

昭和48年８月26日死亡。

賞　　罰

１．昭和45年11月12日公園緑地折下功労賞（第２回）受賞。

１．昭和47年７月10日造園事業貢献につき授賞

　　建設大臣　木村武雄

歴代理事長（第２代）



木原五市

在任期間　自　昭和43年11月29日
　　至　昭和46年６月６日

略　　歴

生年月日　明治37年７月15日生。

最終学歴　大正11年３月、東京府立園芸学校卒業。

経　　歴

大正11年８月	宮内省内匠寮勤務。
昭和12年１月	宮内省京都地方事務所へ転勤。
昭和21年３月	宮内技師に任ぜられ退官。
昭和21年５月	東京植木株式会社に入社。
昭和22年５月	同社関西支店長に就任。
昭和27年９月	同社退社。
昭和27年12月	日本緑地株式会社取締役に就任。
昭和29年３月	同社退社。
昭和30年１月	京阪神建設株式会社取締役に就任。
昭和32年３月	同社退社自営。
昭和35年９月	株式会社ドリームランド入社。
昭和36年12月	同社退社。
昭和37年２月	阪急園芸株式会社入社。
昭和40年５月	同社退社。
昭和40年６月	阪神造園建設業組合勤務。
昭和40年９月	阪神造園建設業協同組合創立につき引続き勤務。
昭和42年７月	同上専務理事に就任。
昭和43年11月	同上理事長に就任。
昭和45年５月	同上理事長に再任。
昭和46年６月	理事長辞任、参事として現在に至る。

歴代理事長（第３代）



木村源次郎

在任期間　自　昭和46年６月７日
　　至　昭和48年５月31日

略　　歴

生年月日　明治42年２月27日生。

最終学歴　大正15年３月、大阪大倉商業学校卒業。

経　　歴

自大正15年４月 至昭和21年６月	家業造園業（商号植源）に従事。
自昭和17年５月 至　〃　18年５月	大阪府造園工事工業組合理事長。
自昭和18年６月 至　〃　20年８月	大阪府緑地工事統制組合理事長。
自昭和21年９月 至　〃　42年５月	大阪造園土木株式会社取締役。
昭和42年６月	同上代表取締役に就任、現在に至る。
昭和43年５月	阪神造園建設業協同組合理事に就任。
昭和45年５月	同上理事に再任。
昭和46年６月	同上理事長に就任。
自昭和46年11月 至　〃　48年５月	社団法人日本造園建設業協会理事ならびに近畿支部長。
昭和48年４月	阪神造園高等職業訓練校運営委員長（役員）に就任。
昭和48年５月	阪神造園建設業協同組合理事に就任。
昭和50年５月	同上理事に再任。

賞　　罰

１．昭和48年10月12日都市公園制度制定100周年記念業績表彰受賞

　感謝状　　建設大臣　金丸　信

１．昭和49年７月10日造園事業貢献につき受賞

　表彰状　　建設大臣　亀岡高夫

歴代理事長（第４代）



当麻英夫

在任期間　自　昭和48年６月１日
　　至　現　在

略　歴

生年月日　明治43年８月23日生。

最終学歴　昭和４年３月、大阪市立西区商業学校卒業。

経　歴

昭和４年４月	株式会社奥村組入社。
昭和32年５月	同上常務取締役に就任（経理担当）。
昭和35年５月	病気の為辞任。
昭和36年４月	三容興産株式会社創立、代表取締役に就任、現在に至る。
昭和43年５月	阪神造園建設業協同組合理事に就任。
昭和45年５月	同上理事に再任。
昭和46年５月	同上理事に再任。
昭和48年６月	同上理事長に就任。
昭和48年６月	社団法人日本造園建設業協会理事に就任。
昭和49年６月	阪神造園高等職業訓練校運営委員長（役員）に就任、現在に至る。
昭和50年６月	阪神造園建設業協同組合理事長に再任、現在に至る。

組合結成の動機

府、市、住宅公団その他官公庁関係の造園工事指名業者間で、それぞれの発注先ごとにグループ活動をしていながら、何かまとまった組織を作らなければという機運が醸成されていたが、具体的にはなかなか踏ん切りがつかない状態であった。昭和39年頃までの事である。

時を同じくして、関東方面で槻木造園土木㈱の槻木氏を中心に、全国を7ブロックに分けて、造園組合の連合体（社団法人、日本造園建設業協会の前身である日本造園緑地組合連合会）の組織づくりが進展しつつあり、近畿方面へ各単位組合ごとに加入をすすめてきたのであったが、京都府にはすでに古い伝統をもつ組合組織があり、その関係上、京都の佐野藤右エ門氏が斡旋役をつとめられて、まず㈱三芳園社長・森俊一氏を通じて申入れがあり、同氏がその旨を大阪の主な業者に呼びかけて、組合結成を早急に促進するよう強調されたのであった。

たまたま、日本万国博覧会が千里丘陵で開催されることで、われわれ地元造園業界でも、この世紀の大祭典の造園工事に参加して日本造園技術の大集成を完成するには、地元業界の総力結集が緊急事であるとの共感を呼び、組合の結成の機運が急速に高まった次第である。

設立の過程

以上の要因が複合作用して、いよいよ組合結成の一段階に着手し、まず、当時、官・公需工事指名業者間の長老格として、大阪造園土木㈱岩田社長と加茂佐造園㈱稲沢社長を促して組合結成の企画準備をすることになったが、いわゆる、無から有を生む事の努力の重大さからみて、若手業界人が実行に踏切って、㈱昭和造園土木・坂上種博、京阪神建設㈱・木山匡司、㈱三芳園・西谷作太郎、植村造園土木・植村一郎、阪急園芸㈱・稲治清、㈱竹中庭園・竹中栄治、大阪造園土木㈱・植木巌の諸氏が業務多忙のかたわら、幾夜も目を干して会合を重ね、また、加入者の説得に奔走してようやく設立認可申請手続の着手段階にまでこぎつけた。

しかし、このことについては全くの素人ばかり。相談の結果、弁護士に依頼することに決し、手続一切を委任したのであったが、その後の進展が思うにまかせず、むなしく約一ヶ年を経過してしまった。

やむなく素人なりに木原五市氏が専属的に書類手続に当り、上記の人達が協力して、建設省、大阪府中小企業団体中央会に指導を仰ぎつつ、再三再四、建設省へ通いつめて、昭和40年7月、ようやく認可申請手続の最終段階に持ち込んだ。

その間、木山、坂上(種)、西谷、木原氏が手続の最終の詰めに建設省へ出向いたが、その都度、本省の係官は実に親切に、詳細に指導して下さった事につき、一同感激して喜んだ事が思い出話に残っているが、とにかく手続に不馴れな人達ばかりで、全く専門家の手を借りずに40年8月、ようやく書類手続完了にまで漕ぎつけた真剣な努力と闘志には、全く頭の下がる思いであった。

かくて、組合設立認可が昭和40年9月7日。組会設立登記完了が同年9月28日。昭和40年11月19日には組合創立を記念する発会式を催したのであった。

組合設立要項

創立総会開催

日時　昭和40年6月15日午後2時
場所　大阪市北区太融寺町48
　　㈱三芳園大阪営業所内組合創立事務所
出席者数　25名
議案　（別紙）
設立趣意書　（別紙）
発起人名簿　（別紙）
設立当初組合員名簿　（別紙）

役員名簿　（別紙）
認可申請年月日　昭和40年８月６日（建設省）
認 可 年 月 日　昭和40年９月７日
　　建設大臣　瀬戸山三男
設 立 年 月 日　昭和40年９月28日
出資金　１口金額10,000円、口数１社当り10口
定款　（別紙）

創立総会

40年６月15日　午後２時
北区太融寺町48
㈱三芳園大阪営業所内当組合創立事務所
設立同意者数25名。出席25名
司会者　木山　匡司
議　長　森　俊一
第１号議案　定款承認の件
第２号議案　初年度および次年度、事業計画、資金計画、収支予算の承認の件
第３号議案　規約制定の件
第４号議案　賦課金の金額および、徴収方法決定の件
第５号議案　初年度および次年度借入金の最高限度および組合員に対する貸付金の最高限度決定の件
第６号議案　取引銀行決定の件
第７号議案　加入金額決定の件
第８号議案　役員選挙の件
　選考委員田中源之助、中西登、口丸伊一の３名により選考の結果、

理　事	森　俊　一	岩　田　辰太郎
	坂　上　種　博	富　川　武　男
	木　山　匡　司	植　村　新　市
	竹　中　栄太郎	荒　木　芳　邦
監　事	稲　沢　辰　次	辻　本　巳之介

理事長　森　俊一
副理事長　岩田辰太郎　　坂上種博
第９号議案　役員報酬の件
　無報酬として承認可決
第10号議案　創立費償却の件
第11号議案　事務所設置の件
　北区茶屋町17茶屋町アパートに承認決定
第12号議案　関係団体加入の件
　大阪府中小企業団体中央会、日本造園緑地組合連合会に加入を承認可決
第13号議案　手数料、使用料決定の件
　手数料については５％までと決定
第14号議案　創立総会において選任された役員の任期決定の件
　昭和41年開催の次期通常総会までと決定
第15号議案　その他の件
　定款、その他の認可申請書類につき字句の修正が生じた場合は、発起人に一任することを可決承認

設立趣意書

１．設立の目的

造園建設業者の健全なる営業を確立し、かつ合理的な経営をはかり以て業界の向上発展に寄与し、併せて組合員相互の親睦扶助と福利を増進し、共存共栄の実をあげて社会に貢献することを以てその目的とする。

２．組織および事業の概要

ａ．名　称　阪神造園建設業協同組合
ｂ．地　区　大阪府および兵庫県の区域とする
ｃ．事務所の所在地　大阪市北区茶屋町17番地茶屋町アパート内
ｄ．組合員たる資格
　(ｲ)　建設業法の登録を受けかつ造園土木建設業を営む事業者であること。
　(ﾛ)　組合の地区内に事業場を有すること。
ｅ．出資一口の金額および出資払込方法
　(ｲ)　出資一口の金額　金10,000円
　(ﾛ)　出資払込の方法　全額一時払込み
ｆ．事業計画の概要
　(1)　組合員が必要とする資材の共同購買。
　(2)　組合員の事業のP.Rおよび、販売促進のための共同宣伝に関する事業。
　(3)　組合員が必要とする建設機械の共同管理。
　(4)　組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む）および、組合員のためにするその借入れ。
　(5)　商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、銀行、相互銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証またはこれらの金融機関の委任を受けてする組合員に対するその債権の取立て。
　(6)　組合員の事業に関する経営および技術の改

善向上または組合事業に関する知識の普及をはかるための教育および情報の提供。

(7) 組合員の福利厚生に関する事業。

(8) 前各号の事業に附帯する事業。

g．賦課金の賦課徴収方法

（イ） 賦課金の金額 一ヶ月3,000円

（ロ） 賦課徴収の方法 年２回徴収するものとし、払込期は４月および10月とする。

h．役員の定数および任期

（イ） 役員の定数 理事８人以上10人以内
監事１人または２人

（ロ） 役員の任期 理事２年
監事２年

ただし設立当時の役員の任期は第一回通常総会の日までとする。

設立発起人名簿

法人名・企業名	代表者名	住所
㈱三芳園	代表取締役 森 俊一	大阪府箕面市新稲705番地
大阪造園土木㈱	代表取締役 岩田辰太郎	大阪市北区堂山町10番地
昭和造園土木	代表者 坂上 種博	兵庫県宝塚市中筋字宮垣内28番地
関西植木㈱	代表取締役 富川 武男	大阪市西区千代崎町２丁目17―10
京阪神建設㈱	代表取締役 木山 匡司	大阪市天王寺区烏ヶ辻町12番地
植村造園土木	代表者 植村 新市	大阪府高槻市西五百住479番地
㈱竹中庭園	代表取締役 竹中栄太郎	大阪市天王寺区東上町43番地
荒木造園㈱	代表取締役 荒木 芳邦	大阪府池田市才田町117番地

設立当初組合員

企業名	代表者名	住所	出資口数
株式会社三芳園	代表取締役 森 俊一	大阪府箕面市新稲705	10口
大阪造園土木株式会社	代表取締役 岩田辰太郎	大阪市北区堂山町10	10
昭和造園土木	代表者 坂上 種博	兵庫県宝塚市中筋字宮垣内28	10
関西植木株式会社	代表取締役 富川 武男	大阪市西区千代崎町２丁目17の10	10
京阪神建設株式会社	代表取締役 木山 匡司	大阪市天王寺区烏ヶ辻町12	10
植村造園土木	代表者 植村 新市	大阪府高槻市西五百住479	10
株式会社竹中庭園	代表取締役 竹中栄太郎	大阪市天王寺区東上町43	10
荒木造園株式会社	代表取締役 荒木 芳邦	大阪府池田市才田町117	10
加茂佐造園株式会社	代表取締役 稲沢 辰次	大阪府池田市呉服町１の769	10
辻本龍松園	代表者 辻本巳之介	兵庫県尼崎市田能1149	10
青紅園	代表者 中島幸太郎	大阪府南河内郡狭山町池尻512	10
庭樹園	代表者 当内富三郎	大阪府八尾市山畑388	10
平井万樹園	代表者 下坂要三郎	兵庫県宝塚市平井字下の段21の２	10
田中建設株式会社	代表取締役 田中源之助	兵庫県伊丹市荒牧字木下27	10
植捨組	代表者 阪上 貞雄	兵庫県伊丹市荒牧字山道10の１	10
株式会社旭植物園	代表取締役 中西 登	兵庫県宝塚市山本字蚕20	10

法　人　名	代　表　者　名	住　　所	出資口数
明　治　園	代　表　者　口丸　伊一	兵庫県伊丹市荒牧字大道23	10
株式会社 金岡養樹園	代表取締役　金岡　秀輔	兵庫県宝塚市山本字蚕27の２	10
植村高樹園	代　表　者　植村　清一	大阪府八尾市山畑366	10
西川庭樹園	代　表　者　西川晴之助	大阪府枚方市大字中振834	10
関西緑地開発株式会社	代表取締役　岡田　次平	大阪府吹田市大字東770	10
三容興産株式会社	代表取締役　当麻　英夫	大阪市阿部野区松虫通１の21	10
阪急園芸株式会社	代表取締役　茂原　祥三	大阪市淀川区天神橋筋６丁目５	10
関西造園土木株式会社	代表取締役　杭本　正	神戸市兵庫区下沢通２丁目10	10
内山緑地建設株式会社	関西出張所・所長　吉岡　康彦	兵庫県宝塚市山本字夏目木１	10
	計		250口

役員名簿

役　名	氏　名	所属企業名
理　事　長	森　俊　一	株式会社三芳園
副理事長	岩田辰太郎	大阪造園土木株式会社
副理事長	坂上　種博	昭和造園土木
理　事	富川　武男	関西植木株式会社
〃	木山　匡司	京阪神建設株式会社
〃	植村　新市	植村造園土木
〃	竹中栄太郎	株式会社竹中庭園
〃	荒木　芳邦	荒木造園株式会社
監　事	稲沢　辰次	加茂佐造園株式会社
〃	辻本巳之介	辻本龍松園

建　設　省

建設省阪計第94号

認　可　書

阪神造園建設業協同組合
発起人代表
株式会社　三　芳　園
代表取締役　森　俊一

昭和40年８月６日付けで申請のあった阪神造園建設業協同組合の設立については、中小企業等協同組合法第27条の２第４項の規定により、認可する。

昭和40年９月７日

建設大臣　瀬戸山　三男

設立当初の定款

阪神造園建設業協同組合定款

第１章　総　則

（目　的）

第１条　本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行ない、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつその経済的地位の向上をはかることを目的とする。

（名　称）

第２条　本組合は、阪神造園建設業協同組合と称する。

（地　区）

第３条　本組合の地区は、大阪府および兵庫県の区域とする。

（事務所の所在地）

第４条　本組合は、事務所を大阪市北区に置く。

（公告の方法）

第５条　本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ必要があるときは大阪市において発行する日本経済新聞に掲載する。

（規　約）

第６条　この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

第２章　事　業

（事　業）

第７条　本組合は、第１条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

(1)　組合員が必要とする資材の共同購買。

(2)　組合員の事業の宣伝および、販売促進のための共同宣伝に関する事業。

(3)　組合員が必要とする建設機械の共同管理。

(4)　組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む）および、組合員のためにするその借入れ。

(5)　商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民

金融公庫、銀行、相互銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証またはこれらの金融機関の委任を受けてするその債権の取立て。

(6) 組合員の事業に関する経営および技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及をはかるための教育および情報の提供。

(7) 組合員の福利厚生に関する事業。

(8) 前各号の事業に附帯する事業。

第3章 組 合 員

（組合員の資格）

第 8 条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

(1) 建設業法の登録を受けかつ造園土木建設業を営む事業者であること。

(2) 組合の地区内に事業場を有すること。

（加 入）

第 9 条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

2．本組合は加入の申込みがあったときは、理事会において諾否を決する。

（加入者の出資払込みおよび加入金）

第１０条 前条第１項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部または一部を承継することによる場合は、この限りでない。

2．尚前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。

3．加入金の額は、総会において定める。

（相続加入）

第１１条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の一人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前２条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2．前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

（自由脱退）

第１２条 組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2．前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

（除 名）

第１３条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えるものとする。

(1) 長期間にわたって本組合の施設を利用しない組合員。

(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員。

(3) 本組合の事業を妨げ、または妨げようとした組合員。

(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員。

(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員。

（脱退者の持分の払い戻し）

第１４条 組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合はその半額とする。

（使用料または手数料）

第１５条 本組合は、その行なう事業について使用料または手数料を徴収することができる。

2．前項の使用料または手数料の額は、規約で定める額を限度として理事会で定める。

（経費の賦課）

第１６条 本組合は、第７条、第６号および第７号の事業の費用に充てるため組合員に経費を賦課することができる。

2．前項の経費の額、その徴収の期間および方法その他必要な事項は、総会において定める。

（出資口数の減少）

第１７条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

(1) 事業を休止したとき。

(2) 事業の一部を廃止したとき。

(3) その他やむを得ない理由があるとき。

2．本組合は、前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。

3．出資口数の減少については、第14条（脱退

者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

（届　出）

第１８条　組合員は、次の各号の一に該当するときは、７日以内に本組合に届け出なければならない。

(1)　氏名、名称または事業を行なう場所を変更したとき。

(2)　事業の全部または一部を休止し、もしくは廃止したとき。

(3)　資本の額または出資の総額5,000万円をこえ、かつ常時使用する従業員の数が300人をこえたとき。

（過怠金）

第１９条　本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知しかつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1)　第13条第２号から第４号までに掲げる行為のあった組合員。

(2)　前条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした組合員。

第４章　出資および持分

（出資１口の金額）

第２０条　出資１口の金額は金10,000円とする。

（出資の払込み）

第２１条　出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

（延滞金）

第２２条　本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで日歩３銭の割合で延滞金を徴収することができる。

（持　分）

第２３条　組合員の持分は本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

２．持分の算定に当っては10円未満のは数は切り捨てるものとする。

第５章　役員、顧問および職員

（役員の定数）

第２４条　役員の定数は次の通りとする。

(1)　理事　８人以上10人以内

(2)　監事　１人または２人

（役員の任期）

第２５条　役員の任期は次の通りとする。

(1)　理事　２年

(2)　監事　２年

２．補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む）のため選挙された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

３．理事または監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選挙された役員の任期は、第１項に規定する任期とする。

４．任期の満了または辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまで、なお役員の職務を行なう。

（役員の要件）

第２６条　本組合の役員は、組合員または組合員たる法人の役員でなければならない。

（理事長および副理事長の職務）

第２７条　理事のうち１人を理事長、２人を副理事長とし、理事会において選任する。

２．理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

３．副理事長は、理事長を補佐し、本組合の常務を執行し、理事長に事故があるときはあらかじめ定めた順位に従い、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

４．理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者または代行者１人を定める。

（監事の職務）

第２８条　監事は、いつでも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、又は理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

２．監事はその職務を行なうため特に必要があるときは組合の業務および財産の状況を調査することができる。

（役員の忠実義務）

第２９条　理事および監事は、法令、定款および規約の定めならびに総会の決議を遵守し組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員の選挙）

第３０条　役員は、総会において選挙する。

２．役員の選挙は、単記式無記名投票によって行なう。

３．有効当票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

４．第２項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行なうことができる。

５．指名推選の方法により役員の選挙を行なう場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行なう。

６．選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

（役員の報酬）

第３１条　役員に対する報酬は、総会において定める。

（顧　問）

第３２条　本組合に顧問を置くことができる。

２．顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

（職　員）

第３３条　本組合に参事および会計主任を置くことができる。

２．参事および会計主任の選任および解任は、理事会において決する。

第３４条　本組合に次の職員を置くことができる。

(1)　主事　若干名　　(2)　書記　若干名

第６章　総会、理事会および委員会

（総会の招集）

第３５条　総会は、通常総会および臨時総会とする。

２．通常総会は、毎事業年度終了後２ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

（総会招集の手続）

第３６条　総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を記載した書面を各組合会員に発してするものとする。

（書面または代理人による議決権または選挙権の行使）

第３７条　組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面または代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族もしくは常時使用する使用人または他の組合員でなければ代理人となることができない。

２．代理人が代理する組合員の数は、２人までとする。

（総会の議事）

第３８条　総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という）に特別の定めがある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第３９条　総会の議長は、総会ごとに出席した組合員または組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

（緊急議案）

第４０条　総会においては、出席した組合員（書面または代理人により議決権または選挙権を行使する者を除く。）が組合員の半数以上であり、かつ出席した組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第３６条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

（総会の議決事項）

第４１条　総会においては、法または定款で定めるもののほか次の事項を議決する。

(1)　借入金額の最高限度。

(2)　１組合員に対する貸付け（手形の割引を含む）　または１組合員のためにする債務保証の金額の最高限度。

(3)　その他理事会において必要と認める事項。

（総会の議事録）

第４２条　総会の議事録は、議長および出席した理事が作成しこれに署名するものとする。

２．前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　開催通知の年月日およびその方法。

(2)　会議の日時および場所。

(3)　組合員数およびその出席者数

(4)　議事の経過の要領。

(5)　議案別の議決の結果（可決、否決の別および賛否の議決権数）。

（理事会の招集）
第４３条　理事会は、理事長が招集する。
２．理事長が事故または欠員のときは、副理事長が、理事長および副理事がともに事故または欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。
（理事会の招集手続）
第４４条　理事会の招集は、会日の７日前までに日時および場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。
（理事会の議事）
第４５条　理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
（理事会の書面議決）
第４６条　理事はやむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。
（理事会の議決事項）
第４７条　理事会は、法または定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に提出する議案。
(2)　その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項。
（理事会の議長および議事録）
第４８条　理事会においては、理事長がその議長となる。
２．理事会の議事録については、第４２条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第２項第５号中「(可決、否決の別および賛否の議決権数)」とあるのは「(可決、否決の別および賛否の議決権数ならびに賛成した理事の氏名および反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。
（委員会）
第４９条　本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。
２．委員会の種類、組織および運営に関する事項は、規約で定める。

第７章　会　　計

（事業年度）
第５０条　本組合の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終るものとする。
（法定利益準備金）
第５１条　本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎年事業年度の利益剰余金の10分の１以上を準備金として積み立てるものとする。
２．前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。
（資本準備金）
第５２条　本組合は、加入金、増口金および減資差益（第14条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。)は、資本準備金として、積み立てるものとする。
（再評価積立金）
第５３条　本組合は、資産を再評価したときは、再評価差額を再評価積立金として積み立てるものとする。
（特別積立金）
第５４条　本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の１以上を特別積立金として積み立てるものとする。
（法定繰越金）
第５５条　本組合は、第７条第６号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の１以上を翌事業年度に繰り越すものとする。
（利益剰余金および繰越金）
第５６条　一事業年度における総益金に総損金および繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第51条の規定による法定利益準備金、第54条の規定による特別積立金および前条の規定による繰越金ならびに納税引当金を控除してなお剰余があるときは総会の議決によりこれを組合員に配当し、または翌事業年度に繰り越すものとする。
（利益剰余金の配当）
第５７条　前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、もしくは、組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、または事業年度末における組合員の出資額および組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。
２．事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は年１割をこえないものとする。

3．配当金の計算については、第23条第２項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第５８条　損失金のてん補は、特別積立金、資本準備金、法定利益準備金、再評価積立金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第５９条　本組合は、事業年度末ごとに、職員退職給与引当金として、職員給与総額の100分の４以上を計上する。

附　　則

第６０条　設立当時の役員の任期は、第25条の規定にかかわらず第１回通常総会の日までとする。

第６１条　第50条の規定にかかわらず、初年度にかぎり組合成立の日より昭和41年３月31日までをもって一事業年度とする。

発　会　式

開催年月日　昭和40年11月19日午后２時。

場　　所　コクサイホテル
(大阪市東区内本町橋詰町)。

式　次　第　１．開会の辞。
１．理事長挨拶。
１．記念植樹目録贈呈。
１．来賓祝詞。
１．開　　宴。
１．閉会の辞。
１．万歳三唱。



阪神造園建設協同組合発会式

当日の来会者　大阪府知事、兵庫県知事、大阪市長、神戸市長をはじめ、大阪府、大阪市ならびに兵庫県各衛星都市関係者、公共団体等の関係者等約74名の方々の御出席を得て盛会を極めた。

記念植樹目録の贈呈式は社会福祉事業として、大阪府知事殿へいちょう70本、兵庫県知事殿へいちょう70本を寄贈し、両知事殿より感謝状を授与された。(右写真)

式は理事長の挨拶に始まり目録贈呈、来賓祝詞と進行し万歳三唱をもって目出度く終了した。

来賓祝詞

大阪府知事　左藤義詮（別記要旨の通り）

兵庫県知事　金井元彦

大阪市長　中馬　馨（別記要旨の通り）

神戸市長　原口忠次郎

当日来会者へ記念として観音竹１鉢を贈呈した。

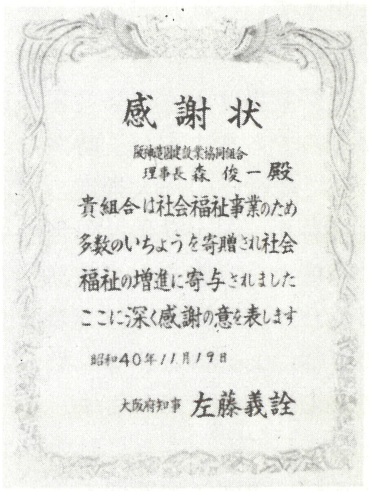
感謝状

阪神造園建設協同組合
理事長 森 俊一 殿

貴組合は社会福祉事業のため
多数のいちょうを寄贈され社会
福祉の増進に寄与されました
ここに深く感謝の意を表します

昭和40年11月19日

大阪府知事 左藤義詮

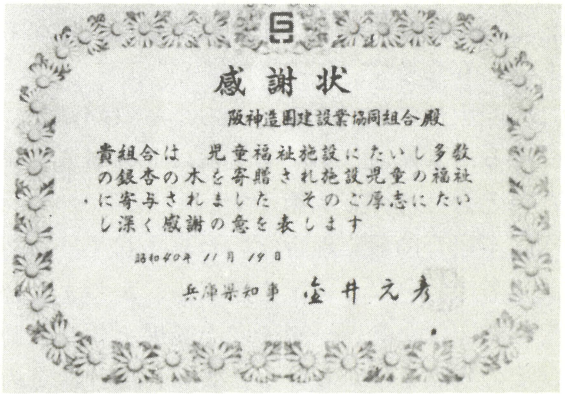
感謝状

阪神造園建設業協同組合殿

貴組合は　児童福祉施設にたいし多数の銀杏の木を寄贈され施設児童の福祉に寄与されました　そのご厚志にたいし深く感謝の意を表します

昭和40年11月19日

兵庫県知事 金井元彦

理事長挨拶

理事長代理　副理事長　岩田辰太郎氏

理事長森　俊一が直接皆様がたにお目にかかり御挨拶を申し上げなければならないのですが、健康すぐれず、いまだ入院中でありますので、皆様の御諒承をお願い申し上げ、甚だ失礼とは存じますが、副理事長として一言御挨拶を述べさせていただきたいと存じます。

本日は皆々様方には御繁忙の折にもかかわらずかくも多数の御出席をいただきましたことは、まことにうれしく有難き幸せと存じ、組合員一同感謝感激致しております。ここに一同に代り厚く御礼申し上げます。

今回御案内申し上げました通り、このたび大阪府ならびに兵庫県の造園建設業者が相はかりまして、遅ればせながらも、阪神造園建設業協同組合の設立を実現する運びに至りました。

只今遅ればせながらと申しましたが、すでに今日までに出来ていなければならなかったはずの組合であるからです。

われわれ造園業界は土木建築業界に比べますと、甚だ微力なものでありますが、時あたかも大都市をはじめとして総緑化の一大推進の機運と必要とにせまられており、国土緑化は急務の事業として、その建設には重大な意義をもつ時期と考えられますので、われわれ造園緑地建設業者は大いに奮起して、その要望に応え得る態勢を整えなければならないと考えられるのであります。

わが国としましても、さきにはオリンピックが東京で開催されて造園緑地部門も大きな役割を果たし、また今回は万国博覧会を当関西において開催されますことも、すでに決定されております折柄、造園緑化修景のもつ役割は極めて大きなものがあると存じます。

この際阪神の造園業者をもって一致団結し、もって来るべき建設工事にも立派にその職責を果たしたいと念じている次第です。

次に本組合の設立趣旨といたしましては、造園建設業者の健全なる営業を確立し、かつまた合理的な経営をはかり、一層の向上発展と相互扶助およびその親睦をはかるはもとより、定款に定められた組合本来の事業として、

1．組合員が必要とする資材の共同購買。
1．組合員の事業のP.Rおよび販売促進のための共同宣伝。
1．組合員が必要とする建設機械の共同管理。
1．組合員に対する事業資金の貸付けおよび組合員のためにするその借入。
1．組合員の事業に関する経営および技術の改善向上または知識の普及をはかるための教育および情報の提供。
1．組合員の福利厚生に関する事業、その他これに附帯する事業等を行なうことを目的といたしております。

これからの本組合の進歩発展はひとえに皆々様がたの絶大なる御支援と御鞭撻とによってなしとげられるものと信じますので、微力なる組合ではありますが、何卒よろしく御引廻し下さいますよう心から御願い申し上げる次第であります。

以上雑然とした言葉をもちまして発会式の御挨拶といたします。

皆々様まことに有難う御座いました。

祝辞

大阪府知事　左藤義詮殿

本日、阪神造園建設業協同組合の設立発会式に臨み一言お祝いの言葉を申し上げます。

戦後20年のめざましい経済発展は目を見張るものがあり、各種産業の伸展、公共投資の増大等と相まって今後における国土の隆昌は計り知れないものがあると存じます。

然しながら大都市およびその周辺は、直接その影響をこうむり、年々過密化の一途をたどり、住宅あるいは交通事情、公害問題等住民の生活環境はますます悪化しておる現状であります。こうした事態に直面している現在、住民に健全な憩いの場をあたえ、明日への活動力を養うためには、最も効果的な公園緑地の拡充、整備が緊要と存ずるものであります。

この秋にあたり、常にこれが建設に尽力されてまいられた皆様がたが、ここに相互扶助の精神に基き、共同事業を行い、自立的な経済活動を促進し、経済的地位の向上をはかられることを目的として設立されたことは、まことにご同慶に堪えません。

本組合はこれを契機として、技術の改善等により一層造園建設の革新をはかられ、私どもが企図しております公園緑地の整備、あるいは府民運動として推進いたしております花と緑の運動、または皆様がたすでにご承知の昭和45年に開催予定の万国博覧会における一大施設等、今後皆様がたのご協力なくしてはとうてい目的完遂は不可能と思われるものでありまして、どうかこの点よろしくお願いいたしますとともに、貴組合の今後のご発展とご活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

祝詞

大阪市長　中馬　馨殿

造園業界の近代化と発展に寄与されるため、このたび阪神造園建設業協同組合が設立されましたことを心よりお慶び申し上げます。

御存じのとおり大阪市では夢ある町づくりの一環として、昨年から緑化の百年運動を続けております。

住みよい緑豊かな健康な町づくりには、市民の方々から心温まる善意の御厚志と御協力をいただき、この運動は明るく進展しております。

豊かな緑、豊かな心をつちかう造園事業について町の方々の需要に物心ともに応えられますよう、今後ますますの御発展御隆昌をお祈り申し上げてお祝いの言葉といたします。



組合登記事項等の推移

定款変更申請認可

(1) 昭和41年６月29日認可。建設大臣瀬戸山三男
（事業）７条
②組合員が必要とする造園工事の受註あっせん。
(2) 昭和42年７月19日認可。建設大臣西村英一
（員外役員）26条
(3) 昭和43年７月８日認可。建設大臣保利茂
（役員の定数）24条　27条
(4) 昭和46年７月１日認可。建設大臣根本竜太郎
（事業）７条
⑤組合員が必要とする造園会館の運営管理。
（役員の定数）24条　27条
(5) 昭和47年12月８日認可。建設大臣木村武雄
（事業）７条
⑥組合員の必要とする事業内職業訓練校の設置および運営管理に関する事業。
(6) 48年６月21日認可。建設大臣金丸信
（役員の定数）24条

現行定款

阪神造園建設業協同組合定款

第１章　総　則

（目　的）
第１条　本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行ない、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつその経済的地位の向上をはかることを目的とする。
（名　称）
第２条　本組合は、阪神造園建設業協同組合と称する。
（地　区）
第３条　本組合の地区は、大阪府および兵庫県の区域とする。
（事務所の所在地）
第４条　本組合は、事務所を大阪市北区に置く。
（公告の方法）
第５条　本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ必要があるときは大阪市において発行する日本経済新聞に掲載してする。
（規　約）
第６条　この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

第２章　事　業

（事　業）
第７条　本組合は、第１条の目的を達成するために、次の事業を行なう。
(1) 組合員が必要とする資材の共同購買。
(2) 組合員が必要とする造園工事の受註あっせん。
(3) 組合員の事業の宣伝および、販売促進のための共同宣伝に関する事業。
(4) 組合員が必要とする建設機械の共同管理。
(5) 組合員が必要とする造園会館の運営管理。
(6) 組合員の必要とする事業内職業訓練校の設置および運営管理に関する事業。
(7) 組合員に対する事業資金の貸付け（手形の割引を含む）および、組合員のためにするその借入れ。
(8) 商工組合中央金庫、中小企業金融公庫、国民金融公庫、銀行、相互銀行、信用金庫、信用協同組合に対する組合員の債務の保証またはこれらの金融機関の委任を受けてするその債権の取立て。
(9) 組合員の事業に関する経営および技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及をはかるための教育および情報の提供。
(10) 組合員の福利厚生に関する事業。
(11) 前各号の事業に附帯する事業。

第３章　組　合　員

（組合員の資格）
第８条　本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。
(1) 建設業法の登録を受けかつ造園土木建設業

を営む事業者であること。
(2) 組合の地区内に事業場を有すること。
（加　入）
第９条　組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。
２．本組合は加入の申込みがあったときは、理事会において諾否を決する。
（加入者の出資払込みおよび加入金）
第１０条　前条第１項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部または一部を承継することによる場合は、この限りでない。
２．尚前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。
３．加入金の額は、総会において定める。
（相続加入）
第１１条　死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の一人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前２条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。
２．前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。
（自由脱退）
第１２条　組合員は、あらかじめ組合に通知したうえで事業年度の終りにおいて脱退することができる。
２．前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。
（除　名）
第１３条　本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。この場合において本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えるものとする。
(1) 長期間にわたって本組合の施設を利用しない組合員。
(2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員。
(3) 本組合の事業を妨げ、または妨げようとした組合員。
(4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員。
(5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員。
（脱退者の持分の払い戻し）
第１４条　組合員が脱退したときは、その持分の全額を払い戻すものとする。ただし、除名による場合はその半額とする。
（使用料または手数料）
第１５条　本組合は、その行なう事業について使用料または手数料を徴収することができる。
２．前項の使用料または手数料の額は、規約で定める額を限度として理事会で定める。
（経費の賦課）
第１６条　本組合は、第７条、第(9)号および第(10)号の事業の費用に充てるため組合員に経費を賦課することができる。
２．前項の経費の額、その徴収の期間および方法その他必要な事項は、総会において定める。
（出資口数の減少）
第１７条　組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終りにおいてその出資口数の減少を請求することができる。
(1) 事業を休止したとき。
(2) 事業の一部を廃止したとき。
(3) その他やむを得ない理由があるとき。
２．本組合は、前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。
３．出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。
（届　出）
第１８条　組合員は、次の各号の一に該当するときは、７日以内に本組合に届け出なければならない。
(1) 氏名、名称または事業を行なう場所を変更したとき。
(2) 事業の全部または一部を休止し、もしくは廃止したとき。
(3) 資本の額または出資の総額5,000万円をこえ、かつ常時使用する従業員の数が300人をこえたとき。
（過怠金）
第１９条　本組合は、次の各号の一に該当する組

合員に対し総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知しかつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 第13条第２号から第４号までに掲げる行為のあった組合員。

(2) 前条の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした組合員。

第４章　出資および持分

（出資１口の金額）

第２０条　出資１口の金額は金10,000円とする。

（出資の払込み）

第２１条　出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

（延滞金）

第２２条　本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで日歩３銭の割合で延滞金を徴収することができる。

（持　分）

第２３条　組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

２．持分の算定に当っては10円未満のは数は切り捨てるものとする。

第５章　役員、顧問および職員

（役員の定数）

第２４条　役員の定数は次の通りとする。

(1) 理事　８人以上10人以内

(2) 監事　１人または２人

（役員の任期）

第２５条　役員の任期は次の通りとする。

(1) 理事　２年　　(2) 監事　２年

２．補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む）のため選挙された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

３．理事または監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選挙された役員の任期は、第１項に規定する任期とする。

４．任期の満了または辞任によって退任した役員は、新たに選挙された役員が就任するまで、なお役員の職務を行なう。

（員外役員）

第２６条　役員のうち、組合員または組合員たる法人の役員でないものは、理事については１人をこえることができない。

（理事長、副理事長および専務理事の職務）

第２７条　理事のうち１人を理事長、２人を副理事長、１人を専務理事とし、理事会において選任する。

２．理事長は、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

３．副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故または欠員のときは、その職務を代理し、または代行する。

４．専務理事は、理事長および副理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長および副理事長がともに事故または欠員のときはその職務を代理し、または代行する。

５．理事長、副理事長および専務理事がともに事故または欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者または代行者１人を定める。

（監事の職務）

第２８条　監事は、いつでも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、又は理事に対し、会計に関する報告を求めることができる。

２．監事は、その職務を行なうため特に必要があるときは組合の業務および財産の状況を調査することができる。

（役員の忠実義務）

第２９条　理事および監事は、法令、定款および規約の定めならびに総会の決議を遵守し組合のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

（役員の選挙）

第３０条　役員は、総会において選挙する。

２．役員の選挙は、単記式無記名投票によって行なう。

３．有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。

４．第２項の規定にかかわらず、役員の選挙は、出席者全員に同意があるときは、指名推選の方法によって行なうことができる。

5．指名推選の方法により役員の選挙を行なう場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行なう。

6．選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

（役員の報酬）

第３１条　役員に対する報酬は、総会において定める。

（顧　問）

第３２条　本組合に顧問を置くことができる。

2．顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

（職　員）

第３３条　本組合に参事および会計主任を置くことができる。

2．参事および会計主任の選任および解任は、理事会において決する。

第３４条　本組合に次の職員を置くことができる。

(1)　主事　若干名　　(2)　書記　若干名

第６章　総会、理事会および委員会

（総会の招集）

第３５条　総会は、通常総会および臨時総会とする。

2．通常総会は、毎事業年度終了後２ヶ月以内に、臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

（総会招集の手続）

第３６条　総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を記載した書面を各組合会員に発してするものとする。

（書面または代理人による議決権または選挙権の行使）

第３７条　組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面または代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族もしくは常時使用する使用人または他の組合員でなければ代理人となることができない。

2．代理人が代理する組合員の数は、２人までとする。

（総会の議事）

第３８条　総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という）に特別の定めがある場合を除き、組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第３９条　総会の議長は、総会ごとに出席した組合員または組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

（緊急議案）

第４０条　総会においては、出席した組合員（書面または代理人により議決権または選挙権を行使する者を除く。）が組合員の半数以上であり、かつ出席した組合員の３分の２以上の同意を得たときに限り、第36条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。

（総会の議決事項）

第４１条　総会においては、法または定款で定めるもののほか次の事項を議決する。

(1)　借入金額の最高限度。

(2)　１組合員に対する貸付け（手形の割引を含む）または１組合員のためにする債務保証の金額の最高限度。

(3)　その他理事会において必要と認める事項。

（総会の議事録）

第４２条　総会の議事録は、議長および出席した理事が作成しこれに署名するものとする。

2．前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)　開催通知の年月日およびその方法。

(2)　会議の日時および場所。

(3)　組合員数およびその出席者数。

(4)　議事の経過の要領。

(5)　議案別の議決の結果（可決、否決の別および賛否の議決権数）。

（理事会の招集）

第４３条　理事会は、理事長が招集する。

2．理事長が事故または欠員のときは、副理事長が、理事長および副理事がともに事故または欠員のときはあらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。

（理事会の招集手続）

第４４条　理事会の招集は、会日の７日前までに

日時および場所を各理事に通知してするものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

（理事会の議事）

第４５条　理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

（理事会の書面議決）

第４６条　理事はやむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

（理事会の議決事項）

第４７条　理事会は、法または定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に提出する議案。

(2)　その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項。

（理事会の議事および議事録）

第４８条　理事会においては、理事長がその議長となる。

２．理事会の議事録については、第42条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第２項第５号中「（可決、否決の別および賛否の議決権数）」とあるのは「（可決、否決の別および賛否の議決権数ならびに賛成した理事の氏名および反対した理事の氏名）」と読み替えるものとする。

（委員会）

第４９条　本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

２．委員会の種類、組織および運営に関する事項は、規約で定める。

第７章　会　　計

（事業年度）

第５０条　本組合の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終るものとする。

（法定利益準備金）

第５１条　本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎年事業年度の利益剰余金の10分の１以上を準備金として積み立てるものとする。

２．前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

（資本準備金）

第５２条　本組合は、加入金、増口金および減資差益（第14条ただし書の規定によって払いもどしをしない金額を含む。）は、資本準備金として積み立てるものとする。

（再評価積立金）

第５３条　本組合は、資産を再評価したときは、再評価差額を再評価積立金として積み立てるものとする。

（特別積立金）

第５４条　本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の１以上を特別積立金として積み立てるものとする。

（法定繰越金）

第５５条　本組合は、第７条第(9)号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の１以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

（利益剰余金および繰越金）

第５６条　一事業年度における総益金に総損金および繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第51条の規定による法定利益準備金、第54条の規定による特別積立金および前条の規定による繰越金ならびに納税引当金を控除してなお剰余があるときは総会の議決によりこれを組合員に配当し、または翌事業年度に繰り越すものとする。

（利益剰余金の配当）

第５７条　前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、もしくは、組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、または事業年度末における組合員の出資額および組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

２．事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は年１割をこえないものとする。

３．配当金の計算については、第23条第２項、（持分）の規定を準用する。

（損失金の処理）

第５８条　損失金のてん補は、特別積立金、資本準備金、法定利益準備金、再評価積立金の順序にしたがってするものとする。

（職員退職給与引当金）

第５９条　本組合は、事業年度末ごとに、職員退職給与引当金として、職員給与総額の100分の４以上を計上する。

附　　則

第６０条　設立当時の役員の任期は、第25条の規定にかかわらず第１回通常総会の日までとする。

第６１条　第50条の規定にかかわらず、初年度にかぎり組合成立の日より昭和41年３月31日までをもって一事業年度とする。

出資口数異動状況

年　月　日	出資総口数	加　入　者	脱　退　者	摘　　要
40　9　28	250口（25社）			10口　１社
42　3　31	260口（26社）	あやめ池遊園㈱ ㈱山都屋大阪営業所	平井万樹園	１口　￥10,000 10口減 20口増　10口増
43　3　21	270口（27社）	岩辻園芸農場		10口増
46　6　1	5880口（28社）	東光園緑化㈱大阪支店		１社当り200口増 210口×28社
50　3　31	6090口（29社）	稲治造園工務所		210口増
50　11　15	7560口（36社）	南海造園土木㈱ ㈱大阪緑花 金剛植物園 ㈱田中造園土木 ㈱関造園土木 尊農社緑地㈱大阪営業所 閑秀園		210口×7社増

役員改選、理事、監事の数および副理事長、専務理事の数。

１．昭和40年９月28日、創立時、理事８名、うち副理事長２名。監事２名。

２．昭和41年５月26日、第１回通常総会。理事９名。うち副理事長２名。監事２名。

３．昭和43年５月26日、第３回通常総会。理事10名、うち副理事長２名、専務理事１名。監事２名。

４．昭和43年７月８日、定款改正により理事２名増、副理事長１名増となり、理事12名、うち副理事長３名、専務理事１名。監事２名。

５．昭和43年７月23日、理事会。副理事長１名増、坂上種博。

６．昭和43年11月29日、理事会。理事長・森俊一辞任。後任理事長・木原五市就任。

７．昭和45年５月30日、第５回通常総会。理事12名、うち副理事長３名。監事２名。

８．昭和46年５月29日、第６回通常総会。現役員全員辞任に伴う役員選任。理事７名、うち副理事長２名。監事２名。

９．昭和48年５月25日、第８回通常総会。理事８名、うち副理事長２名。監事２名。定款改正により理事２名増、48年６月21日。
専務理事１名。

10．昭和50年５月29日、第10回通常総会。理事10名、うち副理事長２名。専務理事１名。監事２名。

顧問委嘱

氏　　名	委　嘱　年　月	摘　　要
原　田　憲	昭和 46 年 9 月	衆議院議員
原 健 三 郎	〃 46 〃 9 〃	衆議院議員

原田孝	昭和 50 年 12 月	大阪府議会議員
天野要	昭和 50 年 8 月	大阪市議会議員
田治六郎	〃 40 〃 10 〃	(財)大阪市公園協会常務理事
同	〃 46 〃 9 〃	同
西尾一夫	〃 41 〃 6 〃	公認会計士
安富敬作	〃 42 〃 6 〃	弁護士
物故者		
森一雄	昭和 40 年 10 月	昭和43年 4 月27日死去
同	昭和 41 年 4 月(常任顧問として)	
酒井朋三	〃 42 〃 10 〃	昭和50年 8 月22日死去

代表理事　副理事長　専務理事

就任年月日	代表理事	副理事長　(専務理事)	
40. 9. 28	森俊一	岩田辰太郎	坂上種博
41. 5. 26	森俊一	岩田辰太郎	金岡秀輔
43. 5. 26	森俊一	木村源次郎	金岡秀輔
		(専務理事) 木原五市	
		(7.23就任) 坂上種博	
43. 11. 29	木原五市	木村源次郎	金岡秀輔
		坂上種博	
45. 5. 30	木原五市	木村源次郎	金岡秀輔
		坂上種博	
46. 6. 7	木村源次郎	坂上種博	木山匡司
48. 6. 1	当麻英夫	竹中栄治	阪上秀雄
		(専務理事) 加藤亮太郎	
50. 6. 7	当麻英夫	阪上秀雄	竹中栄治
		(専務理事) 加藤亮太郎	

役員名簿　昭和40年 9 月28日選任

役名	氏名	所属企業名	摘要
理事長	森俊一	株式会社三芳園代表取締役	
副理事長	岩田辰太郎	大阪造園土木株式会社代表取締役	
同	坂上種博	昭和造園土木代表者	
理事	冨川武男	関西植木株式会社代表取締役	
同	木山匡司	京阪神建設株式会社代表取締役	
同	植村新市	植村造園土木代表者	
同	竹中栄太郎	株式会社竹中庭園代表取締役	
同	荒木芳邦	荒木造園株式会社代表取締役	
監事	稲沢辰次	加茂佐造園株式会社代表取締役	
同	辻本巳之介	辻本龍松園代表者	

昭和41年５月26日改選

役　　名	氏　　名	所　属　企　業　名	摘　　要
理 事 長	森　俊　一	株式会社三芳園代表取締役	
副理事長	岩田辰太郎	大阪造園土木株式会社代表取締役	
同	金岡　秀輔	株式会社金岡養樹園代表取締役	
理　　事	坂上　種博	昭和造園土木代表者	
同	冨川　武男	関西植木株式会社代表取締役	
同	木山　匡司	京阪神建設株式会社代表取締役	
同	植村　新市	植村造園土木代表者	
同	竹中栄太郎	株式会社竹中庭園代表取締役	
同	荒木　芳邦	荒木造園株式会社代表取締役	
監　　事	稲沢　辰次	加茂佐造園株式会社代表取締役	
同	辻本巳之介	辻本龍松園代表者	

昭和43年５月26日改選

役　　名	氏　　名	所　属　企　業　名	摘　　要
理 事 長	森　俊　一 木原　五市	株式会社三芳園代表取締役	43.11.28辞任 43.11.29就任
副理事長	木村源次郎	大阪造園土木株式会社代表取締役	
同	金岡　秀輔	株式会社金岡養樹園代表取締役	
同	坂上　種博	株式会社昭和造園土木代表取締役	43.7.23就任
理　　事	冨川　武男	関西植木株式会社代表取締役	
同	木山　匡司	京阪神建設株式会社代表取締役	
同	植村　新市	植村造園土木代表者	
同	竹中栄太郎	株式会社竹中庭園代表取締役	
同	当麻　英夫	三容興産株式会社代表取締役	
同	阪上　貞雄	株式会社植捨組代表取締役	43.7.8就任
同	口丸　伊一	明治園代表者	同　　上
専務理事	木原　五市		43.11.29,理事長就任
監　　事	稲沢　辰次	加茂佐造園株式会社代表取締役	
同	辻本巳之介	辻本龍松園代表者	

昭和45年５月30日改選

役　　名	氏　　名	所　属　企　業　名	摘　　要
理 事 長	木原　五市		
副理事長	木村源次郎	大阪造園土木株式会社代表取締役	
同	金岡　秀輔	富士造園土木株式会社代表取締役	

副理事長	坂上　種博	株式会社昭和造園土木代表取締役	
理　事	森　俊　一	株式会社三芳園代表取締役	
同	冨川　武男	関西植木株式会社代表取締役	
同	木山　匡司	京阪神建設株式会社代表取締役	
同	植村　新市	植村造園土木代表者	
同	竹中栄太郎	株式会社竹中庭園代表取締役	
同	当麻　英夫	三容興産株式会社代表取締役	
同	阪上　貞雄	株式会社植捨組代表取締役	
同	口丸　伊一	明治園代表者	
監　事	稲沢　辰次	加茂佐造園株式会社代表取締役	
同	辻本巳之介	辻本龍松園代表者	

昭和46年５月29日改選

役　名	氏　名	所属企業名	摘　要
理事長	木村源次郎	大阪造園土木株式会社代表取締役	46.6.7就任
副理事長	坂上　種博	株式会社昭和造園土木代表取締役	同　上
同	木山　匡司	京阪神建設株式会社代表取締役	同　上
理　事	森　俊　一	株式会社三芳園代表取締役	
同	阪上　貞雄	株式会社植捨組代表取締役	
同	当麻　英夫	三容興産株式会社代表取締役	
同	竹中栄太郎	株式会社竹中庭園代表取締役	
監　事	口丸　伊一	株式会社明治園代表取締役	
同	冨川　武男	関西植木株式会社代表取締役	

昭和48年５月25日改選

役　名	氏　名	所属企業名	摘　要
理事長	当麻　英夫	三容興産株式会社代表取締役	48.6.1就任
副理事長	阪上　秀雄	株式会社植捨組専務取締役	同　上
同	竹中　栄治	株式会社竹中庭園専務取締役	同　上
理　事	木村源次郎	大阪造園土木株式会社代表取締役	
同	木山　匡司	京阪神建設株式会社代表取締役	
同	坂上　種博	株式会社昭和造園土木代表取締役	
同	西谷作太郎	株式会社三芳園専務取締役	
同	冨川　武男	関西植木株式会社代表取締役	48.6.21就任
同	口丸　伊一	株式会社明治園代表取締役	同　上
専務理事	加藤亮太郎		
監　事	植村　清一	植村高樹園代表者	
同	横尾　秀雄	田中建設株式会社取締役	

昭和50年５月29日改選

役　名	氏　名	所属企業名	摘　要
理事長	当麻　英夫	三容興産株式会社代表取締役	50年６月７日
副理事長	阪上　秀雄	株式会社植捨組専務取締役	
同	竹中　栄治	株式会社竹中庭園専務取締役	
理　事	木村源次郎	大阪造園土木株式会社代表取締役	
同	木山　匡司	株式会社京阪神グリーン代表取締役	
同	西谷作太郎	株式会社三芳園専務取締役	
同	坂上　種博	株式会社昭和造園土木代表取締役	
同	口丸　伊一	株式会社明治園代表取締役	
同	冨川竹治郎	関西植木株式会社取締役会長	
専務理事	加藤亮太郎		
監　事	植村　清一	植村高樹園代表者	
同	横尾　秀雄	田中建設株式会社取締役	

組　合　員　の　推　移

1．法人組合員の組織変更
2．設立当初個人企業組合員の組織変更
3．組合員代表者等の変更
4．組合員の脱退加入
5．組合員の物故者

法人組合員の組織変更

新企業名	旧企業名	代表者名	変更年月日	摘　要
近鉄興業㈱ 造園部	あやめ池遊園㈱ 造園部大阪営業所	所長(旧)　山脇信男 部長(新)　今村信彦	42．7．19	
近鉄興業㈱ 造園土木建設部	造園部を変更	部長　高天義一	48．6．16	
富士造園土木㈱	㈱金岡養樹園	代表取締役　金岡秀輔	45．1．1	
東光園緑化㈱ 大阪支店	東光緑化園㈱ 大阪営業所	支店長　池田邦寛	47．4．1	
㈱京阪神グリーン	京阪神建設㈱	代表取締役　木山匡司	49．8．15	
旭緑化建設㈱	㈱旭植物園	代表取締役　中西　登	51．1．7	

設立当初個人企業組合員の組織変更

企業名	変更後の企業名	変更後の代表取締役名	変更年月日	摘要
植捨組	㈱植捨組	阪上貞雄	42. 6. 3	
青紅園	㈱青紅園	中島幸太郎	42. 7. 28	
昭和造園土木	㈱昭和造園土木	坂上種博	42. 12. 21	
西川庭樹園	㈱西川造園	西川晴之助	44. 5. 1	
明治園	㈱明治園	口丸伊一	45. 8. 24	
岩辻園芸農場	㈱岩辻園芸農場	岩辻忠兵衛	46. 8. 20	
植村造園土木	植村造園土木㈱	植村一郎 植村三郎	46. 8. 31 48. 11. 19	死亡により
辻本龍松園	㈱辻本龍松園	辻本巳之介	47. 1. 1	
庭樹園	㈱庭樹園	当内富三郎 当内勲	47. 7. 1 50. 11. 15	死亡により

組合員代表者等の変更

企業名	新代表者名	旧代表者名	変更年月日	摘要
田中建設㈱	田中弘志	田中源之助	42. 4. 17	
	田中克典	田中弘志	43. 11. 30	
	田中弘志	田中克典	50. 11. 30	
大阪造園土木㈱	木村源次郎	岩田辰太郎	42. 7. 13	
㈱山都屋 大阪営業所	厚東利昭	志水一男	47. 8. 1	
	稲木稔	厚東利昭	49. 1. 1	
	額田一彦	稲木稔	49. 8. 1	
㈱三芳園	西冨春男	森俊一	48. 8. 27	死亡により
植村造園土木㈱	植村三郎	植村一郎	48. 11. 19	死亡により
内山緑地建設㈱ 大阪支店	樋口篤	吉岡康彦	49. 1. 17	
関西植木㈱	今里忠夫	冨川武男	49. 7. 19	死亡により
阪急園芸㈱	荒木秀雄	茂原祥三	50. 5. 15	
㈱庭樹園	当内勲	当内富三郎	50. 11. 15	死亡により

組合員の脱退加入

加入脱退別	企業名	代表者名	承認年月日	摘要
脱退	平井万樹園	下坂要三郎	41．3．31	
加入	あやめ池遊園㈱ 造園部大阪営業所 近鉄興業㈱ 造園土木建設部	所長　山脇信男 部長　高天義一	41．7．27	現企業名、及氏名
加入	㈱山都屋 大阪営業所	所長　志水一男 所長　額田一彦	41．7．27	現所長名
加入	岩辻園芸農場 ㈱岩辻園芸農場	岩辻忠兵衛 代表取締役　岩辻忠兵衛	42．5．19	現企業名、代表者名
加入	東光園緑化㈱ 大阪営業所 東光園緑化㈱ 大阪支店	所長　池田邦寛 支店長　池田邦寛	46．5．29	現企業名、代表者名
加入	稲治造園工務所	稲治　清	49．6．1	
加入	南海造園土木㈱	代表取締役　辻　正俊	50．6．1	
加入	㈱大阪緑花	代表取締役　花原　弘	〃	
加入	㈱関造園土木	代表取締役　関　春夫	〃	
加入	㈱田中造園土木	代表取締役　田中正一	〃	
加入	金剛植物園	左近長一	〃	
加入	閑秀園	川本博美	〃	
加入	尊農社緑地㈱ 大阪営業所	所長　宮本美忠 所長　長谷川元智	〃	現代表者名

組合員の物故者

氏名	死亡年月日	所属企業名	摘要
森　俊一	48．8．26	㈱三芳園　代表取締役	
植村一郎	48．11．19	植村造園土木㈱　代表取締役	
冨川武男	49．5．20	関西植木㈱　代表取締役	
当内富三郎	50．11．4	㈱庭樹園　代表取締役	

組合事務所の変遷

事務所の移転

阪神造園建設業組合事務所として借用、昭和40年３月１日より賃借し、同年５月14日より事務開始する。

大阪市北区茶屋町17番地、茶屋町アパート内、４階404号、405号の２室。

404号、６坪５合５勺。洋室、事務室。

405号、　同　上　　和室、会議室。

１ヶ月家賃各室15,000円　計30,000円。

敷金　400,000円。

昭和40年９月28日阪神造園建設業協同組合設立と共に、引続き賃借事務を開始した。

事務所開設までの経過

昭和38年春ごろより当時大阪府、大阪市、日本住宅公団等指名業者が集り、組合を設立することの申し合せがあり、約１年設立の為の準備を進め、翌39年10月頃新阪急ホテルにおいて約30社ほどで設立準備総会を開いた。当時弱体なわが業界のためにビルを借りる事が経理上困難であったので、全員の賛同を得て、安い室を探すことにきまる。早速、当時阪急園芸㈱の造園課長であった稲治清氏(現稲治造園工務所代表者)の尽力により数ヶ月を経て、ようやく40年５月14日、上記事務所の開設にこぎつけた次第。

昭和42年３月14日移転。

大阪市北区高垣町86番地福田ビル内（３月28日登記)。

302号室、８坪、事務室。

301号室、20坪、会議室。

１ヶ月家賃２室にて、90,000円。

敷金、2,000,000円。

電話２本備付313－0975・4010

事務所決定移転までの経過。

日本万国博記念協会より大木植栽工事の発注を組合ならびに組合員がそれぞれ契約を行ない、作業開始と共に地方の業者、関係者の組合への立寄りが多くなり、現事務所では手狭まとの話が出て、至急に広い事務所をさがすよう森理事長より指示があった。場所は大阪駅附近という立地条件のもとに、ほうぼう物色した結果、国鉄大阪駅、阪急電鉄、阪神電鉄共に梅田駅より徒歩数分の距離地点で、福田ビルを探し当て、直ちに役員会にはかり決定。

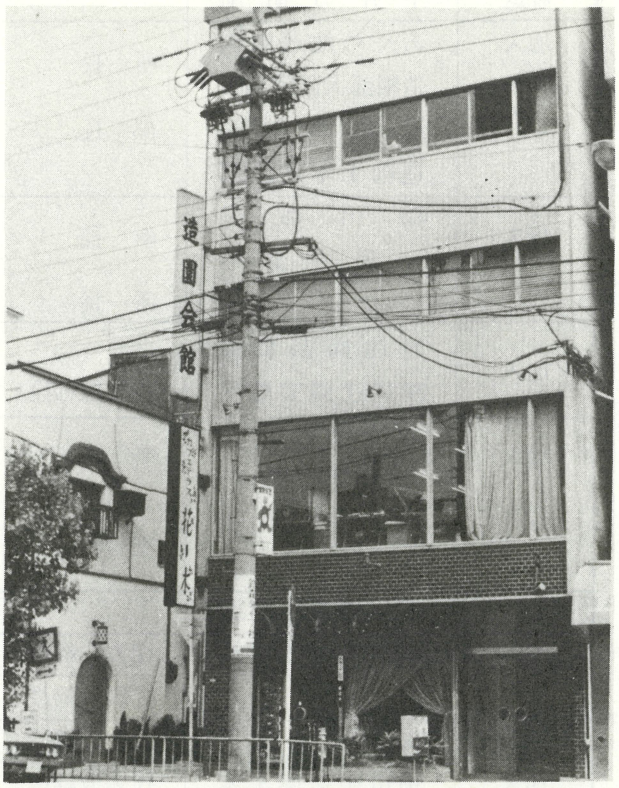

現在の造園会館

組合員は夜の利用度が多い関係上、午后12時まで使用を条件に契約し、42年３月14日新事務所へ移転した。

事務室約８坪、会議室約20坪のこの事務所で日本万国博、造園、庭園の工事を受註、連日のように夜中まで協議を重ねたことを思い出す。

昭和46年５月１日移転。

大阪市北区神山町27番地の２造園会館内（５月22日登記)。

造園会館の設定

４年にもあまる長い間、当組合の事務所は手狭まな福田ビルに借家住いを続けてきたが、何としても組合事業の安定と基点を設ける必要性を痛感

し、造園会館の設置が話題となっていた。たまたま、世紀の大事業であった万国博が無事終了し、当初から各社が工事用資金として出資していた200万円の返済処置につき、役員会の議題として検討されることとなった。好機至れり、この機会を逃がして会館の設立はできないのではないか、との意見に達し、財務委員で資金の検討が行われ、よし、やれるというところで大勢は実行に移行していった。

しかし、中には時期尚早という意見も出たが、結局、賛成多数で造園会館設立の夢は遂に実現へと一歩を踏出したのであった。

直ちに理事長（木原五市氏）は臨時総会を招集し、詳細な計画説明を行なった。

時を移さず理事長を中心とする設立委員会が発足し、各方面に物件の紹介、斡旋を依頼すると共に、用地の問題、建設費の検討など委員会は毎日のように夜遅くまで続けられた。

今日は西、明日は東と物件を追って委員達は走ったのであった。

たまたま、阪上氏の知人で柴田土地の社長から、敷地70坪、4階建鉄骨造りの物件が中心地である太融寺にあることを知らされ、持主も兼松江商とのことで、直ちに下見をし、都市計画部で都市再開発問題等を研究して将来性を確認した。そして役員会の当日、全員でこの物件を視察し、さらに検討を加え、現物件、価格、改装費、設備費、税金および今後の運営等に関して相談会を重ねた。

その当時、兼松江商に松下電器よりこの建物の譲渡について交渉が始められているとのニュースに接したので、役員会に促進をはかり、代表数名が兼松江商と面談し、当組合の資金面の実情をも訴え、誠意交渉をした結果、松下提示の金額より約200万円近い下値をもって商談は成立した。

この点、苦境への理解と熱意に同情して頂いた兼松江商に対し、衷心感謝する次第である。

また、これが入手および改装に関しては柴田土地の役職員の方々はよくわれわれの立場をご理解いただき、ご協力下さったもので、まことに感謝に耐えない次第である。

かくてこの会館は多くの理解と誠意ある人々の手によって創設せられたものであり、近畿地区の造園業界の砦であり、業界運営の本城として将来共に支持し、盛立ててゆかねばならないと存ずるものである。

組　合　員　の　受　彰

都市公園事業功労者の受彰

昭和48年は明治6年、太政官布告による都市公園制度が制定されてから丁度100年目に当るという記念すべき年であった。

建設省は都道府県、市町村などと呼応し、表記の大会を開催し、長年の間、都市公園事業の推進に尽力した功績顕著な個人、団体に対し建設大臣から感謝状が授与されることになった。

これは(社)日本造園建設業協会を通じ、当近畿支部が受理したものであったので、8月15日、兵庫、京都の各支部へ通知し、それぞれから有資格者の選出を依頼した。

次に推せんに関する諸条件を挙げる。

①昭和45年4月1日現在、個人では満55才以上のもの。

②都市公園事業に通算30年以上従事したもの。

③業務に精励すると共に、顕著な業務改善、技術開発等により都市公園事業の発展に尽力したものとなっており、推せん理由と略歴、関係公園名等の詳細記入が附加されていたが、兵庫（杭本）、大阪（木村）、京都（井上）各支部長と役員会議により、それぞれ厳選することとなり、8月20日までに必着するよう通達した。

その結果は下記の通り12名が推せんされたが、当組合としては6氏であった。

①木村源次郎・大阪造園土木(株)代表取締役　▽森俊一・(株)三芳園代表取締役 ▽加藤亮太郎・阪神造園建設業協同組合専務理事▽当内富三郎・(株)庭樹園代表取締役▽植村　新市・植村造園土木(株)代表取締役会長▽中島幸太郎・(株)青紅園代表取締役(以上大阪)

②杭本　　正・関西造園土木(株)代表取締役▽平野　重弘・平野造園代表者（以上兵庫）
③小島　佐一・小島庭園工務所代表者▽垣口藤太郎・垣口造園代表者▽水田三之助・水田造園土木代表者▽高石　保夫・(株)高石造園土木代表取締役（以上京都）

都市公園制度制定100周年記念全国大会の記録。
とき、昭和48年10月12日(金)。
ところ、東京都立日比谷公会堂。
主催、建設省、都道府県、市町村。

第1部　(10：00～11：30)

○　常陸宮殿下、同妃殿下御入場。
○　開会。
○　開会式典。　建設大臣（大会執行委員長）
○　感謝状授与　建設大臣
○　お言葉　常陸宮殿下
○　祝　辞　内閣総理大臣
○　祝　辞　衆議院議長
○　祝　辞　参議院議長
○　常陸宮殿下、同妃殿下御退場。

（第1部終了）

第2部　(11：30～12：00)

○　都市公園推進決議

（第2部終了）

○　昼　食
○　郷土芸能　佐藤民謡一家（山形県米沢市）

第3部　(13：00～16：00)

○　記念講演
暮しの中の緑　NHKアナウンサー鈴木健二
ゆうゆう人生　評論家　上坂冬子

（第3部終了）

○　閉　会

以上は当日のプログラムであったが、前記12名の受彰者は前日に上京、定刻に会場に参集してこの盛儀に加わり、それぞれ感謝状と記念品を受領して解散したのであった。

共同企業体の結成と推移

共同企業体結成について

昭和42年8月1日、組合員をもって共同企業体結成の案を決定し、公害防止事業団、日本万国博覧会協会等の諸工事実施に当り、企業体をもって当ることにすることを決定して結成に取りかかった。

公害防止事業団の指名願提出については8月12日に間にあわなかったので、同事業団へは各自提出することになり、8月末別表の通り、阪神造園第一共同企業体から、同第8共同企業体までを結成して大阪府特別公園建設事務所等へ提出した。

然し、本企業体名称では指名に差し支えるとの理由にて、43年6月第2表の通り企業体名称を変更して提出し、以来万国博会場、並に日本庭園工事全体にわたり、各企業体別に実施し、完全遂行の上、責任を全うすることが出来た。以来構成員等に変更もあったが、現在も存続活動をつづけておる次第である。

阪神造園建設業協同組合員による共同企業体構成表

昭和42年8月

共同企業体名	代表者	構成員
阪神造園第一共同企業体	㈱金岡養樹園	内山緑地建設㈱(大阪支店)　関西造園土木㈱
〃　第二　〃	㈱旭植物園	㈱植捨組　田中建設㈱
〃　第三　〃	昭和造園土木	明治園　辻本龍松園
〃　第四　〃	阪急園芸㈱	近鉄興業㈱(造園部)　㈱山都屋(大阪営業所)
〃　第五　〃	大阪造園土木㈱	㈱三芳園　関西植木㈱
〃　第六　〃	三容興産㈱	京阪神建設㈱　㈱竹中庭園
〃　第七　〃	㈱青紅園	荒木造園㈱　加茂佐造園㈱　関西緑地開発㈱

〃　第八　〃	植村造園土木	庭樹園　西川庭樹園　植村高樹園　岩辻園芸農場
	以　上	

既設企業体の名称変更に伴う企業体構成表　　昭和43年６月

共同企業体名	代表者	構成員
三和造園共同企業体	㈱金岡養樹園	内山緑地建設㈱（大阪支店）　関西造園土木㈱
近畿造園　〃	㈱旭植物園	㈱植捨組　田中建設㈱
兵庫造園　〃	㈱昭和造園土木	明治園　辻本龍松園
関西造園　〃	阪急園芸㈱	近鉄興業㈱（造園部）　㈱山都屋（大阪営業所）
第一造園　〃	大阪造園土木㈱	㈱三芳園　関西植木㈱
京阪神造園　〃	三容興産㈱	京阪神建設㈱　㈱竹中庭園
新大阪造園　〃	㈱青紅園	荒木造園㈱　加茂佐造園㈱　関西緑地開発㈱
大阪中央造園　〃	植村造園土木	庭樹園　西川庭樹園　植村高樹園　岩辻園芸農場
	以　上	

日本万国博会場施工工区別企業体構成表　　昭和44年６月

共同企業体名	代表者	構成員
施工工区、　１工区		
近畿造園共同企業体	㈱旭植物園	㈱植捨組　田中建設㈱
同　２工区		
新大阪造園共同企業体	㈱青紅園	加茂佐造園㈱　関西緑地開発㈱　荒木造園㈱
同　３工区		
兵庫造園共同企業体	㈱昭和造園土木	辻本龍松園　明治園
同　４工区		
京阪神造園共同企業体	三容興産㈱	京阪神建設㈱　㈱竹中庭園
同　５工区		
関西造園共同企業体	阪急園芸㈱	近鉄興業㈱（造園部）　㈱山都屋（大阪営業所）
同　６工区		
大阪中央造園共同企業体	植村造園土木	㈱西川造園　植村高樹園　庭樹園　岩辻園芸農場
同　７工区		
三和造園共同企業体	㈱金岡養樹園	内山緑地建設㈱（大阪支店）　関西造園土木㈱
同　８工区		
第一造園共同企業体	大阪造園土木㈱	㈱三芳園　関西植木㈱
	以　上	

日本万国博日本庭園植栽工事施工工区別企業体構成表　　昭和44年６月

共同企業体名	代表者	構成員
施工工区、　１工区		
第一造園共同企業体	大阪造園土木㈱	㈱三芳園　関西樹木㈱
同　2.10工区		
三和造園共同企業体	㈱金岡養樹園	内山緑地建設㈱（大阪支店）　関西造園土木㈱

同　3.8工区		
関西造園共同企業体	阪急園芸㈱	近鉄興業㈱(造園部)　㈱山都屋(大阪営業所)
同　4.15工区		
兵庫造園共同企業体	㈱昭和造園土木	辻本龍松園　明治園
同　5.7工区		
大阪中央造園共同企業体	植村造園土木	㈱西川造園　植村高樹園　庭樹園　岩辻園芸農場
同　6.14工区		
新大阪造園共同企業体	㈱青紅園	加茂佐造園㈱　関西緑地開発㈱　荒木造園㈱
同 9.11.16工区		
京阪神造園共同企業体	三容興産㈱	京阪神建設㈱　㈱竹中庭園
同　12.13工区		
近畿造園共同企業体	㈱旭植物園	㈱植捨組　田中建設㈱
	以上	

日本庭園石組工事施工企業体構成表

共同企業体名	代表者	構成員
石組工事　その1		
新大阪造園共同企業体	㈱青紅園	関西緑地開発㈱　加茂佐造園㈱　荒木造園㈱
同　その2		
兵庫造園共同企業体	㈱昭和造園土木	辻本龍松園　明治園
同　その3		
近畿造園共同企業体	㈱旭植物園	㈱植捨組　田中建設㈱
	以上	

組合員新加入者による変更企業体構成表　　昭和47年10月

共同企業体名	代表者	構成員
第一造園共同企業体	大阪造園土木㈱	㈱三芳園　関西植木㈱
兵庫造園　〃	㈱昭和造園土木	㈱辻本龍松園　㈱明治園
京阪神造園　〃	三容興産㈱	京阪神建設㈱　㈱竹中庭園
三和造園　〃	富士造園土木㈱(社名変更)	内山緑地建設㈱(大阪支店)　関西造園土木㈱
近畿造園　〃	㈱旭植物園	㈱植捨組　田中建設㈱
大阪中央造園　〃	植村造園土木㈱	㈱西川造園　㈱岩辻園芸農場　㈱庭樹園　植村高樹園
関西造園　〃	阪急園芸㈱	近鉄興業㈱(造園部)　㈱山都屋(大阪営業所) 東光園緑化㈱(大阪支店)
新大阪造園　〃	㈱青紅園	関西緑地開発㈱
	以上	

組合員名称変更による企業体構成表　　昭和50年3月6日

共同企業体名	代表者	構成員
第一造園共同企業体	変更なし	変更なし
兵庫造園　〃	〃	〃

三和造園	〃	変更なし	変更なし
近畿造園	〃	〃	〃
新大阪造園	〃	〃	〃
京阪神造園	〃	〃	㈱京阪神グリーン　㈱竹中庭園
大阪中央造園	〃	〃	㈱西川造園
関西造園	〃	〃	近鉄興業㈱(造園土木建設部)　東光園緑化㈱(大阪支店) ㈱山都屋(大阪営業所)
西日本造園	〃	㈱庭樹園	㈱岩辻園芸農場　植村高樹園

組合員新加入者による変更企業体構成表

昭和50年７月14日

共同企業体名	代表者	構成員
第一造園共同企業体	大阪造園土木㈱	㈱三芳園　関西植木㈱
兵庫造園	〃	㈱昭和造園土木	㈱辻本龍松園　㈱明治園　㈱田中造園土木
京阪神造園	〃	三容興産㈱	㈱京阪神グリーン　㈱竹中庭園　南海造園土木㈱
三和造園	〃	富士造園土木㈱	内山緑地建設㈱(大阪支店)　関西造園土木㈱
関西造園	〃	阪急園芸㈱	近鉄興業㈱(造園土木建設部)　東光園緑化㈱(大阪支店) ㈱山都屋(大阪営業所)
近畿造園	〃	㈱旭植物園	㈱植捨組　田中建設㈱　㈱関造園土木
大阪中央造園	〃	植村造園土木㈱	㈱西川造園　㈱大阪緑花　尊農社緑地㈱(大阪営業所)
新大阪造園	〃	㈱青紅園	関西緑地開発㈱　稲治造園工務所　金剛植物園
西日本造園	〃	㈱庭樹園	㈱岩辻園芸農場　植村高樹園　閑秀園

組　合　事　業　編

万国博会場の
日本庭園位置図

政府出展日本庭園施設
位　置：大阪府吹田市千里丘陵
面　積：約26ヘクタール
事業費：約20億円
(昭和42年度～昭和44年度執行)

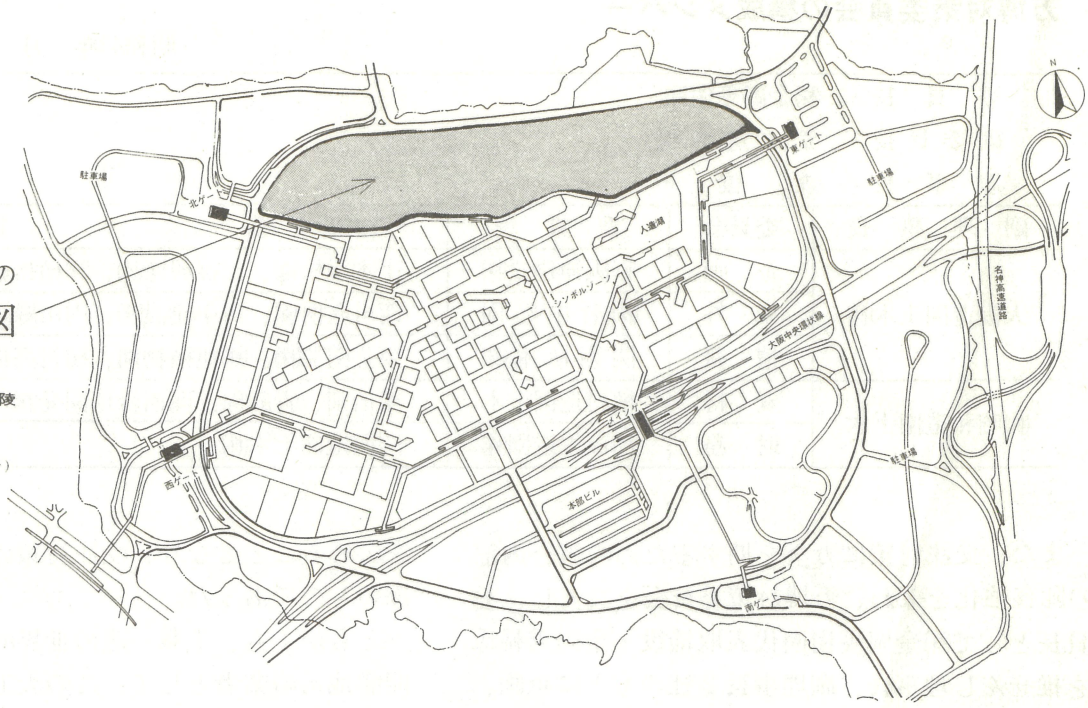

日本万国博工事

過去10年間の組合事業を振返って、最も顕著な事業活動として特筆すべきものは、昭和45年開催の万国博覧会々場の造園修景工事および政府出展「日本庭園」造成工事を組合員の協同事業として完成し、輝かしい成果をあげて、わが組合員の総力結集の真価を遺憾なく発揮したことであると思われる。

そしてさらに、万博終了後の日本庭園ならびに万博バラ園についても、組合員の指導管理のもとに現在に至るまで継続しつつある。

したがってこれが編さんに当っては、当然、万博工事を大きく取上げねばならないと存ずるので、少しく紙数を費して記述することとする。

組合活動の初期

茶屋町に事務所を置いた昭和40年の後半頃から以後のことである。

万博工事用大樹の使用樹種、規格、数量等の情報が虚実とりまぜて入手されていたが、一方、万博協会側においても、工事規模の大きさから推察して、個々の業者に対しての大型発注には大なる懸念があり、その為に大手財閥商社に一括発注して、建設、土木、造園等を総括元請負をさせ、それを各業種に分割下請させる方式がとられるとか、そして、ひそかに受注運動が猛烈に行われているとの情報を感受していたのであった。

しかし、われわれ組合員は開催地元の有数な専門業者であることを自負すると共に、名誉にかけても、この大事業に挺身協力し、総力を結集し、あらゆる難事を克服して何としても世紀の祭典を成功に導びきたいとの熱意に燃えていたのであった。

ために、万博協会当局とは常に折衝を重ね、強力に意見具伸を行なうと共に、組合の持論である相対契約方式を陳情し続けたのであった。

一方、自主的には万博工事に使用されるものと予想される大樹類の調査に乗出し、昭和41年4月には組合役員が5地区を分担して、関東から九州にわたり、綿密な調査をするかたわら、組合員全員には大樹の手持および調達可能の樹種、数量につき数回におよぶ大調査を行って、予測される発注に対応するなど、準備態勢を整えていた。

万博対策委員会の構成メンバー

昭和41年　月

委　員　長　㈱金岡養樹園
副委員長　荒木造園㈱
理　事　長　森　俊一

副理事長	委員会	委員長	委員
大阪造園土木㈱	企画	京阪神建設㈱	辻本龍松園、三容興産㈱、㈱植捨組、庭樹園
	渉外	㈱竹中庭園	西川庭樹園、田中建設㈱、内山緑地建設㈱
	情報	関西植木㈱	阪急園芸㈱、㈱旭植物園、植村高樹園
㈱昭和造園土木	資材	植村造園土木	明治園、青紅園、関西緑地開発㈱
	財務	加茂佐造園㈱	関西造園土木㈱

また、受注対策に万全を期するための組合内部の陣容強化を兼ね、万博対策委員会を設置し、委員長として㈱金岡養樹園代表取締役・金岡秀輔氏を推せんし理事長、副理事長２社のもとに企画、渉外、情報宣伝、資材、財務の５委員会を設けて各委員会ごとに活発な活動を開始したのであった。

さらに、昭和41年４月には組合が万博工事対策の完備をＰＲするためのパンフレットを発行して宣伝活動を進めた。

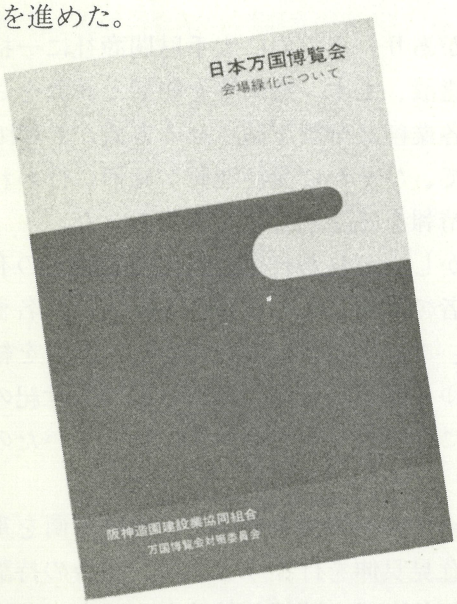

これと同時に、万博工事に対する認識と知識を得る目的から、当時、カナダ、モントリオールの万国博覧会建設工事中の見学を企画し、大阪府議会議員・故酒井朋三氏を総団長とする同博工事視察団一行に参加し、造園業界より金岡秀輔氏を団長とする12名が現地建設中の情況をつぶさに見学した。

この結果は万博工事に対する自信を強め、視野を広めることとなり、受注対策の一環として意義深いものであった。

ともかくも、千載一遇の世界的大博覧会である。開催地元の業者として、この大工事はわれわれ地元業者、いやわれら組合員の手で立派にやり遂げてみせる。そして地元業界の実力を顕示し、日本庭園の伝統芸術造景を後世に残し、さらには世界人の認識を高め、次代の造園技術の模範となる昭和年代エポック作品を創造する。これがためには如何なる困難、犠牲をも克服し、採算を度外しても完遂するのだ。そして、この大決意に対しては他地方からの介入、助力を潔よしとしないという気迫が組合員全員に凝結した感があった。

しかし、必要樹木類の生産と需要に対しては、各地生産業界の人々には多大の協力を要望する運動を続けたのであった。

かくて工事発注が近づくにつれ、受注の構えとして、各個々の業者単独指名、組合指名、さらに日本庭園工事受注のため、組合員３～４社を単位とする造園共同企業体を編成し、いずれの発注にも対応し得るよう対策を整え、待機していた。

期待していた植栽工事の発注は、昭和42年２月から開始され、組合名儀指名、個々の業者名儀指名の入札と、それぞれ幾多の困難を伴ったが、よく克服して受注した。

ただし、組合および組合員の受注した工事はすべてあらかじめ計画通り組合の指導、統制の下におき、樹木検査、根廻検査、樹籍簿調製、現場搬入、植栽までを円滑、有効に運営するために、組合に集中統括した次第であった。

さて、まず樹木調達については、さきに数回にわたる調査により集収した資料に基き、組合で検討の単価を設定し、組合員からの調達希望を集計、按配(あんばい)して万博現場へ搬入までの全責任を負担して配分したが、最終的に調達困難なもの、例えば大型のモッコク、タイサンボク、サルスベリなどは組合設置の樹木単価ではとうていできない状態に追込まれてしまったものも出てきた。

そこで遂に森理事長の決断により、単価的に調達困難な樹木については、組合員に均等に割当てて調達することになったが、その結果は必然的に組合員がそれぞれ、多大の犠牲を払って割当本数を完納したのであった。

かくて樹木の調達は宮城県のミヤギノハギを北限とし、福島県相馬郡浪江から北関東軽井沢方面のモミ、レンゲツツジ、ヤマザクラ、長野県のコブシ、そして南端は九州佐多岬のイヌマキに至るまで殆んど全国的な規模で集められたもので、この意味でも挙国的造園ともいわれるゆえんである。

植栽については、植栽地域を各共同企業体に分割して、それぞれの共同企業体が組合本部と樹木納入者とが、三位一体となって責任施工することとなり、かつ、枯損補償は植栽担当の共同企業体で終結まで責任を負荷されたのであった。

そのために、ある搬入樹木が運搬中の荷くずれ、枝折れ、根鉢脱落などの欠陥で納入者と植栽担当の共同企業体との間に引取拒否の問題で、小さな悶着が生じた事もあったが、組合員相互間の問題であるだけに、実に円満に問題処理が出来たのであった。

かくて樹木調達、現場植栽とも苛酷ともいえる組合からの条件にも耐え、完成を目ざして日夜努力を続けた。

なお万博造園工事について(株)昭和造園土木・坂上種博氏より工事受注から現場施工完成までの詳細な資料を提供されたので、次に記載する。

〔受　注〕

昭和42年2月5日、万国博覧会協会より待望の大樹類現場説明の連絡があり、組合、組合員の全社および北は埼玉県から南は鹿児島、宮崎に至る総数70社数が指名に入り、活気を呈したものであった。

狭い組合事務所に組合全員が集合し、積算打合せ会などを経て、2月16日、9時30分より順次入札したが、その結果9件、277,000,000円をもって、組合構成員が受注した(発注額の半分以上)。

いよいよこれより真の協同事業開始。まず工務委員が出動して樹木、肥料、支柱、工賃など単価を決定して役員会を経て、組合員各社に発表、万国博覧会協会発注の大樹共同作業が行われたのであった。



大雨後の強行復旧作業

〔樹木の仕入〕

これには組合決定の単価で、それぞれ組合員より調達可能なものの報告を受け、各々の担当樹木を決定したのであったが、しかしこれまでに至るのが大変な苦労であった。というのは、仕入不可能なものが数多くあるため、再三全員集会を行ない、不足数は樹木検査を受けながら集めることにして進行した。

この樹木類の収集には組合員のほか、東京都の植正園、千葉県の横川造園土木、愛知県の恒川植物園、宝塚市山本の日の丸植物園、若生商店などの仲買業者の方々の多大の協力を得たものであった。

〔検査、立木写真、番号札付など〕

検査官は協会、委託各都道府県から出向されたが、何分にも数量が多いため、検査は標準木の決定程度に止まったが、その後は各自1本ずつの樹木につき、番号札、部分写真、全形写真などを調達せねばならず、1組につき4名が必要であり、大変な作業であった。

そして黒板記入、番号札付け、計測、台帳記入、写真撮影などの要領で作業し、写真の出来たものから協会に提出した。

〔根廻し、支柱、剪定、根廻し検査〕

写真判定に合格したものから根廻し作業に着手したが、この作業は手馴れているので、さしたる問題も起らず、各樹木共順調に進行した。また、支柱は丸太使用を特に限定されていなかったために、　大半は番線支柱が施されていたようであった。

生育のよいポプラ、ヤナギなどは現場搬入まで現地管理で剪定を行い、また、発根をよくするためにメネデールの撒布、生育をよくするための施肥から発散抑制剤のグリンナーの撒布まで行った。

〔会場内植栽工事着工〕

植栽にあたっては施工方針にもとづき、次表のように８企業体を結成して分担作業に当った。

かくて昭和44年１月15日より着工準備体制を整えるよう組合から全組合員に指示すると共に、工事施工準備の完了を協会に報告し、早期着手が出来るよう要望したが、１月末頃となり、ようやく協会で第１回目の工程会議が開かれたのであった。

当時の現場の状況では、京阪神造園共同企業体の担当のケヤキ以外は着手予定が立っていない有様であったので、業者側としては、時期的にも落葉樹植栽の早期着手を要望し、再三協会に交渉した結果、協会側も何とか他の係とも連携を保ち、一日も早く着手の出来るよう努力するとの約束を取りつけた。

その後、２月初めに北ゲート駐車場附近よりポプラ植栽の指示があり、以後各共同企業体が個々に工事打合せを行い、２月中、下旬には殆んど各工区共着工した。

工事施工中は各工区共苦労の連続であったが、初めに４工区(京阪神共企)の中央分離帯のケヤキ植栽では地下埋設の電線が指示位置に入っておらず、分離帯の真中に入っていて植穴を機械掘さくする予定が不可能となり、埋設物のために植栽のセンターがずれるなど、色々のトラブルが頻発した。

ポプラ植栽予定の駐車場外園も施設物を広くとるので植付場所が狭くなり、片側法面に竹しがらみを編んで植枡を作るなど、また、予定樹木の搬入をしたが、位置の変更や他の業種の工程の遅延で止むなく他に仮植したり、雨のため地内はヘドロ化して人も入れなかったり、植穴を掘った後に雨が降れば１～２週間は水が引かないなど、不慮の事故発生で難渋を極めた。

植穴溜水処理についてはその後次表のような指示が出された。

〈会場工事別担当表〉

昭和44年１月15日より着工準備を組合より全組合員に指示をする。

組合責任者　大阪造園土木㈱　　植　木　　巌

工区	企業体名	構成員	現場代理人	補助員
1	近畿造園共企	代表㈱旭植物園 田中建設㈱・㈱植捨組	田中建設㈱ 田中弘志	㈱植捨組 松山亜
2	新大阪造園共企	代表㈱青紅園 加茂佐造園㈱ 荒木造園㈱ 関西緑地開発㈱	加茂佐造園㈱ 中来田高士	荒木造園㈱ 藤原澄人
3	兵庫造園共企	代表㈱昭和造園土木 辻本龍松園 明治園	辻本龍松園 辻本祐一	明治園 口丸伊佐夫
4	京阪神造園共企	代表三容興産㈱ ㈱竹中庭園 京阪神建設㈱	㈱竹中庭園 高橋正輝	京阪神建設㈱ 高田秀雄
5	関西造園共企	代表阪急園芸㈱ 近鉄興業㈱ ㈱山都屋	近鉄興業㈱ 太田泰彦	㈱山都屋 藤原乾吾

6	大阪中央造園共企	代表植村造園土木 庭樹園・岩辻園芸農場 植村高樹園・西川庭樹園	庭樹園 橘和夫	岩辻園芸農場 徳浦武雄
7	三和造園共企	代表金岡養樹園 内山緑地建設㈱ 関西造園土木㈱	内山緑地建設㈱ 内山秀夫	関西造園土木㈱ 池内吉一
8	第一造園共企	代表大阪造園土木㈱ ㈱三芳園 関西植木㈱	大阪造園土木㈱ 植木巌	㈱三芳園 中木原栄美

指示書

a．並木の場合

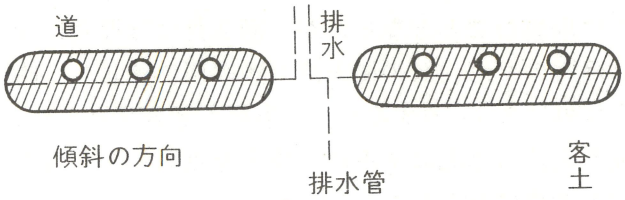

b．普通植栽の場合

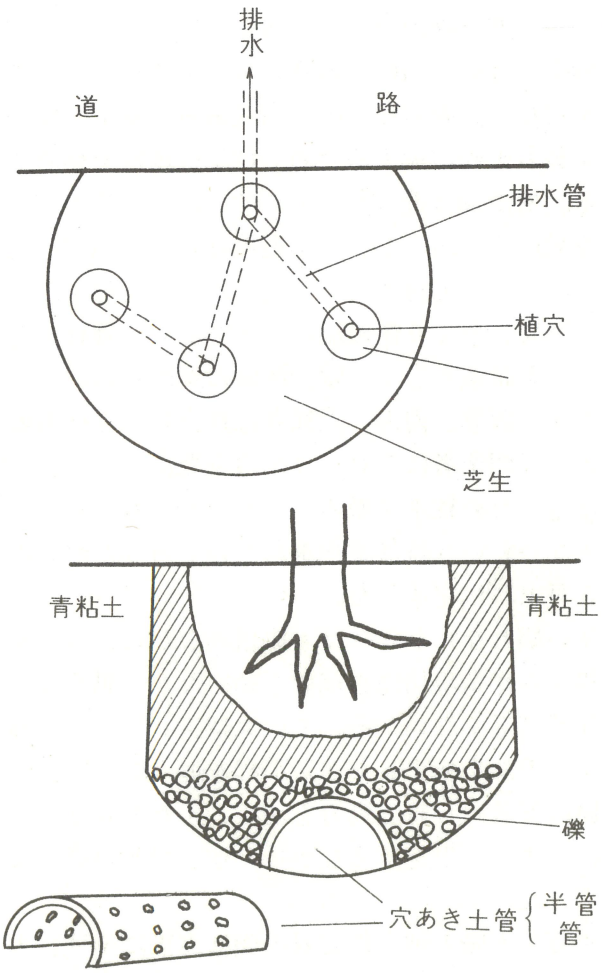

大木類は昭和42年２月の受注であって、樹木は概数契約寸法以上のものが検査で合格していたが根廻し後２ヶ年間適切な管理をしていたので、現場に搬入した時には契約時点の規格寸法にくらべかなり成長肥大していたことから、工事歩掛り増と、加うるに賃金の高騰による重圧によって、施工単価の改訂をせざるを得ない状態に陥り、再三、役員会で協議の結果、44年10月23日、遂に下記のような事項を審議決定したのであった。

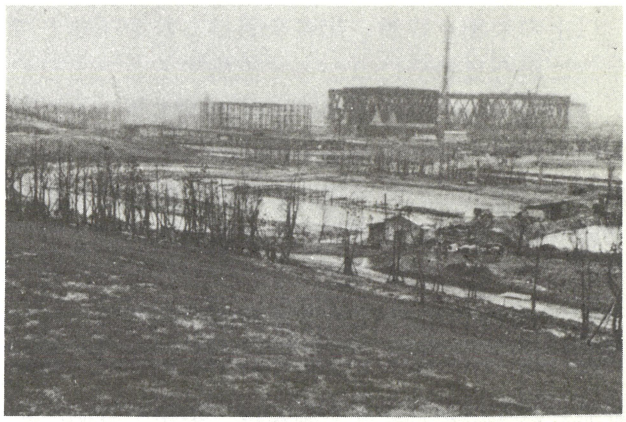

日本庭園３～４工区より西方を望む

万博協会植栽工事に対する損害補償の件

1) 立木については当初契約してあったため、別に支障はなかったが、掘取、搬出、輸送に予期しない費用を要し、契約当時より２年も経過したため、樹木が意外に成長し、その上、諸物価、賃金の高騰により、多額の痛手を受けた次第である。

2) 植栽費も同様のことがいえるほか、土木工事との関連に非常に混乱し、樹木が入荷しても植える場所がなく、止むを得ず、仮植したり、

また、いったん植栽したものを何かの支障のため、移植したりなど、多額の費用を要したが、万博協会は予算がないとして費用をみてくれない実情である。

3) 異状な干ばつで灌水費に多額の費用を要した。

4) 枯死樹木の代替樹を早急に植込む要あり。

5) 害虫除去のため、薬剤撒布、注入などに予想外の費用を要した。

以上の状況で各企業体共相当痛手を受けており、早急に救済を要するので、その方法につき協議し、下記の通り実施いたしたい。しかしながら組合としても、種々事情もあり、損害全額の補てんは不可能につき

イ) 各企業体に対し、当初の植栽費倍額で増額する。

ロ) 樹木提供者に対し契約単価の20%を増額する。

ハ) 補てん金は早急支払をなし、組合員の士気を鼓舞(こぶ)したいが組合の資金繰の関係もあるので、成可く早く支払うようにする。

以上の条項を提示、出席全員はこれを了承して早急に組合員総会にはかって実施することとした。

このような苦労の中での会場植栽工事における大樹植栽は、おおむね44年内に殆んど終了し、残る一部も他業者の完了待ちとなり、開会式までの活着管理をするようになった次第である。

日本庭園石組工事

昭和43年10月27日、いよいよ、日本庭園の現場着工ということとなり、測量班（奥田、荒岡、藤野原、枝松、野津手、上松、徳永、松浦、羽田）がスタートした。

組合はこの大事業に、中村圭一氏を招いて現場代理人として日本庭園現場事務所に常駐してもらい、総指揮者とした。

いよいよ、石の搬入、工区別作業ということで、別表の通りの工事担当者が決定し、作業に着手する。降雨による進入路の悪化、池や流れには数台のポンプを配して排水作業の連続であったが、当初は各社持寄りのポンプであったので効率があがらなかった。

そこで、組合は直ちに大型ポンプ3台を購入、排水に全力を注ぐ。



急ピッチで進められる植栽工事

かくて44年の春が訪れるにおよび、本格的に石組に取組むこととなったが、同2月には近年にない降雪のため、石の搬入は至難の極に達し、一時会場外にストックするという事態も起きてきたが、従業員は雪と泥にまみれ、極寒を克服しながら工程の調整に努力した。

春暖となるにつれ、作業工程が順調に進みかけたが、今度は降雨の連続である。

春雨とはいえぬほどの降雨量。雨無情といわざるを得ない。滝の作業の担当である京都企業体の作業員も土砂の流失のため、作業は困難を極めている。梅雨期は近づく。そこで、田治先生の発案で原始的ではあるが、トロ運搬ということになり、緊急役員会、工務委員会が開かれて、検討また検討の結果、泉より南の流れ、すなわち、竹林を通る場所を試案として決定、準備にかかる。

まず、阪急、南海、近鉄各電鉄会社から枕木の購入、専門業者にトロッコ2台を発注したが、泥と湿地のため枕木運搬のブルドーザーも身動きも出来ないという難作業を重ねたのであったが、遂に5月末には完成した。

使い馴れないトロッコと取組みながら、石の集積場から作業現場に小運搬を始めたが、思うように作業は進まない。そこで、大型クレーン車を導入し、手法を変更しながら工程を追うこととした。結局は架設に日時と動力を注ぎこんだトロッコ工法は、よい結果を生まなかったが、得難い経験にはなった。

真夏の太陽と戦う作業員の顔は真黒に焼け、木陰ひとつないカンカン照りの中、立石や車の陰で涼をとるという状況であったが、さらに各工区と

も石の搬入が思うように進行せず、各産地担当員は現場に飛び、搬入を急ぐ。

特に滝に用いる十数㌧もある石は、山道の橋が重量に耐えないとの報に接し、これが対応策のため現地に急行するなど、数々の難問題が発生したが、その都度組合員の努力で解決しながら目的に向って邁進した。

かくして主庭池担当の徳島造園組合の工程も進み、中之島、水の落口と順次泥との戦いが終りに近づく。さあ、景石の搬入だ。

担当者は現場検収に飛ぶ。作業衣、作業靴での航空客は他にはない——。これが男の働く真剣な姿だ、と思ったものだった。

主庭池の石橋が発注された。茨城県筑波山の石切場に向い、乗用車からトラック、軽自動車と乗次ぎ、むすび弁当を腰に山奥深く数ヶ所の石切場を訪れる。探せども良石は見つからぬ。苦労といいようのない不安がつのるが、真剣な努力が続けられる。



流れ石組工事

あった。理想の原石だ。遂に努力は報われたのだ。喜びをかみしめる。

現場に搬入され、据付作業が終った時は感激がまた新たに胸にせまる。

各工区の化粧直しが田治先生の指導で始まった。泉の浮石に先生の顔がほころびる。

担当者は翌日の早朝、空路鳥取に飛ぶ。そして午後の便で帰るまで、夜の現場事務所で報告を待つ作業主任達——、こんな日が何度も繰返され、遂に底の仕上工事が始まる。

また雨だ。材料を積んだトラックが、ブルドーザーに牽引(けんいん)されながら、大きなうなりを立てつつ現場に入ってくる。ローラーが動かなくなる。

これで水がたまるのかの不安はつのるが、設計書にもとづき工程はどんどん進む。

いよいよ放水だ。不安な顔が並ぶ中に水は音をたてて滝から泉へ、そして流れにと向って下ってくる。

州浜に心よいせせらぎとなって合流し、そして主庭池へ。うまく落ちるか、滝口から水かさは増す。落ちた!!何ともいえぬ水音だ。万才。成功だ。主庭池の水量はだんだんと増し、中之島、浮石が理想の水位に達した。大雪見燈篭も四本の足をしっかりと水につけた。出来た。苦労が実ったのだ喜びは汗とも涙ともつかず頬を濡らす。

しかし、最後の仕上げはこれからだ。
田治先生、　橋本所長、平野、勝浦各課長と共に担当者は手直し個所の指示を受ける。

放水は中断され、約1週間の予定で手直し作業は進められたが、なにぶんにもやり直しのきかない作業なので、指示された個所を図面と照合しながら慎重に行ない、最後の仕上を終る。

工事内容と施工担当表

工　区	庭石使用量	産地別	工事担当者名
主庭池	2,395.0t	徳島	植捨組、昭和造園土木、徳島造園組合
泉	625.0	佐治川	植捨組
滝、流れ、州浜	2,738.3	徳島、揖斐川	京都造園企業体
流れ	220.0	佐治川、高知	竹中庭園
同	578.5	松坂、佐治川、高知	明治園
同	537.0	高知	関西緑地開発
茶庭2号棟前庭	186.0	揖斐川	京都造園企業体植捨組



万博会期中の管理工事流れの清掃

かくて昭和年代最大の作品は出来上ったのである。世界各国の人々に観賞と慰安休養の場所としての政府出品の日本庭園は、緑の木々に囲まれ、水をいっぱいにたたえて来場を待つことになった。

3月13日は日本庭園開場式の日であるが、春とはいえ珍しく美しい雪化粧で飾られ、四季の初めの冬景色をもって幕は落とされるということとなった。

友よ、汗と蛍雪の苦労はいま実ったのだ。

後世に残る作品は出来上ったのだ。いま、喜びと共にその大事業に精根を傾けて、第一線に活躍されたいまは亡き森理事長、冨川(武雄)、植村(一郎)、植木巖各理事の勇姿を偲び、その偉大なる業績に敬意を表し、永久のご冥福を祈ってこの稿を終る。

万国博日本庭園会期中の管理報告

㈱植捨組　阪上　秀雄

困難を極めた日本庭園の造成工事も、各企業体の協力と熱意でようやく開会の日を迎えることとなり、関係者一同も完成の喜びを味わったのであったが、業務は引続き会期中の維持管理に移行した。そして、この衝に当ったのが㈱植捨組の専務取締役・阪上秀雄氏であった。以下、同氏による実録と思い出を詳録することとする。

「さあ工事は完成した。いよいよ開園だ」われわれが伝統の技術と団結力で汗を流して作り上げ大日本庭園の開園式が、雪化粧で飾られた3月13日、同園で行われた。

まさに祭典の門出を祝うかのように美しい光景で、感激はクライマックスに達した。

クス玉は割れた。式場に満ちた参列者からの一斉の拍手は鳴り止まない。感激は涙となって頬を濡らす。

いよいよ最大の未経験であり、重大な任務がスタートするのだ。会期中の日本庭園の管理で、私の頭の中は走馬燈のごとく未知の情況が浮かんでくる。いかに管理運営したら日本独特の庭園を世界の人々に観賞し、理解してもらえるであろうか。もとより組合事業としての代表者である私の責任は重、かつ大であるが、このような未経験の任務を完遂するには、何をおいても誠意と努力を要することは勿論、全組合員が強固に団結して前進する以外にはないのである。

これより先、組合はすでに私を主任代理人と定め、8企業体より各2名の副主任を選定し、6日交代の作業組織を編成していた。

また、組合職員の三上貞治君を主任補佐として橋本所長の傘下に加え、他業種との連携をとりながら、管理業務を行うこととなった。

かくて、作業は3月13日から、兵庫造園企業体を第1班として出発したのであった。

ところで、日本庭園全般の工事は開場ぎりぎりまで行われたために細部までの清掃、片付けなどの不備が各所に見受けられ、特に泉、滝、流れ、砂浜、主庭池などの水面清掃、泥上げは緊急に処理しなければならない情況にあったが、運営上、日中作業が出来ないので閉場直後から夜間作業に入り、翌朝開場時までに行なうという苛酷な作業が数十度におよんだのであったが、各作業員は副主任の卒先指導に応えて、あらゆる難作業をも無事に遂行された。

これ実に、造園にたずさわる者としての自覚と、世界の皆さんに喜んでいただこうとする熱意にほかならぬことではある。

梅雨期の訪れと共に地被類の未繁茂による土砂流出個所が各所に見受けられるにおよび、夜間作業の回数は増える一方で、全く困り果てた事もしばしば。睡眠不足の体に鞭打ち、組合のメンツにかけてもと振い立ったものであった。

特に第1工区南側法面は、豪雨のために場内道路に大量の流失土が流れ落ちたが、橋本所長、平野、勝浦両課長を先頭に組合員各社が出動し、人海戦術で会場に支障を起さぬようにと2日間の夜間、雨中作業を続けたのも思い出深いことである。

7月5日、台風2号の来襲の予報で、当時の担当である近畿造園企業体に出動を要請、田中、山本両君が各社作業員を動員し、6日未明までに数十本の完全倒伏樹木を復旧して、開場に支障なからしめた努力には、衷心敬意を表するものである。

いよいよ訪れたのが猛夏だ。灌水作業に全力を注ぐ。竹林は毎日数回も巡回して観察を続けたが、ま、葉の凋むのを見る時には身を切られるよりも辛かったし、緑の竹林の所々に見られた立枯竹をいかに処理すればよいのか。

閉場後の竹林にひとり頭をかかえる淋しい姿も、われながらあわれであった。

8月19日、台風10号来襲の報に過去の苦い経験から、直ちに全員待機、復旧作業の万全を期したが、これは天の助けか大事に至らず、ホッと一息つく。

花木類の摘花、菖蒲園の摘花と息つくひまもなく雑草との戦い。芝生の刈入れ、枯死樹木の撤去補植と目まぐるしい日々が過ぎて、ようやく9月13日に閉会、未開の世界での戦いも各社の努力で無事終了した次第であった。

しかし、秋からは、また破損個所の復旧、整備にと追われ冬の施肥、支柱の補強、芝の冬期管理にと一日一日が過ぎ、一年間を終了することとなったが、思えば、浅学未熟者が大過なく、無事にこの大任を全うすることができたのは、組合員各社の熱意と指導の贈物と紙上厚く感謝の意を表する次第である。

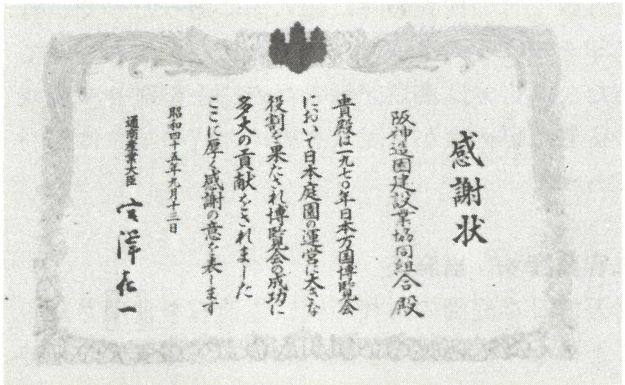
感謝状

阪神造園建設業協同組合殿

貴殿は一九七〇年日本万国博覧会において日本庭園の運営に大きな役割を果たし博覧会の成功に多大の貢献をされました
ここに厚く感謝の意を表します

昭和四十五年九月十三日

通商産業大臣 宮澤喜一

万博こぼれ話

組合創立以来の大事業としては何といっても万博工事、特に日本庭園の建設作業に参画し、組合の名誉にかけて全員全力投球をしたことであるが、開会に至るまでの約三ヶ年もの間は本当に苦闘の連続であったともいえよう.

この間、さまざまな出来事もあり、関係組合員もそれぞれの体験と思い出をもっているが、たまたま本稿をまとめるに当り、楽屋裏でのこぼれ話を拾い集めて残しておこうではないかということになった。（順序不同）

㈱京阪神グリーン　木山氏

万博の大樹発注の第1回入札の際、組合名儀の入札のために、森理事長と私が同道して入札に臨んだところ、当時としての造園工事の規模としては金額が大き過ぎ、入札金額記入のとき組合を代理しての重責と重圧を意識し、緊張のあまり、ペンを持つ手のふるえが止まらなかったことが印象に残っている。

㈱三芳園　西谷氏

樹木納入については一本の樹について下見に一回、役所の検査に一回、根廻し検査に一回と前後3回現場に出向することとなり大変だった。ある時、シデザクラ、ノリウツギ、レンゲツツジなどの検査のため、日本海ぞいの山の中をくる日もくる日も樹探しに明け暮れて、一週間余りを歩き廻り、検査にきた係官とどちらが先にダウンするかの意地くらべとなり、とうとう最後まで双方頑張り通して、大変苦労した事があった。

三容興産㈱　当麻氏

雪の降った日に、日本庭園内の石据現場を検分に行く途中、大丈夫と思って通ったところが、雪のために分らなかった軟弱地盤の泥の中へ腰まではまり込んで、抜け出るに出られず、ちょうどアリ地獄のようだった。近くに落ちていた板片を拾って、それに腕をつっぱってやっと抜け出したが冷気と泥んこで全く困った。また、蓮池までを随分遠いと感じた事の記憶がある。

㈱明治園　口丸氏

石工事では、泉(いずみ)が先行して流れが遅れているので、早くやるように急な催促を受けたが、石を搬入するにも道はなく、地盤がごった返しで、どうにも手のつけようがなくて、途方にくれてい

たが、八方手を配して、枕木を集めて来てトロッコを敷いて強行した。

その後トロッコはあまり利用する機会はなかったが、枕木は泥濘の進入路に大いに役立った。とにかく、泥と軟弱地盤で本当にひどいものだった。いまではとてもその当時のことは想像することもできないだろう。

㈱竹中庭園　竹中氏

ケヤキの大樹を植栽する事が万博工事の第二号であったが、何分植穴が大きいために、工期的にも人力掘りではおよびもつかず、機械力を利用することとなって、ペイローダーを購入して機械掘さくをしたが、これがきっかけとなって、造園業界に重機を使用するようになったのだと思う。

㈱昭和造園土木　坂上種博氏

クスノキを現場に搬入してきたが、根鉢がくずれているといって、樹を受け取って貰えないので困っているとの事で、出荷元の現地を視察する事になった。当時、私はケガで足のすじを切って歩行困難のため松葉杖をつかって歩くのがやっとであったが、役目柄、やむを得ず、大阪造園土木㈱植木氏とその日の夜行列車で和歌山県の串本へ飛び、それから山また山の奥地に入って、根廻しした樹のある現場を見に行ったが、掘上げ現場から木ゾリに乗せて小運搬して搬送するという悪条件の場所から掘出しており、かつ、現地の土質が根鉢のつきにくい事もあって、搬送途中にかなり根鉢の崩落（ほうらく）も止むを得ない状態であった。

幸い根廻しが完全に出来ていたため、発根の状態が非常によかったので、持込みの樹を水ぎめして植える事にして、一件落着をみたが、その時の足の痛みと辛かった思い出はいまも忘れられない。

関西植木㈱　冨川氏

万博工事で、クスノキの幹周1.2mと1.5mのものの調査があったので、神戸市の水源池の山にその規格に合致する樹があることを、森理事長を通じて万博協会へ報告したところ、すぐに手配を頼む、是非入手出来るように取計ってくれといわれた。

そこで、宝塚市々会議員から神戸市々会議員、さらに市助役から市長へと頼み込み、所管の水道局長、小林氏まで行ったところ、ここで難色を示され、頓座しかけて交渉不調に終りかけていたが、有岡助役が万国博覧会の御用に役立つのなら払下げても良い、という好意的助言を得て、漸く払下げの了解を取りつける段階にまでこぎつけた。

ところが、万博当局と設計担当側から、山採りの樹で切込んだ一年ふかしの樹は、万博では使えないと云う事で断ってこられた。

折角手を尽し、筋を通して頼んで、やっと了解を取りつけたものを断らなければならない羽目におちいり、会社の面目も丸つぶれの窮地に立たされた。

それ以来、関西植木㈱は神戸市の公園工事の指名にももれ、今日に至るまで続いている。万博工事で被害を一番多く受けているのは関西植木㈱ではないだろうか、と笑えない笑い話である。

三容興産㈱　当麻氏

住宅公団の男山団地の予定地の竹やぶから、モウソウダケの払下げを受けて、使用可能の竹の調査に行った時はひどかった。

足元はマムシの被害を警戒しながら、藪蚊の猛襲と闘いながら検査を敢行したが、毎日蚊よけの薬持参で竹藪に入ったことを覚えている。

㈱昭和造園土木　坂上氏

竹藪で竹の検査の時に記入係に廻ったので、竹に印をつける人は手で蚊を追っ払いながらやっていたが、自分は書類記録のために手を離せず、蚊の猛襲に耐えながら記入を続けた時の辛さは格別であった。

三容興産㈱　当麻氏

万博日本庭園の古代の庭に佐治石を使用されることになり、これが手配の窓口を三容興産が受持つことになった。

何回も山陰に足を運び、山中の谷あいに入って石を見聞し、また、鳥取県下の石材商の置場をあちこち見て廻り、結局、鳥取市の渡辺造園のを買うことにして印をつけ、写真を撮って帰ったのであったが、「こんなよい石を、単価では売れん。一

個売りにするんだから」といいだして、困った。

また、「河からあげるから万博に使用するという証明を、建設事務所にお願してほしい」というので、頼んで発行してもらってやった後、知事の許可を受けて採取しかけたら同業者から横槍が入り、思うようにあげられず、結局、前に印を付けた石の大部分を送らせることにした。

しかし、どうしても15トン級以上の石が５～６個は必要となり、植捨組専務の阪上秀雄さんと二人で行き、無理やりに引張り出して帰ったが、後日値上げを申込んできた。

止むを得ず、多少譲歩してやってようやく納めたことであった。

また迎賓館の前に鳥取の佐治石を搬入するのが私の受持ちでした。

15㌧積んだ日通の大型車が、多い時には毎日３～４台も入りますが、車が道路ににえ込んで入らないので、その都度、橋本建設に栗石を入れさせ、枕木を敷き詰めた坂道をユラリユラリと通らせてようやく石をおろしたが、今度は空車がにえ込んで出られません。

これも橋本建設のブルに引張ってもらって、ようやく安全なところへ出すという有様でした。

一方、運転手は帰りにビールを積んで帰るので、西宮へ時間に入らんと積んでくれないとやかましくいうし、困ったものでした。

そして通路の枕木は、一度通ったらバリバリと折れてしまいます。よくまあ入ったものだ。日本の車も強くなったなあ、と感心したものでした。

また、その当時は運転手らも、何でも万博を仕上げねばという熱意と共通の目標のようなものがあったので、色々の困難を克服できたものと思います。

石を運ばせている途中で、あちこち歩き廻ったが、雪がかぶって分らなかったままに、とうとう軟弱なところへ落ち込んで抜け出ようにも出られず、ようやく附近にあった板を見付けて、それに腕を突張って這い上り、あとから脱げた長靴を力いっぱい引抜いたこともありました。また、いま考えてみると、迎賓館から蓮池までは随分遠いと思ったが、このことはいまの感じとは全然別のものです。

落成式は日本庭園前で行われましたが、それは非常に寒い日で実に閉口しました。

しかし、ホテルプラザでのパーティーは豪華なもので、さすがは国の主催でたいしたものであった、といまも思い出のひとつとして脳裏に焼付けられております。

万国博造園工事と機械化

㈱竹中庭園　竹中栄治

万博造園工事の先陣を承って、われわれ京阪神造園企業体（三容興産㈱・京阪神建設㈱・㈱竹中庭園）が工事に着工したのは、昭和四十四年十二月で、ソ連館前の中央分離帯のケヤキの大木植栽の工事であった。

そして着工前に、共同企業体三社で種々植栽工法を研究検討したのだが、問題になったのは植穴の掘さくの方法であった。

当時のわれわれ業界では、工事用建設機械の普及は殆んどといっても過言でない位進んでおらず、旧態依然とした人力本位の状態で、工事用機械といえばチエンブロック、ウインチ程度の今から考えれば全くお粗末な内容で、また、それが当時としての造園会社の普通の規模内容であったのである。

小型ブルドーザーにしても、保有している会社は殆んどなく、植樹の植穴掘さくに機械力を投入すること自体考えられず、植樹というものは当然人力を中心とした昔からの工法で行なうものとの意識が強く、また自分なりに過去の経験の自信もあり、大木ならば、それなりの人員を手配して、段取りよくやれば大丈夫との自信のもとに、植穴の掘さくに臨んだのであるが、一朝にしてわれわれの自信は吹っ飛んでしまったのであった。

熟練した造園工を十人手配して植穴掘りを行ったが、十人で一日に規定通りの植穴が一ヶ所余りしか掘れなかった。

この原因は土質の硬度で、万博会場は着工前から土質の問題がやかましく取沙汰され、難工事とはわれわれも覚悟していたが、実際に施工してみて、これほどとは思ってもみなかったわけであった。特に中央分離帯の植樹の関係で、今迄その個所が大型ダンプ、ブルドーザー等の通行路となっていた関係で、土質の悪い上に、悪条件が重なっていたわけで、てんでツルハシなどでは歯が立た

ない状態であった。

そこで、時を移さずその夜打合会を開き、種々検討した結果、機械力に頼るしか方法がないとの結論に達したが、それではその機械をどのように調達するか。

チャーターするか、共同購入するかについて色々相談の結果、まず竹中庭園が独自で購入しようという結論に到達した。

そして、必要に応じて各社が分担して建設機械を購入し、施工を進めようというわけである。

しかし、以前、東京オリンピックの際に東京の造園業者が建設機械を購入して、会場の造園工事には非常に役立ったが、その後の償却費用に苦労しているとの情報も耳にしていたので、果たして高価な機械が償却できるものかどうか、はなはだ不安であったが、何といっても万博工事は地元大阪の造園業者の心意気と腕の見せどころと、組合員一同、本当に燃えるような熱気で対処していたので、割合、フランクな気持で購入に踏切れたように思考している。

また、せっかく購入する以上、一石二鳥も三鳥もという欲深い考えで、種々検討した結果、掘さくも出来、レッカーがわりにもなり、自走もできるペーローザーが最適との判断で購入したような次第であった。

今にして考えると、その当時としては、竹中庭園では大きな買物であったわけであるが、一晩でそのような気持に踏み切れたのも、当時の組合員皆さんのなみなみならぬ熱意と執念の表れであったと考える次第である。

そして、このペーローザーが万博工事に大活躍してくれたことはいうまでもないが、機械力の効用の大きさと大規模な公共的造園工事には、どんなに必要なものであるかを痛感し、よい教訓を得たと認識を新たにしたものであった。

万国博（ＥＸＰＯ70）造園工事に関するまとめ

京阪神グリーン㈱　木山匡司

われわれ組合員の総力を結集して取組んだ日本万国博の日本庭園および会場内の修景、造園工事も昭和四十五年二月末日に完成した。

顧みれば、昭和四十二年十二月の大樹植栽工事の発注から、北は東北宮城県仙台市附近の「ミヤギノハギ」、南は九州最南端の鹿児島県佐多岬附近の「タブノキ」まで、設計された樹木を求め、あらかじめ、根廻し管理を行い、検査に合格したものを植栽し、修景したのであった。

また、一万㌧使用された日本庭園の景石類については、主に滝口、流れ、主庭池の岩組に用いられた。

そして、その色、型、大きさなど自然石故設計になるべく合致するものを求め、集荷するのに難渋を極めたのであった。

ある班は岐阜県揖斐川の上流に探索に入り、他の班は四国徳島県、阿波、奥祖谷の渓谷に求め、また鳥取県佐治川の急流を逆のぼり、景石類を確保した。

運び込まれた緑泥変岩の巨石群は、いまは苔におおわれながら、滝口の守護石として清水をほとばらせ、あるいは満々たる主庭池の池水をたたえ、築山のみどりを一層美しく映じている。

会期中の六ヶ月の間、世界各国の人々六千有余万人がこの会場に集まり交歓した。

会場の造園、修景にもさまざまの苦労が多くあったのである。

完成した出来栄えについては種々批評もあろうが、われわれ組合員のその当時に持てる力、すなわち、技術、施工のすべてを投入した事に悔いは残らなかった。

一方、当時としてはあまり取入れられなかった重機械類の使用も、この工事を契機として活用されるようになり、今では殆んどの造園会社が保有し、大規模工事の省力化や、工期短縮に大いに力を発揮している現状である。

また、土壌改良資材の使用など、この工事施工の経験が大いに役立ち、その後種々の材料が開発され、その効果が認識されるようになったのである。

われわれは万国博の工事を完成した貴重なる体験をより多く活用し、後輩の育成はもとより、ますます進歩する日本の造園の発展に寄与しなければならない。

終りに、私たち未熟な組合員を温かく指導し、監督された日本庭園主任設計者、田治六郎氏および建設省、大阪府から出向された技術監督の各位に誌上を借りて心からお礼を申上げる次第である。

協　同　購　入

樹木協同購入について

㈱昭和造園土木　坂上種博

昭和46年、47年の２ヶ年間、鹿児島県、鹿屋市と同県曽於郡大崎町志布志町においてクスを主とした契約購入を行なった。

当時、クスの使用量が非常に多く、関西方面での栽培品はごく少数のため、大多数のクスは九州方面から仕入れられていた。

しかし、そのクスも山掘の荒木や根廻しものと言っても上根切だけのもので、現場で植込んでも過半数以上が枯れてしまう状態であった。そうした時期に上記地方で万博当時に、明治園、龍松園が、タブ、クス、イヌマキ等を仕入れ、当地の人々に根廻しを指導して施工された事から、他企業の人々が当地方で入手容易な山の樹を買い、丸棒にして移植していた。

私は日本都市緑化の社長から依頼され、植付指導を行ったのであった。

植付状況を見せる度にびっくりする状態で、素人とはいえ、余りにもひどかった。

野生木ゆえに、根は鳥の足のようで、それを短かく切り、掘取って搬入してくる。

私はまず、山掘業者に、「植木にするのだからもう少し丁寧に根を長く掘り、そして、掘取前に葉のついた枝を切り取る様、また、クスは水分の多い樹で、樹全体の水分の引くのが早いので、その様に掘るように」指示した。

業者は一本単価契約で掘っているのでかなり荒い作業をしていたようである。

くす(九州)単価表

47.1.24
阪神造園建設業協同組合

規　格	単　価	摘　要
15c～19c	2,650円	参考運賃（1,000円）
20 ～ 24	3,650	〃　（1,200）
25 ～ 29	5,300	〃　（1,500）
30 ～ 34	6,600	〃　（2,000）
35 ～ 39	8,500	〃　（3,000）
40 ～ 49	12,000	〃　（4,000）
50 ～ 59	17,500	〃　（5,000）
60 ～ 69	24,000	〃　（10,000）
70 ～ 79	33,000	〃　（15,000）
80 ～ 89	44,000	〃　（20,000）
90 ～ 99	57,000	〃　（25,000）
100	71,000	〃　（35,000）

※上記単価は現場積込渡値段地上 1.5m上り

九州くす調査

S46．10月調査分
47.3月まで出荷可能分

寸法C	日本都市緑化	玉田産業	山下	計	寸法C	日本都市緑化	玉田産業	山下	計
10	2			2	40		5		5
11	1			1	41				
12	1	1		2	42				
13	3			3	43		1		1
14	7			7	44				
15	22			22	45		1		1
16	14	4		18	46				
17	12	1		13	47				
18	18	5		23	48		1		1
19	16	4		20	49				
20	15	6		21	50				
21	10	5		15	51				
22	5	7		12	52		1		1
23	12	5		17	53				
24	3	7		10	54				
25	8	11		19	55				
26	6	2		8	56				
27	2	8		10	57				
28		5		5	58				
29	2	3		5	59				
30	4	7		11	60				
31	1	5		6					291
32	1	1		2					
33	7	2		9					
34	1	2		3					
35	1	3		4					
36	2	4		6					
37		3		3					
38		3		3					
39		2		2					

この様なことがあって後、明治園社長から協同で予約購入の話がもち出され、役員会で全員賛成を得て樹木の下見に行き、写真をとり、予約購入

をすることが決定された。

よって各栽培業者と単価交渉に入り再三の打合せの結果、単価を決定し寸法別栽培数量の提出を求め、予約数量を役員会で決定する一方、各業者への通知条件としては、２年後に引取ることで予約契約をした。

その後、全組合員各社は１名宛契約栽培地に出向、寸法別数量の確認を行ない、寸法別色テープで印をした。

なお、その時、当年度に植付けてある樹木も契約することに定め、日本都市緑化の会議室において役員と日本都市緑化、玉田産業の２社と、新単価の打合せを行い予約することに決定した。そしてこの度は鹿屋市で１泊、桜島の古里温泉郷で、桜島から鹿児島市内を観光して帰阪したのである。

翌年も同じく、南港より日本カーフェリー日向港からバスで鹿屋市へ。現地到着正午で、昼食後調査を行ったが、今回は番号札の取付けを行った。

２日目の宿泊は海潟温泉。宴席で関西植木、玉田産業両社長が段上で焼酒の飲み競争をしたことを想い出す。

予約契約樹木調査については、万博終了後２回行い、全組合員が調査作業を行ったが、その間、中間成育状況調査に関西植木冨川社長、明治園口丸社長、龍松園辻本社長、京阪神建設木山社長及び昭和造園土木の私との５名が出向したことも想い出されるが、この事業の最終引上が49年の春であり、その後は世情不況の傾向に鑑み中止されることとなった次第である。

種ヶ島の「タブの木」の調査斡旋

昭和四十七年四月、鹿児島県志布志の山下植物園から申出があり、丁度その頃、鹿屋附近の日本都市緑化㈱、玉田産業㈱、山下植物園（上記）三者と組合との「クス、ヤブツバキ、マテバシイ」等の山取り樹木の委託契約栽培を行っていたので、その視察を兼ねて、山下氏の案内で種ヶ島に赴いた。

種ヶ島の台地は、殆んど「タブ、マテバシイ」原生林であり、樹型も比較的よく、根廻しをしているというので、見本に３～４本掘って見たところ大体の根廻も行っており、根鉢もしっかり取れそうであった。

そこで、この樹は使えると判断し、組合員に紹介した。斡施樹木は下記の通りである。マテバシイ、幹廻10～30cm 約700本、タブ幹廻12～30cm約150本。

九州委託樹木調査表（昭和48年３月出荷分）　昭和47.10.3～5調査

寸法＼樹種	クス			マテバシイ		ヤマモモ		ヤブツバキ		ユズリハ		タブ		モッコク	モチ	シイ	ホルト	計
	日都	玉田	山下	日都	玉田	日都	玉田	日都	玉田	日都	玉田	日都	玉田	日都	玉田	玉田	玉田	
10cm以下	本	本	本	本	3本	本	6本	本	37本	本	2本	本	本	本	2本	8本	本	58本
14　以下	7	32	3		43		16		38		1		1	1	2	37		181
15 ～ 19	228	116	54	4	107		8		147		31		17	2	2	129		746
20 ～ 24	690	235	108	2	104	2	5		80	1	45		38	3	2	88	3	1406
25 ～ 29	334	192	52	12	70		11		76	4	14	2	38		4	46		855
30 ～ 34	172	203	71	15	26	1	7		32	1	7	6	29	1	5	17		593
35 ～ 39	252	132	63	6	8	1	8		7	3	2	1	8		1	4		496
40 ～ 49	222	173	61		3		4		112		2		6		4	1		489
50 ～ 59	45	91					5		5						2		1	149
60 ～ 69	24	41					1		1						2			69
70 ～ 79	7	11																18
80 ～ 89	4	7					1								1			13
90 ～ 99		2					2											4
計	1,985	1,235	412	39	364	4	74	2	335	9	104	9	137	7本	27本	330本	4本	5,077本
	3,632 本			403 本		78 本		337 本		113 本		146 本						

樹木の協同購入あれこれ











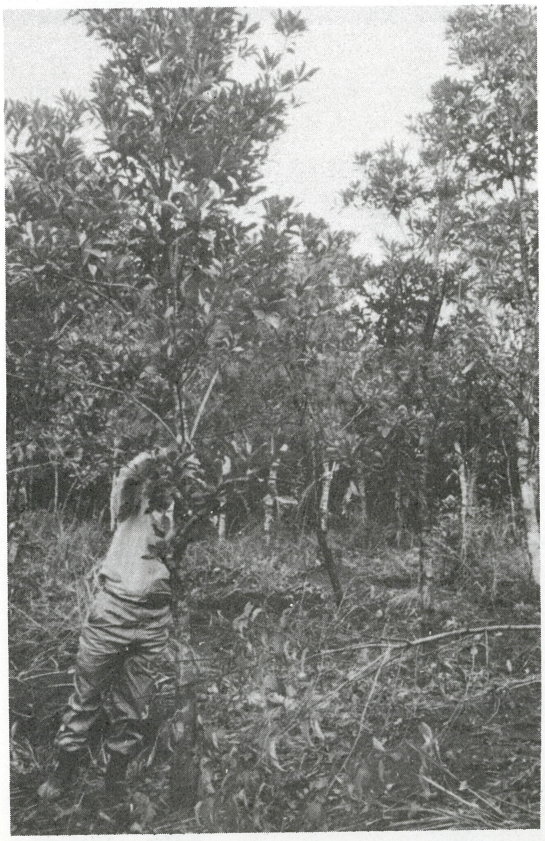

価格は鹿児島市内トラック積込渡し。

寸法(cm)	マテバシイ(円)	タ　ブ
10～14	1700	1900
15～19	2400	2660
20～24	3350	3600
25～29	4750	5200
30～34	6000	6400

しかしながら、十分に根廻しが出来ているかが、疑わしい点も考慮されたので、組合の共同購入として取扱うことをさけ、希望のある組合員のみ斡旋することとした。

結果的には当初懸念された根廻し手法に欠陥があり、着荷した樹木については活着不良のものが可成り出来て、購入を申込んだ組合員に迷惑を及ぼした事は遺憾であった。

調査メンバー

㈱昭和造園土木　代表取締役　坂上種博
㈱竹中庭園　専務取締役　竹中栄二
㈱京阪神建設　代表取締役　木山匡司

C.C.A注入支柱丸太材の契約購入

組合員各社の事業用資材として主きをなす支柱用杉、桧丸太（C.C.A注入）の共同購入の要望があり、昭和46年10月1日、日本木材防腐㈱と購入契約を行った。

当時の契約書及び価格は下記の通りである。

樹木支柱売買契約書

C.C.A防腐剤加圧処理支柱について阪神造園建設業協同組合（以下甲と云う）と日本木材防腐株式会社（以下乙と云う）は下記の通り売買契約を締結する。

記

第1条　甲は上記支柱の発注に際しては速かに乙に対し寸法、数量、納入先（組合員及び納地）納期、その他必要事項を指示する。

第2条　乙は甲の業務に支障のないよう常時在庫品を確保し甲の発注に際してはその指示に従い納入し万一不良品が出た場合は乙の責任に於て取替える。

第3条　支柱の契約価格は別紙の通りとする。

第4条　毎月20日納入分を以て請求締切日とし、翌月15日を支払日とする。決済条件は請求金額の1/3現金、2/3手形(支払日起算90日）を基準とする。

第5条　乙は販売手数料として請求金額の30%を甲に支払う。

第6条　価格その他改正の場合はその都度甲、乙協議の上、本契約を改正することが出来る。

第7条　本契約は昭和46年10月1日発注の分より之を適用する。本契約の成立を確認するため契約書貳通を作成甲、乙双方捺印の上夫々各壹通を保有する。

昭和46年10月1日
阪神造園建設業協同組合
理事長　木村　源次郎
日本木材防腐株式会社
代表取締役　増倉　五郎

その後緑化事業の拡大にともない、支柱の需要も増大し原木価格の値上り又、運賃、諸物価の高騰等の諸条件の変遷のもとに、単価も再々改定されて、昭和49年2月より現行単価に変更した。

以上のように過去4ヶ年にわたり毎年更改契約を続けて来たが、この間の年間契約量は次のようである。

昭和46年度　80,000本
〃 47 〃　258,000〃
〃 48 〃　183,000〃
〃 49 〃　172,000〃

組合員に対する融資について

組合事業の一端として組合員に対し融資の道を開くこととし、42年10月1日より実施することとなった。

その条件としては次の通りである。

1社　100万円、手形貸付、組合員2名の保証、

期間３ヶ月、日歩３銭とする。

なお、再度融資を受けるときは、いったん返済し、１ヶ月経過後とすることに決定し実施して来た。

この制度は時代の変遷と組合員の福利のため、昭和47年４月１日に下記のとおり改正、額面200万円迄とし、他は同一条件とすることになった。

昭和49年10月１日に再び改正し、額面を300万円迄とした。

また、昭和50年４月１日付をもって、日歩2銭8厘に改め、他は従前通りとして現在も実施中である。

調　査　事　業

依　頼　先	調査年月
１．大和郡山市住宅公社及土木部	昭和46.4.
１．豊中市水道局(水道事業管理者)	46.12.
１．富田林市	47.1.
１．大和郡山市土木部	47.1.
１．日本住宅公団大阪支所金剛東宅地開発事務所	47.3.
１．運輸省第三港湾建設局	47.9.
１．日本住宅公団大阪支所直美ヶ丘宅地開発事務所	47.10.
１．佐川建設株式会社	48.6.
１．日本住宅公団大阪支所金剛東宅地開発事務所	48.8～9
１．富田林市	49.3.
１．西真美ヶ丘土地区画整理組合	49.4～6
１．同上東田邸造園移転計画	49.6～9
１．日本住宅公団関西支社北摂北神開発事務所	50.3.
１．同真美ヶ丘宅地開発事務所	50.4～7
１．日本国有鉄道大阪工事局	50.9.
１．日本住宅公団関西支社金剛東宅地開発事務所	50.10.
１．大阪府水道部用地対策室	50.11.
１．大阪府土木部用地対策室	50.12.
１．日本住宅公団関西支社金剛東宅地開発事務所	50.12.
裁判所より鑑定人推薦依頼	
１．大阪地方裁判所第20民事部	49.3.
１．同　上岸和田支部	50.7.
以　上	

１．大和郡山市住宅公社及土木部の依頼による樹木鑑定調査

調査鑑定実施　昭和46年４月

調査鑑定員　理事木山匡司（京阪神建設㈱）

調査場所　大和郡山市矢田町に造成の分譲住宅敷地内

調査事項　敷地内約10,000㎡の造園樹木の移転補償の為の調査で、樹種はヒマラヤシーダー、かいづかいぶきを初め約20種類について一本宛測定調査を実施し、鑑定調査書を提出した。

１．豊中市水道局（水道事業管理者）の依頼による豊中市柴原浄水場塩素ガス漏出事故による樹木損傷状況調査鑑定

調査鑑定実施　昭和46年12月16・17・19日の３日間と22・25・26日、47年１月７・12・31日に部分的調査を実施した。

調査延人員　32人　書類作成等約10人

調査鑑定員　理事長木村源次郎、副理事長坂上種博、副理事長木山匡司、専務理事加藤亮太郎、理事西谷作太郎、理事当麻英夫、理事竹中栄治、監事冨川武男、監事口丸伊一

調査事項

昭和46年12月４日ガス漏洩地域に含まれる民家、住宅、宿舎等に在る庭木、銘木、鉢植樹、盆栽、及立木についてガス被害による枯損または復活の判別、被害程度を調査鑑定し、樹木毎の規格、現在評価額、被害率の明細書を作成して、豊中市水道局に提出した。調査に要した組合員協力人員50人。

被害調査場所　豊中市宮山町１・２・３丁目
豊中市待兼山町
豊中市柴原５丁目
池田市石橋３丁目
箕面市瀬川　等約60ha



豊中市ガス漏れ被害調査

大阪大学内被害松樹調査

松29本の補償額調査

調査場所　大阪大学教養学部Ａ区、Ｂ区、Ｃ区、Ｆ区、学生部Ｅ区、医療技術、短大Ｈ区の区域。

調査事項

松樹について調査の結果、松くい虫の被害による衰弱とガス被害によるものと判別した。松樹の代りにくす樹を植樹した。

１．富田林市の依頼による
樹木移転補償調査鑑定

昭和46年12月22日（富建方1378号）付

調査鑑定実施　昭和47年１月７日

調査鑑定員　阪上秀雄（㈱植捨組）
竹中栄治（㈱竹中庭園）

調査場所　富田林市五軒家地内

植木所有者　芝本恒二　置田万次郎　井谷和男　井谷保雄　置田倉太郎　沖田利武　置田亥太郎　増田正一　尾崎貞次　隆崎マスエ　置田正次　竜雲寺　九鬼淳　尾崎熊一　東末子　岩根種一　尾崎好男

調査事項

地域内の樹木について、移植費算定、現在評価格、移植による減損率を調査して書類作成して提出した。

１．大和郡山市土木部の依頼による「くろまつ」老木の鑑定調査

調査鑑定実施　昭和47年１月13日

調査鑑定員　理事木山匡司（京阪神建設㈱）

調査場所　大和郡山城の外堀の堤防

調査事項

くろまつ５本（樹令約300有余年、高さ20m位、幹周3.0～3.5m位の古木）の風害等による倒伏の危険性、病虫害による損傷の為の今後の生育等に対する諸判定について調査鑑定を実施。所見の結果、未だ充分生育の見込のあるものないものの判定及び管理方法についての鑑定結果を書面にて報告した。

１．日本住宅公団大阪支所金剛東宅地開発事務所の依頼による富田林都市計画事業金剛東土地区画整理事業地区内の４工区、２工区内の栽培樹木調査鑑定

調査鑑定実施　昭和47年３月６日

調査鑑定員　組合員全員とし班別編成７班にて実施

調査場所　富田林市、富田林都市計画事業金剛東土地区画整理事業地区内の４工区２工区内

植木所有者　小山三郎　小山興市　小山種松　尾崎末夫　尾崎丑松　置田忠一　置田作太郎　川西扶上尾岩次郎 等　計35ヶ所

立木所有者　岡田傭太郎

調査事項

各植木所有者毎に各班別夫々の番号順により１本宛根元周り、目通周り、樹高、枝巾を測定し、現在評価額を算定記入、１本宛の樹姿写真撮影を行なった。

樹木調査数約5,240余本

立木調査数約520余本

とし、調査書作成、写真ネガ密着写真の貼付番号樹種の記入整理提出を行なった。

１．運輸省第三港湾建設局の依頼による立木鑑定

昭和47年９月13日（三港用第324号）付

調査鑑定実施　昭和47年９月20日

調査鑑定員　大阪造園土木㈱　㈱植捨組　㈱昭和造園土木　関西植木㈱　㈱辻本龍松園

班　別	責任者（2名）	班　員（2名）
1　班	岩辻勝　阪上秀雄	㈱旭植物園、田中建設㈱
2　〃	池内吉一　植村一郎	内山緑地建設㈱、加茂佐造園㈱
3　〃	高岡功　冨川武男	関西緑地開発㈱、近鉄興業㈱
4　〃	木山匡司　西谷作太郎	荒木造園㈱、㈱西川造園
5　〃	当内富三郎　当麻英夫	阪急園芸㈱、富士造園土木㈱
6　〃	坂上種博　中島幸太郎	㈱明治園、㈱山都屋
7　〃	竹中栄治　辻本巳之介	東光園緑化㈱、植村高樹園
	専務理事　加藤亮太郎	
	参　事　木原五市	

調査場所　伊丹市小阪田字神畑
調査対象　近畿産地松219本
　　外に9本植損樹有
調査面積　約20a
調査事項

伊丹空港北部拡張用買収用地内の松樹（半整枝もの）について現在評価格、移植費、移植による減損率等を各樹木について調査鑑定し、調書作成の上提出した。

1．日本住宅公団大阪支所真美ヶ丘宅地開発事務所の依頼による栽培植木補償調査鑑定
調査鑑定実施　昭和47年10月12日
調査鑑定員　京阪神建設㈱木山匡司
　　組合参事木原五市
調査場所　奈良県北葛城郡真美ヶ丘地区内
調査事項

クロマツ植栽地の内、標準となるもの21本を選定し樹高幹周りの測定、立木現在の評価格算定及び樹姿写真撮影を行ない調査書及び写真帖、ネガ帖等を提出した。

1．佐川建設株式会社の依頼による熱帯及び亜熱帯植物花に樹木栽培地の調査鑑定
調査鑑定実施　昭和48年6月7日
調査鑑定員　理事木山匡司（京阪神建設㈱）
調査場所　愛媛県新居浜市
樹木所有者　大坪興業
調査事項

調査樹木は殆んど熱帯及び亜熱帯植物にて椰子類、アナナス類が多く可成の大木である。その栽培温室は約300㎡位で新居浜市内の繁華街の中心部にあって早期移転をせまられておるものであったが、調査の結果は当組合で引取り使用出来るような品物ではなく、その取引は実現しなかった。又新居浜市郊外にある約2.0ha位の樹木栽培地のものは主に貸植木用の樹木が栽培されており、造園樹木は少量で且つ樹種雑多でまとまった数のものがなく、取引の可能性もないため、一応組合に報告し、写真を提出したに止めた。

1．日本住宅公団大阪支所金剛東宅地開発事務所の依頼による栽培植木移植補償樹木調査鑑定その2、その3
調査鑑定実施　昭和48年8月21日より9月17日まで
調査鑑定員　組合員全員とし、班別編成札付班3班調査班8班にて実施

1．番号札取付班
　班　長　高岡　功
　1　班　㈱岩辻園芸農場（岩辻勝）、補助員1名
　2　班　大阪造園土木㈱（高岡功）同上
　3　班　関西植木㈱（今里哲司）同上

調査場所　富田林市五軒家地区内
植木所有者（その2）　置田政次・尾崎忠一・北井正雄・置田信治・増田大太郎・尾崎光造・置田林一・置田作太郎・増田幸一・尾崎峯雄・塚本政和・尾崎勝二・小山徳次郎・尾崎好雄・置田一夫・岩根利夫・置田喬・花谷寅一・置田常夫・置田英雄・小山三郎・尾崎貞次・上尾実・尾崎末夫・置田敏夫

計37個所

（その３）　置田作太郎・置田忠一・置田親春・尾崎種夫・東文司・小山徳次郎・置田政次・尾崎貞次・尾崎峯雄・戸田国一郎・戸田徳次郎・尾崎駒雄・上尾実・岩根利夫・小山伊太郎・沖田茂・上尾春雄・尾崎末夫　　計33個所

調査事項

予め住宅公団大阪支所の御指示により、公団名入りの樹木番号札を作成し、各地番植木所有者毎に一連の通し番号札を取付けることになったので、調査鑑定に先立って、番号札取付班にて全地区に亘り取付を終了した後に調査鑑定を開始した。

調査班は（８班編成）は、さきに取付けてある樹木番号順により１本宛根元周り又は高さ、枝巾を測定し、評価額を算定記入し、写真係は、１本宛の樹姿写真撮影を行ない、図面記入作成係は、住宅公団より渡された図面に樹木番号を植栽位置通り記入し現地調査を実施した。

調査数その２　19,390余本

〃　　その３　18,240余本とし

調査書作成、写真焼付、ネガ密着焼付をアルバムに帖付整理図面整理原図に移記入等を行ない提出した。

２．調査班

班　別	班	長	班　員	摘　要
１　班	㈱青紅園	中島幸太郎	関西緑地開発㈱ 荒木造園㈱	外に各社共補助調査員１名宛を出役せしめる。
２　班	㈱植捨組	阪上　秀雄	田中建設㈱ 阪急園芸㈱	
３　〃	㈱明治園	口丸　伊一	㈱三芳園 東光園緑化㈱	
４　〃	三容興産㈱	当麻　英夫	京阪神建設㈱ ㈱山都屋	
５　〃	㈱昭和造園土木		㈱辻本龍松園 ㈱西川造園	
６　〃	㈱竹中庭園	竹中　栄治	㈱庭樹園 植林造園土木㈱	
７　〃	関西造園土木㈱	池内　吉一	内山緑地建設㈱ 富士造園土木㈱	
８　〃	植村高樹園	植村　清一	㈱旭植物園 近鉄興業㈱	
	組合参事　木原五市			

１．富田林市の依頼による南部西水幹線工事に伴う支障樹木移転費調査鑑定

調査鑑定実施　昭和49年３月19日

調査鑑定員　理事長当麻英夫　外補助員１名

副理事長竹中栄治　　同

調査場所　富田林市大字廿山

植木所有者　岩根一正・戸田国一郎・尾崎好雄

調査事項

各植木所有者毎に１本宛の根元周り、樹高、枝巾等を測定し評価額を算定記入。１本宛の樹姿写真撮影を実施した。

調査樹木数150余本について調査書作成写真の張付、帖付整理を行ない提出した。

1．西真美ヶ丘土地区画整理組合の依頼による樹木等伐採ならびに移植補償調査鑑定

調査鑑定実施　昭和49年４月26日及６月３日
調査鑑定員　植村高樹園植村清一
　　組合参事木原五市
調査場所　奈良県北葛城郡香芝町下田
調査対象　辻本勝治郎・山村音治郎・植正靴下製造㈱・北側町営住宅（A，B、C、D、E、Fの６住宅）岡本邸・東田邸

調査事項

宅地造成地内にある果樹園、竹林地にある果樹類、竹林の伐採、並に住宅庭園及び各宅地内植栽の庭園樹木等の移植に関する現在価格、移植費等の調査鑑定を夫々実施した。

果樹庭園樹木等　約1,810余本
　　（内桧苗1,095本）
竹林　約103㎡

の調査書作成を提出を行なった。

1．西真美ヶ丘土地区画整理組合の依頼による**東田邸造園移転計画（案）設計見積受諾**

設計見積者　㈱竹中庭園
現地調査　昭和49年６月10日
　　㈱竹中庭園
　　組合参事木原五市
完了　49年９月６日

調査事項

区画整理の為現在の庭園が大巾に地形変更になるので、変更後の地形にて移転計画を立案することを依頼されたので、現地調査を行ない在来樹木其他使用出来るものは再使用することにして、図面、設計等を作成提出した。

1．日本住宅公団関西支社、北摂北神開発事務所の依頼による栽培植木等移転、移植費調査鑑定

調査鑑定実施　昭和50年３月19日
調査鑑定員　副理事長阪上秀雄外補助員１名
　　組合参事木原五市
調査場所　三田市中内神字福美田
植木所有者　西岡久一　一ヶ所

調査事項

所有地内にある燈籠、丹波栗石、樹木、灌木等の価格評価調査及び写真撮影を実施、調査書写真帖、ネガ帖等を提出した。

調査品目　燈籠等４基
　　丹波栗石180個
　　樹木灌木類340余本

1．日本住宅公団関西支社真美ヶ丘宅地開発事務所栽培樹木補償調査鑑定

調査鑑定実施　昭和50年４月18日
調査鑑定員　植村高樹園植村清一
　　閑秀園川本博美
　　組合参事木原五市
調査場所　奈良県北葛城郡香芝町大字瓦口
植木所有者　堀内良雄　２ヶ所

調査事項

栽培地にある樹木の価格評価調査移植費算出及び写真撮影を実施、調査書、写真帖、ネガ帖等を提出した。

調査樹木等の数　約360余本

1．日本住宅公団関西支社真美ヶ丘宅地開発事務所の依頼による栽培樹木補償調査鑑定

調査鑑定実施　昭和50年７月23日
調査鑑定員　㈱庭樹園当内勲　外補助員１名
　　組合参事木原五市
調査場所　奈良県北葛城郡香芝町別所
植木所有者　松石源太郎、中谷正雄３ヶ所

調査事項

栽培地にある樹木の価格評価調査移植算出及び写真撮影を実施し調査書、写真帖、ネガ帖を提出した。

調査樹木等の数　660余本

1．日本国有鉄道大阪工事局の依頼による樹木の移転評価鑑定

評価鑑定実施　昭和50年９月17日
評価鑑定員　理事長当麻英夫
　　副理事長竹中栄治
　　理　事木山匡司
所在地　宝塚市平井６丁目53外７筆
植木所有者　下坂要三郎・岸本幸太郎・下坂吉数・尾崎武彦

調査事項

国鉄福知山線複線化に伴う線路敷拡幅用地内の樹木の移植費、移植による減損率、現在評価格を調査鑑定し、書類作成して提出する。

1．日本住宅公団関西支社金剛東宅地開発事務所の依頼による50年度栽培植木移植補償植木調査鑑定

調査に先立ち下刈実施　昭和50年10月25日～27日
実　施　者　㈱岩辻園芸農場、㈱青紅園
　　金剛植物園
調査鑑定実施　50年10月28日、29日
調査鑑定員　組合員全員とし、班別編成6班にて実施
調査場所　富田林市金剛東地区内2－1、2－2 5工区の各1部
植木所有者　置田亥太郎・祐村興一・岡田和正・置田作太郎　計9ヶ所

同時に昭和48年実施分未調査のもの置田常夫所有樹木の調査鑑定を実施した。

調査事項

調査に先立ち植栽地の下刈を施行しなければ調査鑑定が出来ない地域があったので、下刈を実施の上で調査に着手した。調査は、前回作成の公団名入り樹木番号札を使用し、各地番、植木所有者毎に調査班（6班編成）は、1本宛根元周り、樹高、枝巾を測定し、評価額を算定記入、写真係は1本宛の樹姿写真撮影を行ない、図面記入作成係は樹木番号を植栽位置通り記入し、現地調査を実施した。

樹木灌木等調査数　2,660 余本とし、調査書作成、写真焼付、ネガ密着焼付をアルバムに帖付整理、図面整理原紙に移記等を行ない提出した。

班　別	責　任　者　（2名）	班　　員（4名）
1　班	田中建設㈱、㈱明治園	㈱旭植物園、内山緑地建設㈱、富士造園土木㈱、㈱辻本龍松園
2　〃	㈱植捨組、㈱三芳園	荒木造園㈱、稲治造園工務所、加茂佐造園㈱、関西緑地開発㈱
3　〃	㈱昭和造園土木、㈱青紅園	植村造園土木㈱、㈱大阪緑花、㈱関造園土木、㈱田中造園土木
4　〃	大阪造園土木、関西植木㈱	関西造園土木㈱、東光園緑化㈱、阪急園芸、㈱山都屋
5　〃	三容興産㈱、㈱京阪神グリーン	㈱岩辻園芸農場、金剛植物園、㈱西川造園、南海造園土木㈱
6　〃	㈱竹中庭園、植村高樹園	閑秀園、近鉄興業㈱、尊農社緑地㈱、㈱庭樹園
	組合参事　木原五市	

1．大阪府水道部用地対策室（大阪府水道企業管理者）の依頼による川瀬邸庭園移築調査鑑定

調査鑑定実施　昭和50年11月17日
調査鑑定員　理事木村源次郎
　　同　坂上種博
　　組合参事木原五市
調査場所　高槻市川瀬邸庭園の全部
調査事項

庭園全般に亘る移築調査につき、現存の樹木、灌木、石造物（鉄平石延段、通路縁石、青川石石積、くずれ石積、池護岸石積、飛石）景石、灯篭、手水鉢、沓脱石、等の測定、現在価格評価鑑定、移植による樹木その他の価値減率、枯損率等の算定、並に移築に対する樹木掘上、運搬、植栽その他費用、石類解体運搬据付等の諸費用、泉池貯水工事、給排水工事その他の諸費用等の算定、現地見取図の作成等を実施し、調査書及び見取図、部分写真帖等を提出した。

1．大阪府土木部用地対策室(大阪府土地開発公社)の依頼による樹木移転に関する補償調査鑑定

調査鑑定実施　昭和50年12月9日
調査鑑定員　植村高樹園植村清一
　　閑秀園川本博美
所在地　東大阪市布市町3－5101
樹木所有者　西川政五郎
調査事項

所有地内にある樹木灌木につき、高さ、幹周枝巾等の測定を行ない現在の評価格格差に移植の場合の移植費、運賃、枯損率の算出算定。伐採の場合の伐採費算出等につき調査鑑定を実施した。

調査樹木、灌木数約8170余本の調査書を作成提出した。

1．日本住宅公団関西支社金剛東宅地開発事務所の依頼による50年度栽培植木移植補償植木調査鑑定（その２）

調査鑑定実施　昭和50年12月11日

調査鑑定員　理事長当麻英夫外に補助員１名
副理事長竹中栄一　同
㈱京阪神グリーン　同
㈱岩辻園芸農場　同
㈱青紅園　同
金剛植物園　同

所在地　富田林市金剛東地区内３工区の１部

植木所有者　井島武四郎　２ヶ所

調査事項

所有地内にある樹木、灌木に対し、公団名入りの樹木番号札を取り付け根元周り、樹高、枝巾を測定し、現在評価額を算定記入し、写真係は１本宛の樹姿写真撮影を行ない、図面記入作成係は、樹木番号を植栽位置通り記入し、現地調査を実施した。樹木、灌木調査本数2,210余本とし、調査書作成、写真焼付、ネガ密着焼付をアルバムに帖付整理、図面整理原紙に移記等を行ない提出した。

鑑定人推薦依頼について

1．大阪地方裁判所第20民事部

裁判官奈良次郎

昭和48年第5493号請負代金請求事件に関する鑑定人派遣

鑑定事項

京都市右京区下津林中島１の２、柳沢喜代嗣方所在、原告の工事に係る庭園及石垣の工事出来高の昭和48年６月10日当時及び鑑定時における時価相当額。

期日　昭和49年３月20日午后１時

場所　大阪地方裁判所第20民事部

推薦鑑定人　理事木山匡司

調査結果

昭和49年３月20日裁判所612号法廷に出頭、鑑定人の尋問が行われた。

同年４月15日13時30分京都桂駅から、柳沢宅へ原告及び被告双方の弁護士と同行両者立会の上造庭現場の施工鑑定調査を行ない細部に亘り綿密なる測定検査を行なった。そして全般、局部の写真撮影を行ない後日裁判所に積算、鑑定書を提出する事を両者及び弁護士に確約した。そして４月15日、裁判所に鑑定書を提出し終了した。

その後両者より円満事件の解決があったとの報告を受けた。

1．大阪地方裁判所岸和田支部

裁判長右川亮平

昭和50年６月５日付、原告福森巽、被告香川敏彦間の昭和49(ワ)第244号造園工事請負代金請求事件に関する鑑定人推薦依頼

鑑定事項

昭和49年９月原被告間での被告方造園請負契約にもとづきなされた原告の造園工事に関する請負代金相当額はいくらか。

推薦鑑定人

副理事長阪上秀雄

回答

昭和50年６月16日

調査結果

昭和50年７月21日岸和田裁判所に出頭原告福森巽（福樹園）被告香川敏彦間の造園工事請負代金請求事件に関する鑑定をする。先づ証人台にて宣誓、署名し、裁判官より内容説明あり、弁護士にその旨了解をとり、鑑定人認定で裁判は終り、被告香川敏彦と同行、鑑定物件所在地岸和田市小松里町731の2にて造園工事の現在評価鑑定を行ない証拠写真を撮影し鑑定評価額調書、代価表（第１号捨石、第２号土留石、第３号芝生）を作成、写真を添付して、大阪地方裁判所岸和田支部右川裁判官に提出した。

特に樹木評価は非常に困難で、植栽後約１年を経過して居るため、判定し難き点があったので現況での鑑定とした。

教　育　指　導

造園教室の開設について

造園技術の向上の為に当組合事務所会議室（北区高垣町86、福田ビル301号室）において造園教室を開設した。

記

1．開設日は、２週間に１回を原則とし、第１、第３の土曜日の午後１時より３時迄とする。

1．講師には、前大阪市公園部長田治六郎先生外、大阪市公園部入江建設課長其他数人にお願いした。

1．会費は、茶菓代として１人当り200円を徴収して、終了後茶菓を提供して懇談の時間をもつことにした。

1．第１回を昭和42年４月１日㈯午後1時より開始した。

内容は講義は勿論だが、設計製図等を主眼としたものであった。

当初は20余名で始めたが種々の事情で少しづつ減り、10余名は休講まで熱心に受講した。

本教室は、日本万国博工事が漸次多忙になってきたので、昭和42年11月末日をもって一時休講することになったが、再開する機会がなくして終ることになった。

夏季造園教室の開催

組合各社若手従業員の技術と品位の向上を図ると共に、近い将来、正規の訓練校の開設に資するため、木村理事長を中心とする役員会（８月12日）で協議決定し、下記のように実行された。

日　時　昭和47年８月22日～24日（３日間）
場　所　大阪市・長居公園競技場内教室
共　催　阪神造園建設業協同組合
　　阪神造園業協会
　　(社)日本造園建設業協会近畿支部
受講者　62名（上記在職者で入社１～２年普通高校卒業者）

講習内容

８月22日午前中、造園学概論…山本繁雄氏（南部方面事務所長）午後、公共造園について…入江重悦氏（建設課長）

８月23日終日、工事施工概論…津野富士男氏（緑化課長）

８月24日午前、測量学概論…金谷新一氏（建設課技術員）午後、測量実習…同氏

講習会はすべて大阪市公園局のご好意により、講師の派遣、会場の提供など万端の便宜が与えられると共に熱心な指導を受けることができたことは、誠に感謝に堪えぬ所であった。

受講生また真摯な態度で教室に臨み、炎天下の実習を修得したが、終了後のアンケートによっても、この種勉学の希望も多く意欲の盛んなことを知り大きな収穫であった。

後日、受講者には上記日造協近畿支部長、木村源次郎氏名で修了証書が渡された。

因みに本催の世話役として出向された組合役員と補佐員は下記の通り。

22日　木村源次郎・阪上秀雄・当麻英夫・加藤亮太郎・木原五市の各氏
23日　木山匡司・口丸伊一・富川武男・加藤亮太郎・木原五市の各氏



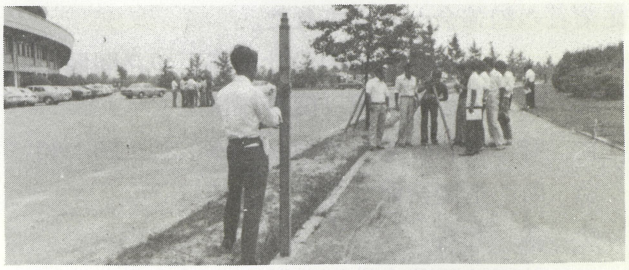

長居公園に於ける夏季造園教室
（上）講師、組合役員と受講生
（下）測量実習

24日　坂上種博・竹中栄治・西谷作太郎・木村源次郎・加藤亮太郎の各氏

実習補佐員

阪急園芸㈱、㈱三芳園、三容興産㈱、㈱青紅園、関西植木㈱、㈱竹中庭園、内山緑地㈱の各社員

関西ランドスケープゼミナー

日本造園設計事務所連合、阪神造園建設業協同組合の共催による表題の催しとして、組合、協会員並びに設計事務所、研究所等、造園関係の若手従業者の勉強会が開催された。

テーマ　「石材工事の設計と施工の諸問題」
講　師　上山正二氏（関西石材工業KK）
日　時　昭和47年９月13日㈬18：30～20：30
場　所　造園会館　３Ｆ　会議室
受　講　35名

この計画は㈱荒木造園設計事務所の荒木芳邦氏その他、主として設計グループによる創案で、施工業界と提携して技術の向上に資することを目的とすると共に、相互の親睦を図るものであるが、当日は石材界の重鎮であり、専門技術者である上山社長に依頼して開催されたが、氏自作のスライドを併用し、講義要旨のプリントまで用意されていた。

次に講義内容を記録しておこう。

１．石材の良さを再認識
２．石材の種類と特質
３．石の選定と加工の程度
４．石工事に於ける基本的なルール
５．石材工事の設計と実際施工上の諸問題
６．緑地公園等に多く見る石工事の色々

いずれも専門技術的見地から各項目にわたり詳述され、予定時間を超過する熱演であったので、聴講者の良き勉強となったことを特記する。

造園技能検定と実施

国家検定制度は昭和34年に始まり、逐次職種は増加して、同50年度には82職種にも及んでいるが、造園（造園工事作業）が加わったのは、同48年度の後期からである。

云うなれば、他職種に比し、いささか遅きの感があったが、いよいよ重要性が増大せられつつある緑化事業の担い手としての造園従事者が、社会的信望と技術向上をふまえての格付のための門戸が開かれたことは喜ばしいことで、当組合は率先参加したのであった。



造園技能検定実技試験予備説明会
（京都植藤造園で井上義三氏の説明を聞く）

経　過

造園技能検定試験の実施についての調査研究を始めたのは昭和48年４月以降であったが、当時、当組合員が加盟の(社)日本造園建設業協会を通じて、労働省からの情報を知り、近畿支部の両翼にある兵庫、京都とも緊密な連絡をとりつつ準備を進めたのであった。

この間、同協会の要望により、検定試験委員の推薦依頼があったので、役員会にはかり、大阪から荒木芳邦氏（㈱荒木造園設計事務所）京都からは井上卓之氏（井上造園）の２氏を推薦した。(のち井上氏は都合により辞退された)。

同年、６月26日、東京都調布市での造園技能検定試検に参加者推薦の依頼があり、当組合より塚本金兵衛氏（植村高樹園）、京都から大平修三氏(大平造園)の２氏に参加を願った。（これは１級、２級夫々の実技、学科に対する出題標準に資するものであった）

降って７月９日、日造協兵庫班では杭本正氏(関西造園土木㈱)同県検定協会、県労働部職業訓練課の共同主催で、蛭田貫二氏（㈱蛭田植物園）の来神を求め、神戸私学会館で検定説明会が開催され、当組合よりは木村、当麻、竹中、加藤の諸役員が出席し、検定の概要を知ることに大変役立

った。

一方、大阪府労働部、大阪府検定協会にも折衝を続け、極力進行方を要望したのであったが、9月28日、同検定協会より昭和48年度「技能検定ならびに技能五輪大会、府予選案内書」が発行せられた。

以下その内容につき必要事項のみを抜粋記録することとする。

●実技試験

昭和48年11月23日～昭和49年2月24日の間の指定日。

●造園工事作業ペーパーテスト…昭和49年2月3日

●学科試験

昭和49年2月24日

●実施場所

イ．実技試験は各職種ごとに設置する試験場で行なう。

ロ．学科試験は大阪府検定試験協会が決定通知のこと。

●受験資格

1級、2級ごとに夫々資格があり、職業訓練歴、学歴其他であるが、何れも実務経験年数により分類されている（明細略）

●試験の免除

1級、2級共夫々の実技、学科合格者、何れかに合格した科目は云うまでもないが、職業訓練指導員資格者等（同上）

●受験申請手続

各級共申請書記入、受験料を添付して上記検定協会に本人が直接申込むこと。

●受付期間及び時間

昭和48年10月8日～10月22日。

その他、申請書記入方法、免除手続、提出方法等が詳細表示されている。

●合格発表＝昭和49年3月27日、大阪府公報、同検定協会

●合格書の授与＝同検定協会（大阪市天王寺区上汐町5の25　大阪府職業訓練センター）

●実技試験問題の公表

昭和48年11月19日～12月19日の間、上記協会で公表。

●問題の概要　下記の通り。

●1級の作業試験及びペーパーテスト

(1)　作業試験

指定された区画内に建仁寺垣を造り、つくばい、飛石及び延段敷設作業を行なう。（試験時間は約6時間30分）

(2)　ペーパーテスト

造園平面図により指定された部分の見取図及び断面図を作成し、植栽及び移植に適当な樹木等についての設問に答える。（試験時間は約3時間）

●　2級の作業試験及びペーパーテスト

(1)　作業試験

指定された区画内に四ツ目垣を造り、縁石及び飛石を敷設し、芝張を行なう。（試験時間は約5時間30分）

(2)　ペーパーテスト

造園平面図により指定された園路の平面図、流れ工事に使用する基準棒（ばか棒）の図を作成し、植栽及び移植に適当な樹木等についての設問に答える。（試験時間は約2時間）

実技検定試験業務の受諾と方針

造園業界に対する検定試験は検定協会としても初めてであるし業界の実体も把握されていない関係上、当組合への依存は当然でもあろうし、当方また受験者実態、施行方法等は明らかではないが、国家試験でもあり、造園界将来のため大切な資格獲得の事業でもあることから、役員会の賛意により、積極的に協力することとなり、本件を受諾した。

しかしながら、当時の大阪府下における造園関係者の実態は明瞭ならず、また検定業務も未知のことでもあったので、取あえず応募範囲は当組合を中心とし、傍系の協会と日造協近畿支部とし、一般からは検定協会を通じての希望者の受入れをすることとなった。

検定の実施発表と募集

当局との協定により、関係各社に案内書による正規申込を開始したのは10月8日であり、22日〆切と云うことであった。

そして10月13日、午后2時より説明会開催の案内を添え、問題概要、申請手続、手数料（実技6,000円、学科1,000円）及び個人負担1級12,000円、2級11,000円（事業主負担）を申し添えた。

説明会は申込を兼ね造園会館3階会議室で開か

れ、木村理事長の挨拶の後、加藤専務理事により行われ、質疑応答があり５時解散したが、22日の〆切時の応募結果は、

等級	組合協会員	アウトサイダー	計
１級	48名	6名	54名
２級	57〃	9〃	66名
計	105〃	15〃	120名

実行委員の決定と委員会

検定試験の準備、運営に対する便宜から、組合、協会を併せて下記の諸氏が推薦された。

木村源次郎（大阪造園土木㈱）・当麻英夫（三容興産㈱）・西谷作太郎（㈱三芳園）・坂上種博（㈱昭和造園土木）・竹中栄治（㈱竹中庭園）・中島幸太郎（㈱青紅園）・当内富三郎（㈱庭樹園）厚東利昭（㈱山都屋大阪営業所）・関春夫（㈱関造園土木）・樋口勝雄（関西緑地開発㈱）

以上10氏

委員会は、11月２日及び同月30日の２回にわたり造園会館３階会議室で開催された。

その概要は、実技検定資材の調達、試験場の設営その他で、夫々責任分担された。

検定委員の選任と補佐員の決定

これまた検定協会からの要望により、役員会の議を経て下記のように推薦された。

主席検定委員　加藤亮太郎（専務理事）

検定委員　当麻英夫・木村源次郎・木山匡司・竹中栄治・坂上種博・中島幸太郎・当内富三郎の８氏。

事務局員　木原五市・大八木武雄の両氏

上記の人々は大阪府技能検定協会に申請、同年11月22日付をもって同協会長松下正治氏より夫々委嘱状が届けられた。

補佐員は検定場において、検定委員の指示を受け、計寸、終了時刻の記録及び採点集計を行なうもので、便宜上、検定委員毎に１名を推薦することとなった。

新保正宗（三容興産㈱）・大島定正（昭和造園土木㈱）・浮田隆男（㈱青紅園）・田中孝道（㈱庭樹園）・織田貞夫（大阪造園土木㈱）・小沼幸子（京阪神建設㈱）・鳥羽定一（竹中庭園㈱）の７氏。

この他、試験場の設営には樋口勝雄氏が主任者として委嘱し受諾された。



造園技能検定委員と補佐員

検定水準調整会議への出席

同年11月14日、午前10時より11時30分にわたり上記会議が東京都・大手町、日経ホール９Ｆの労働省大手町庁舎で開催された。何分初回のことであるため特に当組合より当麻理事長、日造協として木村支部長及び加藤主席検定委員が出席した。

全国から参集した検定関係者が一堂に会し労働省係官、中央検定協会役員及び、日造協よりは、星、大友、蛭田氏、外が出席せられ、昭和48年度技能検定造園実技試験実施要領及び１、２級造園実技試験問題、作業試験とペーパーテスト（中央技検協発行）について方針、解釈、留意点等、全般にわたり説明があり質疑応答を交えて予定時刻に終了、当麻、加藤の両氏は蛭田氏と同行して日造協事務所に星専務理事を訪れ、午后、偶然にも他界せられた東光園緑化株式会社社長、田丸実氏御母堂の葬儀に参列後帰阪した。

京都造協組主催検定試行会の見学

京都造園協同組合の井上義三氏から11月24日、検定対策として同市右京区の佐野輝一氏（植藤造園）栽培場で１、２級実技の試行会開催と参加案内を受けたので、兵庫県検定関係者の杭本正氏他若干名と合流し、当麻、木村、中島、竹中、当内、木山、坂上、木原、加藤の９氏が参加見学した。

京都は検定には非常に熱心で先進的であり実技試作品は誠に美事なものであったのと、懇切丁寧な井上氏の説明は参加者のよき参考になったと思われたが、更に見学後一同は造園組合事務所に立寄り、意見交換や質疑応答を行ない解散した。

大阪での実技試行と説明会

さきに提出された実施要領及び公示された問題に基づき、試験期日、場所、設備等の企画を決定

すると共に、諸材料の調達を進めて越年し、期日を待ったが、これより先、当地の受験者のためトライヤルを計画、実施した。

場　所　大阪府久宝寺緑地公園内借用広場

企　画　広場内の一部に１、２級各１セットを作成展示し、係員より夫々の指導説明及び試験に対する注意をした。

尚、展示は翌日午后までとし、当日の不参加者の便宜をはかった。

この日の試行は１級、２級夫々の受験者中の希望者により製作せられ、木村、木山氏より夫々の説明と指示が与えられた。

かくて愈々実技試験の実施に移行したのであったが、この間、実行委員、検定委員、事務局員などで、予算の樹立、資材の調達、通信連絡、交渉等全般にわたり短期間の内に諸準備を完了した次第であった。

昭和48年度造園技能検定

実施期日

昭和49年１月21日(月)23日(水)25日(金)28(月)の４日間、準備の日をはさみ実施した。尚、雨天の場合を考慮して30日(水)を予備の日とした。

●試験場

大阪府久宝寺緑地公園の一部

面積2701㎡（有料借用）

●場内整備

期日前、ブルドーザーで整地し、

試験区画は外枠6.0ｍ×4.0ｍ＝24㎡

内枠4.5ｍ×3.1ｍ＝14.26㎡

外枠は縄張、内枠は水糸張

●区画数

１級用14セット、２級用17セットとして併列し、全受験者数を調節して４日間で終了する方式をとった。

●試験の実施方法

試験時間の配分

1級	9：00~12：00	昼食休憩	13：00~16：00	打切16：30(6時間)
2級	9：00~12：00	昼食休憩	13：00~15：00	打切15：30(5時間)

●試験の順序

(1)　毎試験日８：00　受験者集合、受付、確認、所持工具点検、試験区の抽選、ゼッケン着用後控えテントで待機させた

(2)　8：30 主催者、検定協会代表の挨拶、主席検定委員の説明、訓示、問題支給、各級別に検定委員より問題説明、現場待機

(3)　9：00　１、２級一斉に試験開始、昼食休憩を経て定刻終了（打切時間を含む）

(4)　終了者は補佐員の時刻確認記録後、検定委員による採点を待ち、許可後、自己の作品を取こわし、元の位置に納入、跡片付の後受付でゼッケンその他を返納して退出させた。

●検定の方法

㈠　１級、２級に分け検定委員は各３名とし、各自採点表を持寄り合議決定した。

㈡　採点表は取まとめ、主席検定委員はこれを受取り、全試験終了まで保管した。

㈢　補佐員は検定委員の指示により採点の記入、整理等の事務の援助にあたった。

㈣　主席検定委員は採点表を再点検し、集計、総計その他必要事項を記入の上、２月７日、大阪府検定協会に納入した。

以上経過の概要を述べたが、何分厳寒中の行事であり、現場の条件は良好とは云えず、雨水の停滞部の排水、土砂の追加等を行った個所もあった。然し乍ら、受験者は何れも全力を傾注し、寒さを忘れて懸命の努力をしていたことが良き印象として残っている。

●ペーパーテストの記録

講習会の開催

日　時　１月14日　２級10：00～12：00

１級13：00～15：00

場　所　造園会館３階会場

講　師　大阪府立園芸高等学校吉田徳治氏。

経　過　前記ペーパーテストの試験問題につき、１、２級夫々に製図法、樹木植栽、移植樹種の選択等について講義されたが、主として「造園技能検定試験のしおり」にもとづいて行われた。

●ペーパーテストの実施

日　時　２月３日(日)

２級　10：00～12：00（２時間）

１級　13：00～16：00（３時間）

場　所　造園会館３階会議室

試験委員　実技検定を分担した前記各委員、事

務局員

経過　試験は時間の関係で午前中２級、午后を１級とし、試験開始前１時間前に集合、主催者挨拶、主席検定委員による試験要領、注意事項等の説明あり、夫々定刻に開始されたが、午前、午後共打切時刻前、大多数は答案の提出を終り退出終了した。

採点　夫々の検定委員により、午前の部は午後に、午後の部は終了後から採点を行い合議検討後取まとめて検定協会に納付した。

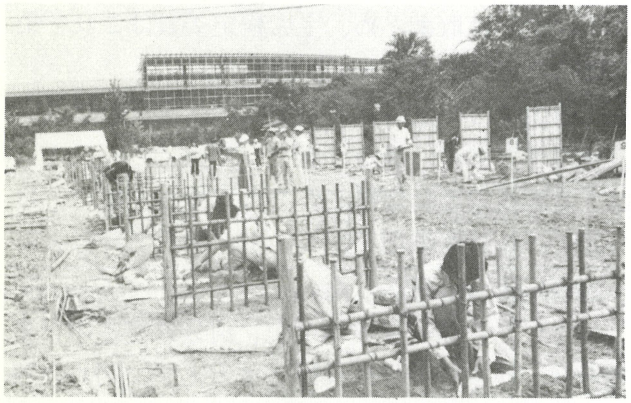

長居公園での実技検定状況
手前は２級後方は１級（S.50.8.27）

●学科試験の実施

２月24日(日)東大阪市、近畿大学講堂で、技能検定協会により実施された。

●実技検定試験の成績

昭和49年３月26日(火)大阪府労働部訓練課及び大阪府技能検定協会から次のように発表された。

等級＼項目	申込者数	受験者数	合格者数	合格率
１　級	54	51	50	98%
２　級	66	64	61	95%
計	120	115	111	96.5%

参　考

京都　１級　58%　　２級　83%

兵庫　〃　　25%　　〃　　50%

昭和49年度造園技能検定

当年度の技能検定は前年同様、後期に実施されることとなり、実技検定は９月９日付をもって再び当組合に委嘱され、実施計画が次表のように伝達、発表された。

項目＼期日		日　　程
実施公示		昭和49年９月17日(火)
受験申請書の受付		昭和49年 ９月30日(日)から 10月14日(月)まで
実技試験	水準調整会議	昭和49年 11月13日(水)から 11月15日(金)まで
	問題公表	昭和49年11月11日(月)
	実施	昭和49年11月23日(土)から 昭和50年２月23日(日)まで
学科試験		昭和50年２月23日(日)
合格発表		昭和50年３月25日(火)

（本年度からペーパーテストなし）

検定実技試験の実施方針

依ってその準備態勢に入ったのであったが今回からは、検定の普遍性と業界発展を目的として昭和49年11月14日結成された**「大阪府造園緑化組合連合会」**を母体として実施するを最適とし、同組織を動員して実施計画を樹立することとし、直ちに検定実施の行動に移った。

試験実施に至る準備期間中に行われた関係行事、打合会は概ね次の通りであった。

●昭和49年11月７日(木)

大阪府職業訓練大会**「技能の日のつどい」**が大阪厚生年金会館大ホールで開催され、行事中に前年度試験の優秀合格者の表彰があった。

内、当組合では２級、桐島章(㈱京阪神グリーン)１級、今里哲治(関西植木㈱)の２氏が表彰された。

●昭和49年11月20日(木)午前中

大阪府検定協会で本年度試験水準調整打合会が開催され検定委員が出席、検定委員(24名)に委嘱状が伝達され実施に対する注意等があった。

●昭和49年11月29日(金)午后２時

４地区(後記)検定委員会を造園会館３階会議室で開催、学科試験問題集配布の件、受験者数の報告等を行なった。

●昭和49年12月17日(水)午后１時より

大阪府久宝寺緑地公園の試験予定地に於て１、２級の実技試験問題の試作を行なった。１級は山野井啓二(植村造園)高岡功(大阪造園土木㈱)２級は新保正宗（三容興産㈱)及び土師友二（㈱京阪神グリーン)の４氏と木村、西谷、辻、今里、植村、当麻、加藤の試験委員が出向し、受験者の指導に当った。

●昭和50年１月16日(木)

午后２時より造園会館で検定委員集合、採点法その他について説明、４地区の水準調整をした。

●昭和50年２月３日～10日中

学科試験に対する講習会を下記の各地区で開催、元大阪府立園芸高等学校教諭吉田徳治氏により各地別に順次講習を行なった。

第１地区

２月３日、南千里、南センタービル

第２地区

２月10日、北区、大和銀行梅田支店

第３地区

２月１日、八尾服部川八尾園芸農協

第４地区

２月４日、堺市上ノ芝、堺市農協

検定実施計画の改正

概要　大阪府全域に存在する造園組合の参加を求め便宜上、北、中、南の３地区(４会場)に分割してブロック組織とし、事務所を当造園会館に置き、統轄事務を取扱うこととし、各地区には夫々近隣に存在する単位組合を下部組織として検定業務に当った。

連合会役員

	北地区	中地区	南地区
会長		当麻英夫	
副会長(支部長)	東本清	竹中栄治	荒木庸次
監事	花原弘	松井種造	山本雄三郎
専務理事		加藤亮太郎	
事務局長		木原五市	

連合会組織と検定参加人員表

	加入組合員名	代表者名	参加組合員		アウトサイダー		合計
			1級	2級	1級	2級	
北地区（第一会場）	豊中造園事業協同組合	理事長　奈須正好	15	5	0	0	20
	豊中市上新田造園組合	組合長　矢口正一	1	5	0	0	6
	池田市細河園芸農業協同組合	組合長　東本　清	18	35	3	3	59
	吹田市造園協同組合	理事長　札場治男	6	6	0	3	15
	能勢園芸組合	組合長　向林賢次郎	0	9	0	0	9
	高槻造園組合	組合長　花原　弘	6	9	0	0	15
	茨木市造園業組合	組合長　寺田　功	12	13	0	0	25
	７団体	小　計	58	82	3	6	149
中地区（第二第三会場）	阪神造園建設業協同組合	理事長　当麻英夫	42	60	3	12	117
	阪神造園業協会	会　長　竹中栄治					
	大阪八尾園芸組合	組合長　松井種造	97	21	0	0	118
	東大阪市造園石材事業協同組合	理事長　石井靖秋	18	28	0	0	46
	４団体	小　計	157	109	3	12	281
南地区（第四会場）	大阪府造園協同組合	理事長　荒木庸次	14	12	0	0	26
	堺市農協造園事業部協力会	会　長　川岸利幸	16	6	0	0	22
	堺泉大津造園組合	会　長　樋川幸次	3	8	0	0	11
	貝塚市造園組合	組合長　笹谷勘一	9	6	0	0	15
	和泉造園組合	組合長　清原政春	18	8	0	0	26
	岸和田造園組合	組合長　山本雄三郎	4	19	0	0	23
	狭山園芸組合	組合長　宮崎恒次	5	10	0	0	15
	河南園芸組合	組合長　大西　巖	15	6	0	0	21
	８団体	小　計	84	75	0	0	159
計19団体		合　計	299	266	6	18	589

●実技試験の期日と実施場所の決定

4会場に於ける実施期日は協議の結果、次のように決定した。(中地区は第2、第3会場に分割)

第1会場

期日…昭和50年1月21日(火)～24日(金)4日間

場所…吹田市津雲台千里ニュータウン南公園内円形広場の一部

第2会場

期間…1月21日(火)～24日(金)4日間

場所…大阪府久宝寺緑地公園内の一部

第3会場

期間…1月21日(火)～25日(土)5日間

場所…大阪府八尾市光南町、八尾市土地開発公社所有地の一部

第4会場

期間…1月21日(火)～24日(金)4日間

場所…大阪府堺市陶器、堺市農業協同組合所有地の一部

運営委員、検定委員、補佐員の選出

運営委員…渉外関係、資材調達、予算、決算、連絡、会場整備、管理等を担当、各地区支部長外2名を選出することにした。

検定委員…各会場毎に6名宛(1級3名、2級3名)とし、本部(当組合)から第2会場を除く3会場に各1名宛の主任検定委員の出向を依頼し、検定指導と統括に当った。

第1会場……坂上種博氏(昭和造園土木㈱)

第3会場……木山匡司氏(㈱京阪神グリーン)

第4会場……竹中栄治氏(㈱竹中庭園)

第2会場……当麻英夫氏(三容興産㈱)

この内、第2会場(当組合、協会)の分は次表のように決定、検定協会に推薦登録された。

主席検定員　加藤亮太郎(組合専務理事)

級	検定員	所属	補佐員
一	木村源次郎	大阪造園土木㈱	田村　稔
	西谷作太郎	㈱三芳園	伊藤　強
級	辻　正俊	南海造園土木㈱	坂本裕一
二	当麻　英夫	三容興産㈱	浜　恵一
	今里　哲治	関西植木㈱	坂上民雄
級	西富　義夫	阪急園芸㈱	竹島清治

(他地区の検定委員名、補佐員は省略)

但し主席検定委員は全地区に関与して総括的検定事務及び当局との折衝にも当った。

補佐員は検定委員より各1名宛が推薦され検定に参加して補助的任務を全うした。

尚、検定諸般の事務取扱は当組合事務局より、木原参事、大八木主事が出向して円滑に行われたのであった。

第2会場における実技検定の記録

実施日時…昭和50年1月21日(火)～24日(金)の毎日

会場…八尾市西久宝寺323 大阪府久宝寺緑地公園内、南西部、野球場とテニスコート間の空地(大阪府土木部公園課所管)

会場整備…会場周辺に縄張、明示看板、本会場整備、周辺縄張人止柵、明示看板、本部、受験者用テント2張、プラカード、椅子、机、その他

試験区の設備…1級12、2級18セット。

1級　外枠3.00m×4.00m
縄張、面積12.00m²
内枠2.00m×3.00m
水糸張、面積6.00m²

2級　外枠3.00m×3.40m
縄張、面積10.20m²
内枠2.00m×2.40m
水糸張、面積4.80m²

全面を整地、硬軟部を調節して条件を均等にし、各セット前に番号入立札を立込む。その他、材料の盗難予防のためキャラバンカーを借入、夜警2名を配置した。

検定方法…毎日午前9時集合、面着、試験問題、ゼッケン、曲針(1級用)等を貸与、定刻より挨拶訓示、同10時試験開始した。

1級　10：00～11：30 昼食休憩 12：30～13：50　打切時刻14：20

2級　10：00～11：30 昼食休憩 12：30～13：30 打切時刻 14：00

試験中の管理は1、2級別検定委員によって責任執行され、補佐員は計寸、採点の補助的業務に当った。

かくて試験は予定時間通り進捗し、終了者は申告合図により検定、採点せられ、完了者から自己作品の取片付、材料返納を行ない、点検を受けて

退出、貸与品、試験問題を返納して退出の順序をとらしめた。

採点と報告…各日共、試験終了後、夫々の担当検定員により集計し、持寄会議を経て清書し、主任検定員に提出、全試験行程終了まで責任保管した後、主席検定委員に引渡す方式をとった。

主席検定委員は全採点表より総括一覧表を作成して検定協会に納付して完結した。

学科試験の実施…昭和50年2月2日(日)、東大阪市の近畿大学講堂で9：00より、技能検定協会の担当で行われ、全受験者が一堂に会して受験した。

試験成績…以上は専ら第2会場における実技状況と学科試験の状況であるが、実技については他の3地区共同調して行われた。

昭和49年度 試験成績表　（第2会場のみ）

項目／等級	受験者数	合格者数	合格率
1級	45	14	31%
2級	72	40	55%

昭和50年度造園技能検定

第3年の検定試験は前年度後期が変更されて前期に実施されることとなった。

●検定試験の実施計画と協議

昭和50年4月4日(金)午后2時より造園会館で加藤専務理事司会のもとに、4地区支部長、運営委員、前期検定委員が集まり、大阪府技能検定協会より内示があった検定内容についての報告及び爾後の実施計画等について協議をした。

●前期造園技能検定の発表と説明会

6月16日、大阪府技能検定協会で上記の集会があり、木原参事が出席して案内書を受領し、その内容について、同協会今村専務理事から説明を受け、全貌が明らかとなった。

1．実技試験

問題公表

昭和50年6月16日(月)から28日(土)　検定協会

試験実施

昭和50年6月29日(日)から9月28日(日)まで

造園科はペーパーテストなし

問題概要

1級……指定された区画内に垣根、つくばい、敷石の作業を行う。

（試験時間、約3時間30分）

2級……指定された区画内に垣根、縁石の作業を行う。

（試験時間、約3時間）

2．学科試験

期日　昭和50年9月14日(日)

3．合格発表

期日　昭和50年10月21日(火)

場所　大阪府技能検定協会

その他　受験資格、試験の免除などの条件が添付されている（省略）

検定試験水準調整会議

●昭和50年6月19日(木)

東京都中野区サンプラザ会館の8階で、表記調整会が開催され、中央技能検定協会、日造協本部などから本年度の検定方針、試験問題、採点法などについての説明があり加藤専務理事が出席した。

次にその要旨の一部を例記すれば、1級試験の時間の変更、建仁寺垣の立子、胴縁寸法の変更、かきつけ法の訂正、かけひ駒頭の受験者持参、延段寸法の延長、2級の場合、平面図の明記、入口寸法の表示、立子と胴像の結束法からみ結び、など、主として改正点の解説及び採点法の変更、その他であった。

●検定委員の委嘱と説明会

昭和50年6月24日(火)、午前9時30分より10時30分まで、大阪府技能検定協会において再度検定内容の説明が行われ、井村課長より本年度推薦の4地区、25名の検定委員に対し、委嘱状が伝達された。

第2会場　検定委員と補佐員(他は省略)

	検定委員	所属	補佐員
一	辻　正　俊	南海造園土木㈱	坂本祐一
	木村源次郎	大阪造園土木㈱	田村　稔
級	西谷作太郎	㈱三芳園	伊藤　弘
二	当麻　英夫	三容興産㈱	浜　恵一
	今里　哲治	関西植木㈱	坂上民雄
級	西富　義雄	阪急園芸㈱	甲斐久士

●当年度の検定試験場

第１会場（北地区）細河園芸センター

所在地　大阪府池田市中川原町448

所　管　池田市細河園芸農業協同組合

借用地　同上敷地内1485㎡

責任者　同上組合長　谷口善光氏

第２会場（中地区）大阪市長居公園

所在地　大阪市東住吉区長居町

所　管　大阪市（市長　大島靖氏）

借用地　同公園内の一部約2000㎡

責任者　当組合理事長　当麻英夫氏

第３会場（中地区）

所在地　東大阪市中石切町７

所　管　東大阪市西石切町６　山崎秀一氏

借用地　同上敷地の一部約2585㎡

責任者　大阪八尾園芸組合長　植村清一氏

第４会場（南地区）

所在地　堺市陶器北24

所　管　堺市農業協同組合長　藤井太一氏

借用地　同上育苗センター約2000㎡

責任者　大阪府造園業協同組合

理事長荒木庸次氏

●試験期日と日数の決定

第１会場　８月26日(火)、27日(水)、28日(木)３日間

第２会場　８月26日(火)、27日(水)、28日(木)３日間

第３会場　８月28日(木)、29日(金)、30日(土)３日間

第４会場　８月25日(月)、26日(火)、27日(水)３日間

●実技試験受験者配分表

区分	受験者数			
	級別		計	１日当り受験人員
	１級	２級		
第1会場(北地区)	34人	56人	90人	１級12人 ２級19人
第2会場(中地区)	31〃	51〃	82〃	１級11〃 ２級17〃
第3会場(中地区)	71〃	38〃	109〃	１級25〃 ２級13〃
第4会場(南地区)	48〃	43〃	91〃	１級16〃 ２級15〃
合　計	184〃	188〃	372〃	

実技検定トライヤルの実施（第２会場）

昭和50年８月６日(水)午前９時より長居公園内、北西部、臨南寺北広場で１級、２級各１セット宛を作成し、予め案内状を出しておいた受験者の参集を求め、製作順序から留意点等を説明と共に完成した。

説明指導者は検定委員辻、今里、木村、木山の諸氏であり当麻理事長、加藤専務理事、木原参事、大八木主事等の関係者が出向した。

この日参集の受験者は約70%程であったが、中には実演に加わり熱心に指導を受けたものもあり、正午成功裡に終了したが、作品は翌日の午前中展示し任意公開した。

尚、トライヤルは他の３会場に於ても夫々任意実施の報告があった。

実技試験の実施概要

数回の準備委員会及び運営委員会により、試験用資材の調達、事務連絡はもとより、現場設備としてのテント、椅子、立看板、立札その他一切の手配は前回の経験に基づき手落なく準備すると共に、試験区画、１、２級用ブロックの整備も試験前日にはすべて完了した。

また、４日間の毎日は各委員、補佐員、会場係員、事務担当者全員出向して試験に当ったが、別に会場警備員を採用し、前後を含めて安全を図った。

尚、試験日の運営に当っては当麻委員長の指揮により、受験者に関しては各級主任検定委員の懇切な指導監督のもとに行われた。これらは総べて前回に準じて行なったので詳細は割愛する。

更に今回は検定協会より試験立会者１名の外、加藤主席検定委員が１日づつ各試験場に出向し、状況視察と連絡に当り、全試験終了後、各地区の採点表を受取り、検収総括して検定協会に納めた。

●学科試験は別途

昭和50年９月14日、午前９時より近畿大学講堂に於て実施せられ同10月21日、合格発表が検定協会及び大阪府労働部職業訓練課で行われた。

昭和50年度の試験成績(第２会場のみ)

等級＼項目	受験者数	合格者数	合格率
１級	55	16	31%
２級	75	31	41%

備考　過去３ヶ年間における全国造園技能検定合格者一覧表

等級＼年度別	S48年度	S49年度	S50年度	合計(名)
１　級	2,374	2,472	2,088	6,934
２　級	2,991	2,470	3,437	8,898
合　計	5,365	4,942	5,525	15,832

造園施工管理技術検定

検定制度の設定経過

建設業法の中で造園工事が独立の種目として設定されたのは、昭和47年であるが、これは云うまでもなく、緑化事業の急進と大形化に伴う材料の選定、施工法、完成後の予見などに関して、専門的知識と施工技術が要求されることに起因するもので、その実施は当昭和50年度に始まったのであった。

したがって、当初には試験内容や程度等は不明であったが 当組合、 協会員加盟の(社)日本造園建設業協会では同年４月「造園施工管理技術検定対策委員会」を設置し、省令の内容、あるいは今後の実施事項や進め方などについて研究審議し、建設省当局、全国建設研修センター等につき連絡を密にしてその情報を把握し、逐次当方にも連絡があったので試験制度の内容と共に対策が立てられるようになった次第である。

国家試験実施の内容

この試験制度は昭和50年７月９日付、建設省告示第1052号をもって、建設大臣から指定された「１級造園工事技術者試験」「２級造園工事技術者試験」「２級造園工事技]者特別研修」である。

「１、２級造園工事技術者試験の受験資格」

次の(1)又は(2)に該当するもの

(1) **学歴**（または資格）と必要な造園施工管理に関する実務経験年数

学歴又は資格	必要な実務経験年数			
	1級		2級	
	指定学科	指定学科以外	指定学科	指定学科以外
新・旧大学卒業後	3年(1)	4年6ヶ月(1)	1年	1年6ヶ月
短大・高専旧専門学校卒業後	5年(1)	7年6ヶ月(1)	2年	3年
高校・旧制中学卒業後	15年(1)＊	20年(1)＊	3年	4年6ヶ月
その他（上記以外）	20年 (1) ＊		8年	
２級造園施工管理技術検定合格者	２級受験資格＋６年(1) 本年度は該当者なし			

注１　1級についての(　　)内の数字は何れの学歴についても必要な指導監督的実務経験年数である。

注２　造園施工管理に関する実務経験とは、造園工事現場において工事の施工管理に従事した経験をいう。

注３　指定学科とは、土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地または造園に関する学科を含む）園芸学、林学、都市工学、交通工学または建築学に関する学科をいう。

注４　＊印は昭和50年、51年度に限り指定されたもの。

(2) **職業訓練法**による技能検定の「造園」に合格した者。ただし、１級の場合には１級「造園」の合格者のみ。

●試験日

(1)　１級試験　昭和51年１月11日(日)

(2)　２級試験　昭和51年１月25日(日)

●試験地

札幌　仙台　東京　新潟　名古屋　大阪　広島　松山　福岡

●受験料

4,000円

「２級造園工事技術者特別研修」

（国家試験全部免除）

●受験資格

造園施工管理に関し、指導監督的実務経験１年以上を含む15年以上の実務経験を有する者。

●研修日

昭和51年２月中旬～３月下旬の間に２日間実施する予定

●研修地
　試験地と同じ
●受講料
　7,000円（テキスト代含まず）
●受験受講申込手続方法
　○受付期間
　昭和50年９月25日～10月９日(木)
　○提出書類
　研修センター指定の申込書類２通
　住民票、卒業証明書、合格証明書、写真
　○書類提出先
　(財)全国建設研修センター、造園工事試験課
　○申込用紙類の請求方法
　「申込用紙類・手引」１組240円、郵送で請求の時は送料１組300円

以上のようであったが、尚、更に



造園施工管理技術検定対策講習会場
（堺市農協）

⊙１級造園施工管理技術検定・実地試験の実施について
　○１級造園工事技術者試験合格者および、技術士（１級造園施工管理技術検定受験有資格者）について行なう。
　○試験日　昭和51年３月下旬
　○受付期間　昭和51年２月上旬～２月下旬
　○詳細は昭和51年１月下旬建設省都市局公園緑地課に問合すこと。
⊙１級または２級土木施工管理技術検定合格者（１級特別研修を除く昭和50年度までの合格者に限る）
　○全国建設研修センターが昭和51年度から昭和55年度までに行う１級または２級造園工事技術者特別講習（３日間の予定）を修了した者は国家検定試験の全部が免除される。

以上が付加えられていた。

造園施工管理技術検定対策委員会と規定

(社)日本造園建設業協会は前記検定試験の対策として、昭和50年４月、規程を設けて委員会を結成し、同年７月10日より実施することになった。内容は次の如くである。

委員会規定

第１章　総　則

（名　称）

第１条　本会は造園施工管理技術検定対策委員会という。

（事務所）

第２条　本会は事務所を(社)日本造園建設業協会内におく

（目　的）

第３条　本会は建設業法に基く、造園施工管理技能検定を円滑に推進するに必要な諸事業を行なうことをもって目的とする

（事　業）

第４条　本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う

一、造園施工管理技術検定に関する講習会
二、造園施工管理技術に関する調査研究
三、関係行政機関及び関係団体との連絡及び調整
四、関係資料の作成
五、その他本会の目的達成に必要な事業

第２章　委　員

（委　員）

第５条　本会の委員は(社)日本造園建設業協会の会員又は学識経験者の中から会長が委嘱する

第６条　本会に委員長　１名
　副委員長　１名
　常任委員　若干名をおく

第３章　会　議

（会　議）

第７条　本会の運営に関する基本的事項は委員全員をもって構成する委員会において決定する

（常任委員会）

第８条　常任委員会は次の事項を決定する

1．委員会の議決した事項の執行に関すること
2．委員会に付議すべき事項
3．その他、委員会の議決を要しない会務の執行に関すること

第 4 章　附　　則

（委員及び役員）

第 9 条　設立当初の委員及び役員は、第5条の規定にかかわらず次の通りとする。

（施行期日）

第１０条　本規定は、昭和50年７月10日より施行する

以上となっているが、初代の役員としては委員長(北村信正氏)、副委員長(高原栄重氏)、常任委員（北村 、蛭田、藤巻、高原、岩田、和田、小形、前田の８氏）

委員(早坂、林、岩田、堀田、杭本、中津、多田、北田、尚の９氏）であった。

対策委員会の開催

委員会の結成後、第１回の会議が開催され、主目的たる講習会についての計画が樹立され、実施に移行した。

その主なる決定事項としては、組織、運営の他、試験用テキストの発行（日本公園緑地協会編集、建設省監修）講習会の講師の選定（協会顧問、佐藤昌氏に斡旋依頼）受講料の決定（テキスト代金約5,000円を含め、15,000円）講習会場の依頼と確保等であった。

当組合は日造協との関連において、必然的に大阪府下に於ける検定試験の事務を引受けることになった。

受講者への案内と募集

さきに当組合により斡旋結成された大阪府造園緑化組合連合会を母体とし、アウトサイダーの希望者を加え、日造協並びに研修センターよりの情報を流し、受講手続の指導、斡旋をした。

その結果、府下での受講希望者は計656名（大阪府支部会員158名、アウトサイダー79名、官公庁33名、連合会329名、東京受付57名）の多きに達した。そこで会場の選定を行ったが、収容力、設備、交通等の点から府下最大である堺市農業協同組合の講堂（堺市上の芝）に交渉して契約することが出来たのであったが、座席不足のため 、止むを得ず、京都支部に依頼し、その好意により151名を分擔されたのであった。(兵庫県513名、京都府80名）

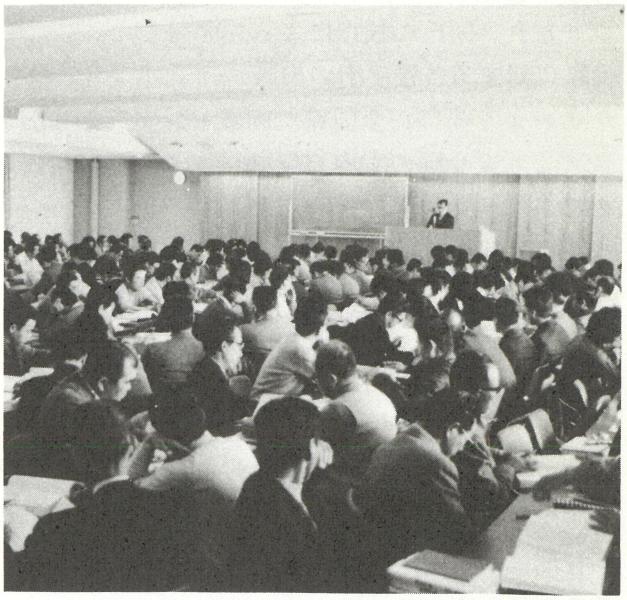

堺市農協に於ける対策講習会での受講状況

講師の割当と推薦　（大阪府６氏）

北村信正氏（東洋造園土木社長、技術士）
疋田哲也氏（セントラルコンサルタント、緑地開発部長、技術士）
中根金作氏（中根造園研究所所長）
吉田徳治氏（造園生活研究所所長）
岡本諟明氏（大阪府大農学部造園学教室）
佐藤岳三氏（日本住宅公団大阪支所専門役）

○講習内容と担当講師

第１日　昭和50年11月24日(月)
　９：00……法規、北村講師
　13：00……公共造園、中根講師
　14：00……造園施設、同上
第２日　同　25日(火)
　９：00……植栽原論、岡本講師
　13：00……植栽施工、吉田講師
第３日　同　26日(水)
　９：00……施工管理、疋田講師
　13：00……土木施工、佐藤講師

実施の情況

準備には連合会の３地区役員の協力により会場設備、受付等に万全を期し、受講者カードにより入場、出欠点検等が行われたが、全員が初の経験でもあり、検定受験のため、真摯な態度で臨み、極めて円滑かつ静粛に終了することができたの

であった。

この間、日造協本部との連絡、各方面接渉等は加藤専務理事が担当、当麻連合会会長によって統括せられ、同氏の挨拶によって開講した。

受験に対する各種手引の出版

これより先(財)全国建設研修センターよりは下記のような受験の案内パンフレットが出版されたので各級の受験者に配布した。

昭和50年度……1・2級造園工事技術者試験、受験の手引。

昭和50年度……2級造園工事技術者特別研修、受講の手引

また、(社)日本造園建設業協会よりは、昭和50年度（第1回）国家試験（建設省）造園施工管理技術検定受験対策講習の手引、及び、1級造園施工管理技術検定・実地試験受験大綱が発行されたので同様配布した。

更にまた、別途上記協会よりは、法規関係例題集及び技術編例題集が発行された。

この出版物は一般造園従事者としても必要な内容をもつものであるので、広く希望者を募り、昭和50年12月から翌51年初旬にかけて頒布された。

1級受験者に対する特別講習会（学科試験対策）

日　時　昭和51年1月7日(水)
10：00～16：30
場　所　大和銀行梅田支店3F会議室
（北区曽根崎中1－66）
講　師　木山匡司氏（㈱京阪神グリーン取締役当組合理事）
参集者　各企業、事業所、組合等の1級受験者の中より代表各1名出席
備　考　講師は前日、東京都代々木教育センターで説明会に出席、即日帰阪された。

1級造園工事技術検定の実施（学科試験）

日　時　昭和51年1月11日(日)
9：30～15：30
場　所　大阪電気通信大学
合格発表　同年2月19日(木)
合格者数　381名（出席者1,096名）
合格率　34.7%（全国32.9%）

実地試験対策特別講習会の開催

日　時　昭和51年3月18日(木)
13：00～15：30
場　所　大和銀行梅田支店3F会議室
講　師　木山匡司氏（同上）
講習内容　予め日造協本部に出張、聴取された要領及び「受験大綱」に基づく説明をされた。
受講者　各組合、企業、事業所等の1級学科合格者の内の責任代表者各1名宛。

大阪府及び全国における受験成績

1級造園工事技術者試験（学科）

試験地	会場	1級（S51.1.11）				（S51.2.19）	
		受験予定数	出席数	欠席数	出席率%	合格数	合格率%
大阪	大阪電気通信大学	1,224	1,096	128	89.5	381	34.7
全国		5,514	4,859	655	88.1	1,600	32.9

2級造園工事技術者試験（学科．実地）

試験地	会場	2級（S51.1.25）				（S51.3.16）	
		受験予定数	出席数	欠席数	出席率%	合格数	合格率%
大阪	大阪電気通信大学	1,452	1,256	196	86.5	749	59.6
全国		7,887	6,817	1,070	86.4	4,076	59.79

2級造園工事技術者特別研修

会場名	出席予定数	出席数	合格数	合格率%
大阪	2,001	1,750	1,548	88.5
全国	11,827	10,478	9,212	87.9

阪神造園高等職業訓練校の設立と経過

● どうき

わが造園業界も時代の推移と進展に応じ、経営面にも技術面にも格段の改善が要求されつゝあるが、特に老練な技術者の減少による若手後継者の養成は現下の急務であることに鑑み、当組合役員間では、機会あるごとに、教習機関の実現化が話題となっていた。

昭和47年の春、当時の理事長、木村源次郎氏を中心とする理事の総意によって、構想から具体案にいたる一連の調査研究が始められ、加藤専務理事がその衝にあたった。

● けいか

何分にもこの種養成訓練は未経験で、いささか戸惑ったが、たまたま、東都造園建設業協同組合が昭和46年に発足し、第1回目の訓練中であることを知り、さっそく同組合を訪ね鈴木専務理事に訓練の方法、内容につき懇切な説明を受け、校則、規約、細則から教科参考書等の資料を拝領、これらを勘案して当組合としての草案作成に当ったのであった。

一方、訓練は労働省所管の法定訓練に属する関係上、大阪府労働部訓練課につき、法規、申請手続など指導を受け、草案の作成に取掛ったが、試行として大阪市長居公園で夏季講習会を開催、好成績を収め、決意と自信をかためた。

法定訓練法の適用

設立にあたっては法定訓練法に準據して立案したのであったが、本訓練校では養成訓練中の高等学校課程、即ち2類コースを適用することとした。

■訓練期間と修学期間

上記規程により期間は1年、時間は年間、1700時間（学科240時間、実技1460時間）である。

■収容人員と指導員数

収容人員は1教室につき約50名。

指導員は事業所内の適任者が職業訓練指導員免許を受けてあたるもので、訓練生10名に対して1名以上が規定されている。

■指導員の資格

1．指導員訓練(長期及び短期指導員訓練課程)修了者
2．職業訓練指導員試験合格者
3．労働大臣の指導講習修了者（1級技能検定合格者及び実務経験15年以上の人が受講できる）
4．学歴によるもの（大学卒2年以上、短大卒4年以上の実務経験者等）

■訓練生の義務と特典

高等訓練課程修了前に技能照査を行なって、教科の課目ごとに年1回以上の試験を行ない、合格者には知事より技能士補の免許状を付与され、終了1ヵ年後、技能検定を受講の場合は申請により学科試験が免除される。

■事業主に対する特典

1．労働基準法中、契約期間、危険有害業務の就業制限などについて特例が認められる。
2．養成訓練を行なう共同職業訓練団体等には府から補助金がでる（訓練生1人当り、7000～8000円　設備費1/2）
3．公共職業訓練施設の利用など、訓練に関する援助が優先的にうけられる（訓練協会等）
4．教材その他の必要資材が提供される。

以上、設立草案の作成に先立ち、大阪府労働部訓練課につき説明指導を受け、法規を検索などの後、直ちに草案にかかり次項のように成案を見た次第である。

設立決定と準備活動

かくて、9月9日の組合理事会で設立内定、引続き同月14日協会役員会で承認されたので同月16日、合同委員会を開催、議事は進捗して両者から委員が選出され、ここに設立準備委員会の結成をみるに至った。

準備委員会メンバー

（結成可決後運営委員会となる）

木村源次郎(大阪造園土木㈱代表取締役)理事長
加藤亮太郎（阪神造園建設業協同組合）専務理事
当麻英夫（三容興産㈱代表取締役）

木山匡司（㈱京阪神グリーン 代表取締役）
阪上秀雄（㈱植捨組専務取締役）
竹中栄治（㈱竹中庭園専務取締役）
西谷作太郎（㈱三芳園専務取締役）
以上組合側選出
坂上種博（㈱昭和造園土木代表取締役）
辻　正俊（南海造園土木㈱代表取締役）
関　春夫（㈱関造園土木代表取締役）
山中清一（山中徳樹園園主）
小林　保（㈱小林造園代表取締役）
以上協会側選出

引続き校則、規約、細則の制定、機構、予算と運営方針、講師の選定と交渉、指導員の任用など、全般にわたり具体案の作成を急いだが、組合事業として最も大切な定款の改訂を行なう必要があることから、11月４日臨時総会を開催、木村理事長の挨拶および経過報告のあと議事に入った。訓練校内容の説明、開設承認、組合定款の一部改正提案と採択、規約、校則、細則と予算審議等のすべてが上程、可決され、議長によって阪神造園高等職業訓練校の設立が宣言された。

そして、準備委員会はそのまま運営委員会に移行することとなり、定款の改正手続は木原主事から、中小企業中央会を経て建設省に届けられ、12月許可、引続き登記申請、年明けて２月８日付で認可された。

この間、訓練校役職員、講師、指導員等の委嘱、交渉を進め夫々承諾を取付け、４月開校までには、その全容が整ったのであった。



訓練校設立草案

方針　造園業に従事する若手社員の教養と技術の向上をはかり、技能者の資格付与に資するため、法定事業内職業訓練（認定職業訓練中の高等訓練課程）を行なうものである。
主催　阪神造園建設業協同組合
後援　社団法人日本造園建設業協会近畿支部
協賛　阪神造園業協会
許可申請
大阪府知事（担当大阪府労働部職業訓練課）
名称　阪神造園高等職業訓練校
運営　組合理事長、理事及び組合、日本造園建設業協会近畿支部、阪神造園業協会その他より選出された運営委員による運営委員会で行う。
役員　校長１名、副校長１名
教職員
１．教員（法定学科目担当有資格者）
２．訓練指導員（指導員免許所有者）
３．事務職員　各若干名宛
資産経費
組合出資金、負担金、助成金、寄付金及び事業に伴う収入による
会計　組合とは関わりなく独自で行なう。但し毎年度の収支予算は運営委員会の決議を経て定める。
教課
１．年度　１ヶ年（毎年４月１日より翌年３月31日まで）
２．課程　1700時間（内学科240時間実技350時間）応用実技1110時間
３．学科　認承学科（造園法、造園材料、生産工学概論、植物学概論、植物病理学及び農業薬剤、土及び肥料、園芸、造園施工、仕様積算、測量製図、造園管理）
４．実技　（機械基本作業、根掘植栽、造園基本作業、庭園管理基本作業、栽培基本作業、安全衛生作業、応用造園作業、応用養生作業）
応用実技（１.造園作業　２.養生作業）

対象訓練生

高等学校卒業のもので組合員、協会員、支部協会員中の各社社長推せんによる社員、従業員

定員　1学級50名

教室

学科　造園会館内3階会議室

実技　指導員により指定作業を計画、各社の協力を求めて実施。

訓練校の構成メンバー（創設当初）

阪神造園建設業協同組合理事長　木村源次郎

阪神造園高等職業訓練校校　長　田治　六郎

同　副校長　加藤亮太郎

同　主　事　大八木武夫



なお指導員は主として組合員の中から法規（法第28条第3項）に基づき推せん選考した人々で、昭和48年1月中、大阪府労働部訓練課の担当する「指導員短期講習会」に参加、指導員試験に合格した次頁の20名であるが、運営上の必要から特に6名を選出、常任幹事として実技指導員の計画、方法、カリキュラムの設定等が委任されている。

訓練校委嘱講師名表

（S．47～S．48年）

	講師名	所属	担当学科目
1	田治　六郎	校　長 ㈶大阪市公園協会常務理事	造園概論
2	加藤亮太郎	副校長　阪神造園建設業協同組合専務理事	園芸・花壇
3	中根　金作	中根庭園研究所長、大阪芸術大学教授	日本庭園・造園材料
4	森　忠文	元厚生技官	住宅庭園・自然公園
5	清水　正之	大阪府南部公園事務所長	西洋庭園
6	田中安太郎	大阪府公園課主幹	庭園管理・庭園樹木手入
7	下志万嘉彦	大阪府東部公園事務所	補修維持管理
8	吉田　徳治	元大阪府立園芸高校講師、造園生活研究所長	植物学概論
9	奥野　孝夫	大阪府農林技術センター	植物病虫害・農薬
10	山本隆一郎	〃	土壌・肥料
11	三好　武一	日の丸植物園経営主	樹木生産
12	上山　正二	関西石材工業㈱社長	加工石材と工法
13	荒木　芳邦	荒木造園㈱社長	滝流れ池・飛石
14	木村源次郎	大阪造園土木㈱社長	茶庭
15	小山　博通	新日本測図㈱	仕様・積算
16	小林　利二	大阪市公園協会	測量学・土木材料・工法
17	入江　重悦	大阪市公園局建設部長	設計・製図
18	宮崎　研一	大阪市公園局建設部企画課	〃
19	赤瀬多佳雄	大阪市東部方面公園事務所長	工程管理
20	山内　六郎	神港農園芸㈱取締役	都市計画・都市公園・緑化問題
21	前窪　伸雄	財団法人関西グリーン研究所	芝の種類と芝生造成

訓練校指導員名簿

（S．49年度）

	役付	氏名	所属企業名
1	常任幹事	阪上　秀雄	㈱植捨組
2	〃	辻　正俊	南海造園土木㈱
3	〃	岩辻　勝	㈱岩辻園芸農場
4	〃	植村　清一	植村高樹園
5	〃	西富　義夫	阪急園芸㈱
6	〃	当内　勲	㈱庭樹園
7		松岡　啓恵	㈱岩辻園芸農場
8		野木　良一	㈱昭和造園土木
9		山田　正夫	㈱京阪神グリーン
10		高田　秀雄	〃
11		石岡喜代磨	近鉄興業㈱造園部
12		広瀬　豊弘	三容興産㈱
13		織田　貞夫	大阪造園土木㈱
14		北尾喜深和	㈱竹中庭園
15		高橋　正輝	〃
16		池内　匡	日産緑化㈱大阪支店
17		森　敬介	㈱三芳園
18		川本　博美	閑秀園
19		辻本已之介	㈱辻本龍松園
20		当内　毅	㈱大阪緑地

訓練生の募集と募集要項

内部組織の整備と並行して第１回生の募集案内書、募集要項等を作成し、昭和48年１月13日、阪神造園建設業協同組合、阪神造園業協会及び(社)日本造園建設業協会、近畿支部員の各社代表に発送した。

次に募集要項を付記して内容説明とする。

名称　阪神造園高等職業訓練校

種別　認定事業内職業訓練（造園科）

期間　昭和48年４月１日から昭和49年３月末まで。１ヵ年の内、日時を定めて行なう。（学科、実技、応用実技を含めて総計1700時間）

場所　学科　造園会館その他

実技　組合員又は協会員中の適格地を選定してその場所にて実施する。

応用実技

参加訓練生の各自社（職業訓練指導員資格者を有する）

で行なう。その他適時研修、見学会、臨時特別講議を行うことあり。

● 指定科目及び時間

A．学科　庭園概論、植物学概論、生産工学概論、病虫害農薬、土と肥料、造園法、園芸、仕様積算、設計測量、製図、計　240時間

B．実技（基本実技）

1．機械基本作業
2．根掘及び植栽
3．造園基本作業
4．庭園管理基本作業
5．栽培基本作業
6．安全衛生作業法

計　350時間

C．応用実技

1．造園作業
2．養生作業

計　1110時間

● 講師

学科　大学・高校・官公庁・学職経験・実務家など造園専門家。

実技　各社在籍の職業別訓練指導員

参加資格　各事業主代表者の推せんによる普通高校卒業の社員従業員とす（大学卒、専門校造園科卒でも差支えない）

募集人員　40名

申込場所　大阪市北区神山町27の２
造園会館内阪神造園高等職業訓練校
校長　田治六郎　宛

申込方法　所定用紙（別紙）に本人が記入し事業主署名捺印を行うこと。

申込期日　昭和48年２月15日㈭

入校承認　申込受付順番により整理し、〆切後本校役員会により選考を行い決定通知を発送する。申込者定員以上の場合は、各事業所１名とするかまたは抽選によって決定する。

受講料および事業主負担

受講料　１人当り24,000円

負担金　〃　10,000円

但し、会員、協会員以外の場合は１人当り20,000円とする。

払　　込　入校承認通知の入手後、本校事務局、（造園会館内）へ払込むこと。
尚取引銀行決定の場合は改めて通知する。

上記募集の結果、応募者総数42名となった。

開校式の開催

開校式は昭和48年４月５日午後２時から、造園会館３階会議室でつぎの通り行われた。

１．開会のことば　（加藤専務理事）
２．職業訓練校認可証の収受（天岸大阪府職業訓練課長より校長へ）
３．職業訓練指導員免許の通達
４．主催者の挨拶　（木村理事長）
５．校長の挨拶と訓示　（田治校長）
６．訓練生代表の宣誓
（植村高樹園塚本金兵衛）
７．祝電の披露（衆議院議員本組合顧問原田憲殿、衆議院議員本組合顧問原健三郎殿、東都造園建設業協同組合）
８．祝辞拝領
（大阪府会議員本組合顧問・大阪府知事代理労働部職業訓練課長天岸和幸殿・大阪市市長代理公園部長加藤一男殿・(社)日本造園建設業協会星忠次郎殿・同近畿支部長井上義三殿）
９．閉会のことば　（当麻三容興産㈱社長）

この日の参会者は来賓、講師、組合、協会員（ＰＴＡ）、指導員、訓練校役員、訓練生を交えて、100 余名におよび盛儀であった。

午後３時、来賓には観音竹、訓練生には三角定規と三角スケールを、また、紅白饅頭を全員に呈上した。

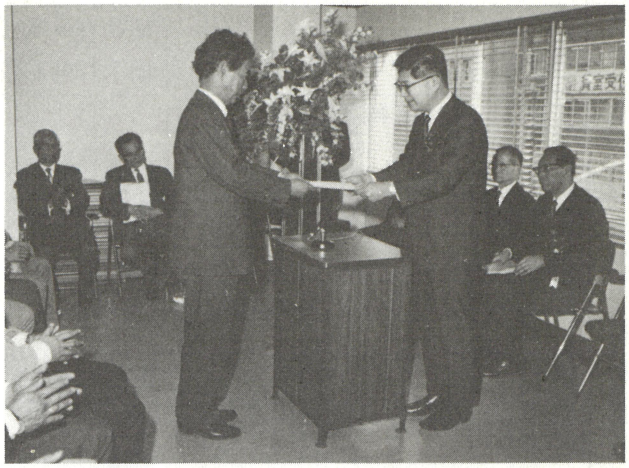

開校式で知事(代理)より設立認定書を受ける田治校長



大泉緑地公園で機械基本訓練

訓練の実施状況

開校式終了後、学科、実技を交えたカリキュラムにより逐次訓練が実施されたが、その内容は次表の如くである。

訓練実施表（Ｓ．48年度）

分類	番号	指定学科目	内訳	時間	日数	備考
学科	Ⅰ	庭園概論		延 240 時間 (36)	計30.0日 (4.5)	
			日本庭園	8	1.0	中根講師
			西洋庭園	8	1.0	清水〃
			住宅庭園	8	1.0	森　〃
			都市公園	4	0.5	山内〃
			自然公園	4	0.5	山内〃
			緑化問題	4	0.5	山内〃

学科	II	植物学概論		(16)	(2.0)	
			植物育成概要	8	1.0	吉田〃
			樹木外部形態	8	1.0	吉田〃
	III	生物工学概論		(28)	(3.5)	
			工程管理	12	1.5	赤瀬〃
			樹木生産	16	2.0	三好〃
	IV	植物病理学及び農薬		(16)	(2.0)	
			病理	4	0.5	奥野〃
			害虫	4	0.5	奥野〃
			農業薬品	8	1.0	奥野〃
	V	土及び肥料		(16)	(2.0)	
			土壌	8	1.0	山本〃
			肥料	8	1.0	山本〃
	VI	造園法		(68)	(8.5)	
			造園材料	4	0.5	中根〃
			土木材料と工法	8	1.0	小林〃
			加工石材と工法	8	1.0	上山〃
			造園施工	4	0.5	上山〃
			土工事灌排水園路	8	1.0	小林〃
			芝の種類と芝生造成	4	0.5	前窪〃
			滝、流れ、池、飛石	8	1.0	荒木〃
			茶庭	4	0.5	木村〃
			庭園管理	4	0.5	田中〃
			庭園樹木の手入	8	1.0	田中〃
			補修など維持管理	8	1.0	下志万〃
	VII	園芸		(8)	(1.0)	
			花き園芸	2	0.25	加藤〃
			花き栽培概念	2	0.25	加藤〃
			花壇の設計施工	4	0.5	加藤〃
	VIII	仕様及び積算		(16)	(2)	
			仕様概論	8	1.0	小山〃
			積算概論	8	1.0	小山〃
	IX	設計及び積算		(36)	(4.5)	
			測量	12	1.5	小林〃
			設計	12	1.5	入江〃
			製図	12	1.5	入江〃
				延352時間	計44.0日	週間土、日祭日を除いた日に行う
基本実技	I	機械基本作業	土木造園用器具機械類使用取扱実習	8	1.0	
	II	根掘及び植栽作業	落葉・常緑・喬木・灌木・各種樹木類山取移植運搬植栽実習	40	5.0	

基本実技	Ⅲ	造園基本作業	整地・地割・切盛・運搬・池流・滝・園路造成・岩組・石据橋柵・垣根工作	160	20.0	
	Ⅳ	庭園管理基本作業	除草・灌水・施肥・病虫害防除・剪定・整枝・芝刈	40	5.0	
	Ⅴ	栽培基本作業	落葉・常緑樹類・繁殖・育成・移植・根巻・荷拵・出荷・養生・支柱立	88	11.0	
	Ⅳ	安全衛生作業法	土工事・準備作業・植木手入・運搬取扱作業	16	2.0	
				延1108時間	計138.5日	訓練生所属の各社で行う
応用実技	Ⅰ	造園作業	上記一切の作業内容型枠コンクリート其他	800	100.0	
	Ⅱ	養生	霜除・雪除・風除・幹巻・支柱立・その他補修作業	308	38.5	
			合計	1700時間	212.5日	

技能照査の実施

法規にしたがい学科及び実技の技能照査は下記の通り行われた。

● 技能照査実技試験

日　時　昭和49年2月1日9：00～17：00

受験者　第1期訓練生28名

場　所　大阪府所管久宝寺緑地公園内

試験内容

(1) 四ツ目垣の作成（2時間）

(2) つくばい、飛石、敷石敷設（2時間）

(3) 植栽、支柱取付（1時間30分）

試験委員

校長、副校長、指導員全員

問題作成委員

指導員常任幹事

● 技能照査学科試験

日　時　昭和49年3月1日9：00～12：00

受験者　第1期訓練生28名

場　所　造園会館3階会議室

試験内容

修学指定学科につき各担当講師作成、府訓練科の認可済問題

試験委員

当麻三容興産㈱社長　西谷㈱三芳園専務理及び加藤副校長　大八木訓練校主事

修了式の開催

1年間の全行程を終り、第1回修了式は昭和49年3月23日、13：30から造園会館3階会議室で開催された。

式次第

1．開会のことば

2．校長挨拶

3．修了証書及び技能照査合格証書の授与

4．知事賞の授与（寺島訓練課長代理）

5．優良賞の授与（田治校長）

6．皆勤賞並びに精勤賞の授与

7．感謝状の贈呈（協力者及び常任指導員に）

8．祝電の披露
9．来賓の祝辞（知事代理、酒井顧問、入江公園局長代理）
10．答辞（修了者代表）
11．閉会のことば

なお、当日は開講式に準じ多数の来賓があったが、修了後、訓練生には記念アルバムを授与、記録スライドを映写し反省会を行なった。

■ 第１期訓練校修了者

上記両試験の結果合格修了証書及び技能士補証書を受けた者は下記の通りである。

塚本金兵衛（植村高樹園） 土井啓市（㈱岩辻園芸農場）殿田誠一（㈱植捨組）大川光男（植村高樹園） 田村稔（大阪造園土木㈱） 永田信彦（大阪造園土木㈱） 松下徹彦（近鉄興業㈱造園部） 二見富美男（関西植木㈱） 生地文則（関西植木㈱） 川端 彰（近鉄興業㈱造園部）藤原直孝（京阪神建設㈱） 土師友二（京阪神建設㈱） 新保正宗（三容興産㈱） 口木俊二（㈱昭和造園土木） 半下石幸春（㈱昭和造園土木）松田義男（㈱庭樹園） 宮本通章（㈱庭樹園）田中孝道（㈱庭樹園） 竹村繁富（東光園緑化㈱大阪支店） 梶山典巳（㈱西川造園） 中尾政勝（㈱第一グリーンガーデン） 河野未弘（㈱第一グリーンガーデン） 樋川啓次（南海造園土木㈱）樋口安治（日産緑化㈱大阪支店） 山中章雄（山中徳樹園） 河津敏明（神崎林業㈱） 乙津伊生雄（荒木造園㈱） 平丸辰彦（閑秀園）

以上28名

■ 第１期生成績優良者名

知事賞 樋口安治（日産緑化㈱大阪支店）
校長賞 宮本通章（㈱竹中庭園）
理事長賞 新保正宗（三容興産㈱）
日造協近畿支部長賞 殿田誠一（㈱植捨組）
協会長賞 中尾政勝（㈱第一グリーンガーデン）
皆勤賞 殿田誠一（㈱植捨組）
〃 松下徹彦（近鉄興業㈱造園部）
〃 口木俊二（㈱昭和造園土木）
〃 半下石幸春（㈱昭和造園土木）
〃 樋川啓次（南海造園土木㈱）
〃 樋口安治（日産緑化㈱大阪支店）
〃 河津敏明（神崎林業㈱）
精勤賞 田村稔（大阪造園土木㈱）



長居公園に於ける平板測量実習

〃 永田信彦（大阪造園土木㈱）
〃 新保正宗（三容興産㈱）
〃 中尾政勝（第一グリーンガーデン）

昭和49年度第２期訓練校の記録

第２期訓練は昭和49年４月から翌年３月にわたり行われたが、初年度の経験と実績を基本とし、概ね同様の教程と運営方法で行われたが、本年度からは組合、協会員以外、アウトサイダーの入校を認めた。

入校者は計45名（内組合員23名、協会員９名、日造協会員１名、アウトサイダー12名）

● 運営委員

当年度に於ける運営委員は木村源次郎氏の理事長任期満了に伴う当麻英夫氏との交替のほか移動はなく総員10氏(前記)が１ヵ年間、その任に当った。

● 講師及び指導員

本校講師陣（前記21氏）も前年に引続き訓練生の学科を担当、指導員（前記20氏）もまた同様、年間の実技カリキュラムの作成から実技の現地指導並びに生活指導に当った。

入校式

昭和49年４月15日(月)午後２時から造園会館３階会場で開かれた。

この日は訓練生派遣の組合員10社、協会員５社、日造協１社及びアウトサイダー３社が参加。訓練生45名、関係役員、講師、指導員など多数にのぼったが、組合顧問・大阪府、大阪市からも来賓の

出席があった。

式は当麻理事長の挨拶、田治校長の訓示、訓練生を代表して三容興産所属訓練生、浜恵一君の宣誓、来賓祝辞があって午後3時閉会となったが、引続き訓練生には、加藤副校長より訓練上の注意、就学心得を、また、阪上常任指導員からは実技訓練に関する注意事項の説明があり、17：00終了した。

● 学科と実技訓練

学科の訓練は諸講師から法定科目を年間計画に従い造園会館教室で、実技訓練は指導員により、訓練内容は好適なる各社所有地、学校、その他を借用して実施した。

その結果、学科は32日、256時間。実技は44日間、352時間。応用実技1092時間の総計1700時間であった。

特別研修の実施

学科と実技は以上の通り順を追って実施されたたが、特に期間中、田治校長の斡旋により徳島市造園協同組合(理事長宮内栄一氏)の好意に応じ、下記のように実技研修旅行を行ない親交の実を挙げた。

徳島市造園研修会

日　時　昭和49年9月10日～11日

参加者　田治校長、加藤副校長、大八木主事、指導員、阪上、岩辻、当内（勲）、西富、辻本、訓練生全員

往復経路　和歌山経由（南海電鉄）　小松島（南海汽船）　上陸　徳島着予定行動（帰路はこの反対）

研修内容

1．徳島市内の庭園見学（10日）
2．徳島造園協同組合主催の庭園展示会の見学（11日）
3．出展の庭園の改修実習（11日）
4．地元青年技術者との研修懇談会(10日夜宿舎)

その他であったが、第3項は最大目的として期待した実技訓練であった。すなわち、既出品の庭園を組合を通じて諒解を求め、校長を総帥とする指導員のもとに、訓練生数名宛を1組として植栽、岩組などを改組する訓練であり、11日9：00～15：00まで熱心に行ない予定通り完了した。

その結果、既設の景観は著しく改修せられたと共に相互の親交と技術交流の契機となったことを喜び合い、好意を謝して2日間にわたる研修を完了し、同日16：00、小松島発和歌山港を経16：00、難波駅着解散した。

● 運営委員会の開催

当年度における運営委員会は4月1日及び12月27日と翌年3月8日の3回が開催され、開校式終了式等に関する行事の決定、予算、決算、臨時訓練、講師、指導員の任免等全事業にわたり協議、計画、決定、実施へと熱心に討議し、円滑な運営が行われた。

● 指導員会の開催

専ら指導員常任幹事により開催されたもので、当年度は5月8日、6月4日、7月25日、9月5日、10月1日、12月19日の6回であった。協議内容は専ら実技の実施計画で、日割、指導員出向、訓練生の配分、訓練場の交渉並びに技能照査等、広汎にわたり、適時に開催されたもので、各自多忙中、終始熱心な協力には深く感謝する次第である。

技能照査実技試験

規定による実技試験は下記の通り行われた。

日　時　昭和50年1月28日　8：30～16：00
場　所　大阪府久宝寺緑地公園内
役　員　当麻、竹中、山本の諸氏
本校側　田治校長、加藤副校長、大八木主事
指導員　阪上氏ほか19氏全員
受験生　全員43名（3班編成）
課題と時間
(1)　四ツ目垣の作成（2時間）
(2)　つくばい飛石敷設（2時間）
(3)　植栽支柱取付（1時間30分）
採点法　減点法とし、各課題共、正確さ（30点）施工法（30点）作業態度（10点）作業時間（30点）
合計100点をもって満点とする。

技能照査学科試験

日　時　昭和50年3月3日10：00～12：00
場　所　造園会館3階会議室
役　員　当麻、西谷、奥田の諸氏
本校側　加藤、大八木の諸氏
問題数　100題　正誤択一式
試験官　当麻、西谷、奥田の3氏

経　過　当日訓練生は９：30集合、加藤副校長から受験に対する注意あり、定刻より試験官立会のもとに開始した。試験時間は２時間であるが、中には１時間の経過後答案を提出した者もあり、定刻に終了した。当日の午後、上記３氏によって採点され、一括、訓練課に提出した。

修了式

日　時　昭和50年３月24日　15：30より

経　過　前年度に準じ、木原参事司会のもとに、当麻理事長の挨拶、知事賞（大阪府知事代理）校長賞（田治校長）理事長賞（当麻理事長）日造協近畿支部長賞（杭本支部長）協会会長賞（竹中会長）及び皆勤賞（校長）が贈られ、引続き感謝状が三好武一、木村源次郎の両氏（文献寄附）、大阪クボタ農機㈱、森田機械㈱、㈱小松製作所大阪支店（機械及び実習場提供）宛贈呈された。

また、阪上、西富、辻、岩辻、植村、当内㈱の６氏の常任指導員にも伝達され、その労がねぎらわれた。

続いて知事（代理）酒井府議、天野市議の祝辞を拝授し、修了生代表として岸本英明君の謝辞を受け、加藤副校長の閉会のことばで終る。小憩の後、訓練生集合して、既往の訓練記録映画と反省会があり17：00解散。尚、４階会議室に来賓講師役員参集し乾杯が行われた。

● 第２期訓練校修了者

浜恵一（三容興産㈱）　福井繁和（植村高樹園）　玉田信也（植村高樹園）　宮沢茂（神崎林業㈱）　古川義一（㈱日産緑化）　西尾泰芳（㈱大阪緑地）　大橋唯雄（㈱大阪緑地）　道北英治（道北造園）　関広（㈱庭樹園）　滝川春夫（㈱庭樹園）　増田亘雄（㈱関西造園土木）　福西規行（近鉄興業㈱造園部）　田中光生（近鉄興業㈱造園部）　当真廣（㈲塚本造園）　坂本裕一（南海造園土木㈱）　高畑哲男（荒木造園㈱）　榎木正人（㈱岩辻園芸農場）　三浦伊三夫（㈱岩辻園芸農場）　森好庸（森菊造園）　山村安徳（森菊造園）　阪上民雄（関西植木㈱）　夫津木寛史（関西植木㈱）　竹田涼信（㈱竹中庭園）　沖村徹（㈱竹中庭園）　南敏幸（㈱竹中庭園）　和田純一（南海地所㈱園芸センター）　相宅三喜男（日本庭苑設計㈱）　本並昇（日本庭苑設計㈱）　荒木忠雄（阪南造園㈱）　前中陽二（要花園）　坂東武（㈱阪東造園）　岡本正勝（㈲岡本建設）　神田悟（㈱岩辻園芸農場）　小野裕司（㈱京阪神グリーン）　小野啓輔（㈱京阪神グリーン）　熊井豊重（㈱植捨組）　芳賀滋雄（㈱植捨組）　高橋富雄（㈱昭和造園土木）　山本雄一（泉州緑化）　岸本英明（泉州緑化）　阪上龍一（㈱東樹園）　乾泰夫（田中建設㈱）　山下良治（㈱三芳園）　計43名



訓練校の終了式（第２期生Ｓ.50.３.24）

● 成績優良受賞者

知事賞　岸本英明（泉州緑化）
校長賞　道北英治（道北造園）
理事長賞　熊井豊重（㈱植捨組）
日造協近畿支部長賞　大橋唯雄（㈱大阪緑地）
協会長賞　小野裕司（㈱京阪神グリーン）
皆勤賞　浜恵一（三容興産㈱）
〃　宮沢茂（神崎林業㈱）
〃　古川義一（日産緑化㈱大阪支店）
〃　大橋唯雄（㈱大阪緑地）
〃　福西規行（近鉄興業㈱造園部）
〃　高畑哲男（荒木造園㈱）
〃　熊井豊重（㈱植捨組）
〃　芳賀滋雄（㈱植捨組）
〃　高橋富雄（㈱昭和造園土木）
〃　岸本英明（泉州緑化）

■ 第２期生会の結成

１ヵ年間の訓練は修了者に造園学科目と実際技術の概念を与え、基礎知識を均等に修得したが、

他面、席を同じうしたともがらは、更に親交の度を高め、相互将来のため、全員の賛同で第２期生会を結成した。

言うなれば、学校制度の同窓会である。

昭和50年度第３期訓練校の記録

訓練校も回を重ねるにしたがい、運営、教程の面にも安定の度を加え、訓練生の募集、訓練、あるいは諸行事等円滑に経過を辿ることが出来た。

● 訓練生の募集

第２期同様、広く外部にも呼掛けた結果、初期入校者32名（組合員17名、協会員３名、アウトサイダー12名）

● 運営委員

当年度の委員は６月７日付をもって協会役員変更に伴ない下記のように変更された。

当麻英夫（㈱三容興産）　木村源次郎（大阪造土木㈱）木山匡司(㈱京阪神グリーン）　西谷作太郎（㈱三芳園）　竹中栄治（㈱竹中庭園）　坂上種博（㈱昭和造園土木）山本浩一（日本庭苑設計㈱）　湯浅孝光（㈱芝茂大阪支店）

の諸氏及び新委員として茨木和夫（㈱茨木春章園）氏となった。

● 講師及び指導員

本年度における講師陣では清水正之氏（大阪府南部公園事務所長）の都合上、野田敏秀氏（福井短大助教授）を委嘱した以外に変更なく、田治校長外20名であった。（氏名前記）

指導員では池内匡氏（日産緑化㈱大阪支店）の勇退により19氏（前記）となったが、常任幹事を始め各位とも相変らず熱心に訓練生の実技指導にあたり、修了者は勿論、派遣各社、組合、協会各位からも感謝と期待がかけられているが、陣容の拡充と交替の要も起りつつあるので、新指導員として下記の各氏が参加されることになった。

川田正明（川田正樹園）　松本寿男（松美園）　木坂清人（㈱明治園）　湯浅孝光（㈱芝茂大阪支店）　林広一（東光園緑化㈱大阪支店）　新保正宗（三容興産㈱）

● 入校式

恒例による入校式は４月９日14：00から造園会館３階会議室で故酒井朋三府議、天野要市議の両組合顧問を始め講師、組合、協会役員、指導員その他関係者多数が参加し、木原氏の司会で行われた。

当麻理事長、田治校長の挨拶と訓示のあと訓練生を代表して佐藤天章君（三容興産㈱）の宣誓、来賓の祝辞、加藤副校長の閉会のことばをもって閉会となったが、引続き訓練生に対しての就学心得、指導員の紹介、阪上常任指導員代表の実技訓練に対する説明注意があり17：00解散となった。

● 学科と実技訓練

学科は既定の11科目で240時間を確保し、委嘱の各講師によりカリキュラム通りに進行され、実技訓練は府、市、学校及び各社のご好意により訓練項目に応じて適所を借用し、担当指導員によって実技したが本年度からは実技は480時間（従前350時間）となったので下記のように変更実施した。

学科240時間（30日）
実技　480時間（60日）
応用実技　880時間（110日）
総計　1600時間（200日）

特別実技訓練

各種実技訓練の計画外として10月19日から26日までの８日間、岸和田市の文化祭が多彩な内容で開催、山本雄三郎氏（泉州緑化社長）が指導してる岸和田緑化研究会会員が「ミニ庭園」を造成展示することになり、特に許されて既設の出品庭園の補修改造を訓練課程に入れることが出来た。従って下記のように訓練を行った。

日　時　10月15日～16日
　　９：30～17：00
場　所　岸和田市別所町　岸和田市農協本店前
訓練生　32名
指導員　辻　西富　北尾　辻本　植村　岩辻　当内(勲)　野木　川本の諸氏
企　画　会場は通路ぞいクリンプ金網内のやや傾斜した巾７～８ｍのボーダー状の地型に９ブロックの小庭園を夫々訓練生によって改作補修したものであるが、これらの実習をすることで訓練の目的を達しようとするものであった。

作業は４班に分けられた訓練生が２名宛の指導員によって指導され共々に創意工夫をこらした作業を続け、完成後、田治校長の講評があって終了、終

始熱心に製作に打込み、誠によき勉強となった。山本氏及び地元協力の人々に厚く御礼申上げて解散した。

● 運営委員会の開催

本年度中の委員会は4月3日に第1回を開催し当麻委員長他全員集合の上、前年度の事業報告、会計報告、50年度の事業計画、入校式その他を打合せた。

なお、第2回は昭和51年3月14日に開催、本年度事業報告、実技及び学科試験の結果報告、成績優良者、皆勤者の決定、経理事務の報告、新訓練生の募集状況、開校式に関する打合せ並びに新年度の運営方針、予算その他についての打合せを行った。

● 指導員会の開催

当年度における指導員会は6月23日、扇町公園での垣根製作、地割、街路樹の夏期剪定、高橋竹材店での袖垣、柴垣その他の実技。8月22日、長居公園での測量、日の丸植物園での挿木その他。12月23日、実技試験の準備、天満公園での冬期剪定の計画及び翌春2月24日実技試験結果の検討、51年度の実施計画、指導員増員等の打合せ等計4回であった。

● 技能照査実技試験の実施

日　時　昭和51年1月27日(火)
　　8：00～16：30
場　所　大阪市長居公園内
役　員　当麻　西谷の両氏
本　校　田治校長、加藤副校長、大八木主事
指導員　阪上氏外18名の全員
受験生　32名（3班編成）
課題及び時間
　(1)　四ツ目垣の作成（2時間）
　(2)　つくばい、飛石敷設（2時間）
　(3)　植栽、支柱取付（1時間30分）
採点法　100点満点で減点法とし、各課題とも、正確さ（30点）施工法（30点）作業態度（10点）作業時間（30点）について行うものである。

● 技能照査学科試験

日　時　2月23日10：00～12：00
場　所　造園会館3階会議室
検定委員　当麻、西谷の両氏



岸和田市に於ける特別実技訓練

係　員　加藤、大八木の両氏
検定立会　府訓練課係官
受験者数　32名
問題及び採点　100題　正誤択一式
経　過　当日受験生は9：30、会場に集合、加藤副校長から受験心得と注意があり、試験委員立合のもとに定刻開始され、12：00に終了した。答案は午後、当麻、西谷両氏が採点、直ちに大阪府訓練課に提出した。

修了式

日　時　3月24日13：30より
経　過　開会のことば　木原主事
主催者挨拶　当麻理事長
校長挨拶　田治校長
修了証書及び合格書授与　同
上記一括受領　修了生代表　宇野　靖
知事賞及び賞品授与　知事代理
校長賞授与　田治校長
理事長賞授与　当麻理事長
日造協近畿支部長賞及び賞品授与　杭本支部長
協会長賞　西谷協会長
皆勤賞　田治校長
上記一括受領皆勤者代表　内薗一孝
感謝状及び記念品贈呈
三好講師、久保田鉄工㈱、㈱小松製作所大阪支店、森田機械㈱、指導員、山田正夫、野木良一の両氏、指導員常任幹事6氏に夫々伝達
来賓者祝辞　知事代理
原田孝府会議員
天野要市会議員

修了生総代答辞　　宇野靖
閉会のことば　　加藤副校長

小憩後修了生のみ参集し反省懇談会及び訓練記録映画を上映、全員紅白饅頭や記念アルバムを拝領して終了した。

なお、来賓、講師、役員は4階で小宴を開き乾杯後散会となった。

● 第3期訓練校修了者

佐藤天章（三容興産㈱）　中原美智男（㈱植捨組）　南　朗（㈱植捨組）　元村行雄（元村造園）　橋向俊天（荒木造園㈱）　一ノ瀬利輝（南海造園土木㈱）　藤原将人（泉州緑化）　中悦二（泉州緑化）　村田信三郎（㈱岩辻園芸農場）　渕本明男（㈱岩辻園芸農場）　中畠一三（近鉄興業㈱造園土木建設部）小林融（神崎林業㈱）　伊藤強（㈱三芳園）　内薗一孝（日産緑化㈱大阪支店）　稲角拓治（大阪造園土木㈱）　高橋進（大阪造園土木㈱）　岳貢（㈱山都屋大阪営業所）　岩本淳一（日本庭苑設計㈱）東端哲夫（日本庭苑設計㈱）　松ヶ野敏郎（㈱庭樹園）　東重夫（植村高樹園）　毛利常延（閑秀園）　森行庸（森菊造園）　宇畑富士雄（築港造園）　尾上秀雄（南海地所㈱造園園芸センター）　宇野靖（稲治造園工務所）　佐藤三津繁（稲治造園工務所）　石垣巌（石垣造園）服部吉秀（服部造園）　大木泰造（東樹園）　岸巌（東樹園）　畑野耕作（青松園）

以上32名

受賞者氏名

知事賞　宇野靖（稲治造園工務所）
校長賞　中原美智男（㈱植捨組）
理事長賞　佐藤天章（三容興産㈱）
日造協近畿総支部長賞　宇畑富士男（築港造園）
協会長賞　尾上　秀雄（南海地所㈱造園園芸センター）
皆勤賞　中原美智男（㈱植捨組）
中悦二（泉州緑化）
小林融（神崎林業㈱）
内薗一孝（日産緑化㈱大阪支店）
尾上秀雄（南海地所㈱造園園芸センター）
宇野靖（稲治造園工務所）
佐藤三津繁（稲治造園工務所）

● 第3期生「渓流」の誕生

訓練歴を重ねるに従い訓練生も先輩が増し日常の業務にも相互の親交と連繋が深まりつある様に思われるが、本期生もまた、同窓会を結成した。名づけて「渓流」という。

以上で設立第3年の記録とするが、第3期終了前、第4期訓練の準備は完了し、訓練生の受入（38名）も決定したことを付記する。


万博日本庭園での現地講義


石の取扱と運搬据付実習

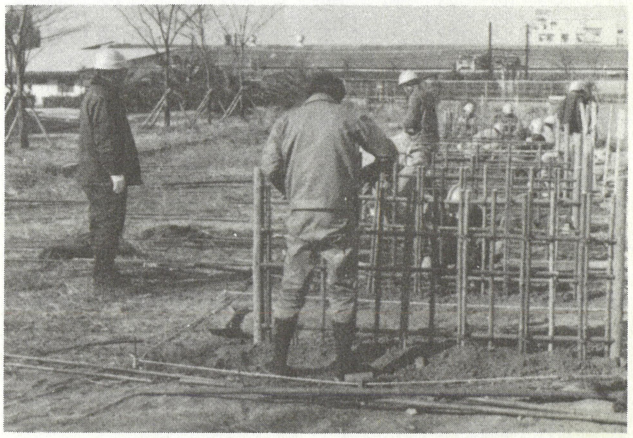
長居公園に於ける実技技能照査

協　賛　事　業

花壇展に協賛出品

大阪市はつねに緑化運動を強力に推進されているが、春の行事として中ノ島を中心に花まつりが開催されて来た。

当組合もこれに協賛し、昭和44年には5花壇を出品、同45年より組合員名簿の順位に従って毎回、10社からの花壇を出品して来たが、昭和47年度からは、これに対し審査して優秀花壇を表彰することになった。

次に花壇展の構想企画と年次別の参加作品について記録する。

昭和47年度

1．主　催　大阪市（公園部出品規定）
2．協　賛　大阪公園協会、フラワーソサイエティー、大阪都市協会、御堂筋美化協会
3．会　期　昭和47年4月17日(月)～4月26日(水)
4．会　場　中之島公園（淀屋橋～難波橋）
5．花　壇　約40点
　(1)出品者　協賛団体、造園及花き園芸業者等
　(2)花壇形式　自由
　(3)花壇面積　1花壇4～6㎡
　(4)花壇場所　当部において出品者に代わり抽選して決定する。
7．施　工　出品花壇の施工は、出品者が4月13日(木)～4月16日(日)の間に行なうこと。
8．管　理　花壇出品者名の表示及会期中の管理は当部で行なう。
9．その他　会期終了後のとりかたづけは当部で行なう。ただし、出品物の持帰り希望のときは、あらかじめ当部北部方面公園事務所と打合せすること。以下略。

上記の出品規定に応じ、組合役員会で出品要領を定め、各位に通知した。

1．組合員の名簿順により毎年10社宛として出品する。
2．組合員は出品者を除き各社15,000円宛を拠出して諸費用にあてるものとする。
3．出品者には40,000円宛を助成する。
4．組合より審査員若干名を選任する。

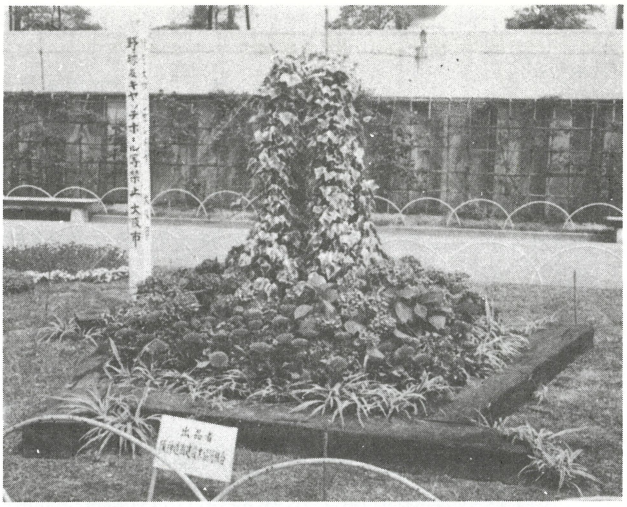

昭和47年度出品花壇優秀賞荒木造園㈱

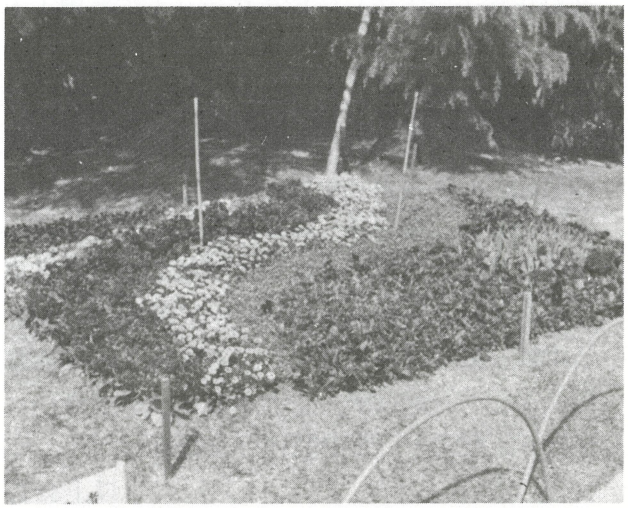

昭和49年度出品花壇優秀賞植村高樹園

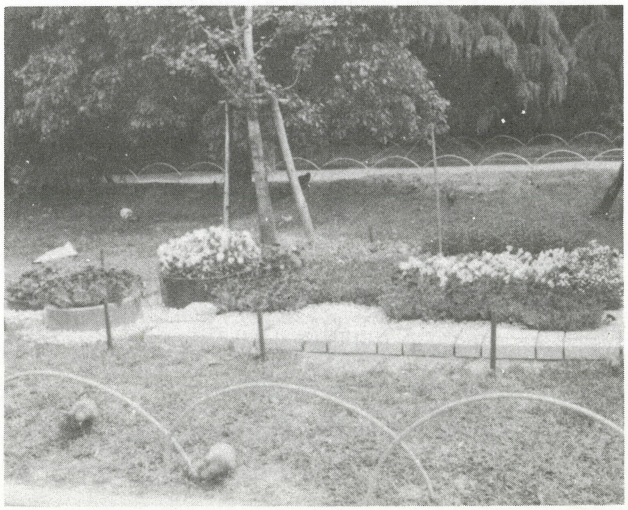

昭和50年度出品花壇優良賞㈱田中造園土木

5．出品花壇は審査員により合議審査を行ない優秀花壇を表彰する。

上記の要領により毎年出品及び審査を行なって来た。

審査員　田治六郎（組合顧問）　木村源次郎（理事長）　加藤亮太郎（専務理事）

出品及び入賞企業名

荒木造園㈱（優秀賞副賞一万円）㈱山都屋大阪営業所（優良賞副賞五千円）㈱旭植物園（優等賞副賞三千円）㈱辻本龍松園（アイデア賞副賞二千円）

㈱青紅園 田中建設㈱ ㈱庭樹園 富士造園土木㈱ ㈱明治園　東光園緑化㈱大阪支店以上。入賞社には賞金の外大判カラー写真を添えた賞状を、出品者にはカラー写真を記念として呈上された。

昭和48年度

大阪市の都合により中止となる。

昭和49年度

開催内容は47年に準じるので変更個所のみを記載する。

会　期　昭和49年４月８日㈪～同17日㈬

花　壇　約30点

施　工　出品者が同４月３日㈬～６日㈯に施工すること。

助成金　参加者１社に付50,000円に変更

審査員　田治、当麻、竹中、加藤の４氏

出品及び入賞企業名

㈱岩辻園芸農場（優良賞副賞五千円）　㈱植捨組（優良賞副賞五千円）関西植木㈱（優良賞副賞五千円）植村高樹園（優良賞副賞五千円）加茂佐造園㈱（優良賞副賞五千円）

関西緑地開発㈱　関西造園土木㈱　植村造園土木㈱　内山緑地建設㈱　大阪造園土木㈱

以上の10社であったが当年度では技術伯仲のため入賞は優良賞のみとなった。副賞、記念写真は前年同様であった。

昭和50年度

会　期　昭和50年５月12日㈪～18日㈰

施　工　同７日㈬～10日㈯

審査員　田治、当麻、阪上、竹中、加藤の５氏。

審査日　５月13日㈫

出品及び入賞企業名

㈱庭樹園（優良賞副賞五千円）　田中建設㈱（優良賞副賞五千円）

三容興産㈱　㈱辻本龍松園　㈱竹中庭園　㈱京阪神グリーン　㈱三芳園　㈱昭和造園土木　㈱青紅園　（近鉄興業㈱造園部

以上の10社であったが、本年度の入賞者は厳選の結果２社となった。

緑化巡回車贈呈

昭和42年３月24日市長公館で大阪市に対し緑化巡回車（目録）を贈呈した。これに対し、中馬馨市長から感謝状を受領、御懇篤なる謝辞を頂戴した。贈呈式の出席者は下記の通りであった。

森俊一理事長、大阪造園土木㈱、昭和造園土木、植村造園土木、関西植木㈱、　加茂佐造園㈱、木原組合主事。

感　謝　状

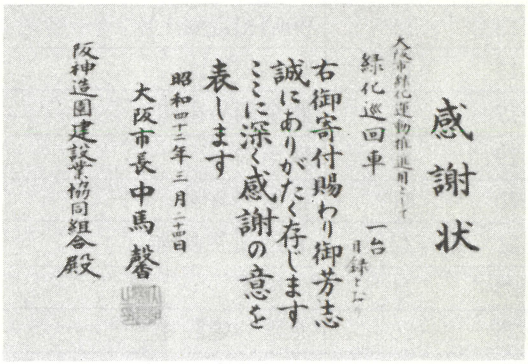
感謝状

大阪市緑化運動推進用として
緑化巡回車　一台
目録とも

右御寄付賜わり御芳志
誠にありがたく存じます
ここに深く感謝の意を
表します

昭和四十二年三月二十四日

大阪市長 中馬馨

阪神造園建設業協同組合殿

泉北ニュータウンモデル住宅の庭園造成と緑地帯整備修景工事

昭和43年５月、大阪府企業局より組合事業として、下記２件の工事施工の依頼があったので、これを受諾し、実施することにした。



モデル住宅の玄関前庭

これは組合の共同事業としては最初のものであり、且つ又これから行われる日本万国博エキスポ'70の造園工事の共同受註施工のモデルケースともなるので、組合員全員張切ってこの施工に当った。

方法は、第１工事に対しては抽選で配分を決定し、第２工事に対しては、工期３日間にて完成の突貫工事でもあるので、現場に近い組合員の方々に特にお願いして共同施工を実施した。

玄関附近、前庭植栽工事施行者

No.		施工業者名
1	42～53	大阪造園土木㈱
3	39	㈱竹中庭園
5	7	関西緑地開発㈱
8	9	㈱山都屋大阪営業所
10		辻本龍松園
13	14	㈱昭和造園土木
15	16	西川庭樹園
17	18	㈱金岡養樹園
19	40	明治園
20	41	近鉄興業㈱
21	22	岩辻園芸農場
23	24	庭樹園
25	26	京阪神建設㈱
27	28	三容興産㈱
30	31	加茂佐造園㈱
32	33	関西植木㈱
34	35	田中建設㈱
37	38	荒木造園㈱
生垣新植		㈱三芳園、植村造園土木

庭園全部築造植栽工事施行者

No.	施工業者名
2	関西造園土木㈱
4	阪急園芸㈱
6	植村高樹園
11	内山緑地建設㈱大阪支店
12	㈱青紅園
2	㈱旭植物園
36	㈱植捨組

第１工事

注文者　財団法人泉北開発センター
　　理事長　高田　敏一
工事名　泉北Ａ－３工区分譲住宅造園工事
場　所　堺市宮山台地内
工　期　昭和43年６月11日より
　　昭和43年６月22日まで

施工住宅　№1より41の内、34戸は玄関前附近前庭の植栽工事とし、７戸は庭園全部の築造植栽工事とし、更にコートハウス12戸の玄関前植栽を施工するに当り、それぞれ割当住宅により、且つ定められた金額に対して各社の創意による設計をなし、各種各様の造園工事を実施し、尚北側緑地帯境界沿いにうばめがし生垣237ｍの新植工事も施工して、庭園展示展に対する工事を完了した。

庭園展示展終了後、入居者の決定があり、昭和43年７月施工業者が夫々立会のもとに入居者に引渡しを行なった。なお庭園全部築造植栽の７邸宅のものについては、庭園展示後、入居者との売買契約の出来なかったものについては、解体搬出引取りを行なった。又その後、44年、45年にわたり、枯損樹木補償植替等を実施し、昭和45年６月完了したので造園工事の物件立会をなし、確認証を作成。入居者の承認印をもらって提出し、すべてを終えたのである。

第２工事

発注者　大阪府知事　左藤義詮
工事名　泉北Ａ住区幹線沿修景工事
場　所　堺市宮山台地内
工　期　昭和43年６月18日より
　　昭和43年６月20日まで。

本工事は、庭園展示展分譲住宅の北側泉北１号線に面した長さ400ｍ、巾８ｍ位の空地を整備、緑地帯を修景するもので、工期３日間の突貫工事であるため組合にて受註し現場に近い下記５社にお願いして完成し、好評を博したのであった。

丁度10年を経過した現在、住宅の庭木も大きく生長して見事な、庭園を構成しており、緑地帯も植栽樹木がうっそうと繁茂し、立派な樹林を形成して、春ともなれば、アメリカハナミズキが満開となり附近の人達の目を楽しませている。

施工業者　㈱岩辻園芸農場、京阪神建設㈱、三容興産㈱、㈱青紅園、㈱竹中庭園

堺市庭園展覧会出品

と　　き　昭和47年５月
場　　所　堺市泉北ニュータウン泉ヶ丘駅前広場
主　　催　堺市緑化協力会
後　　援　堺市
　　堺市公園協会
　　堺市農業協同組合
　　泉北開発センター
参加出展　庭園22
組合員参加業者
　㈱岩辻園芸農場　㈱三芳園　大阪造園土木㈱
　㈱竹中庭園　京阪神建設㈱　三容興産㈱

静かな庭　　㈱岩辻園芸農場

少ない樹木で、自然の静けさ、ものさびしさを表わした庭です。

一面の暗さを除くため白河砂と石の調和を主体とし、力強さの中に静けさを強調しています。



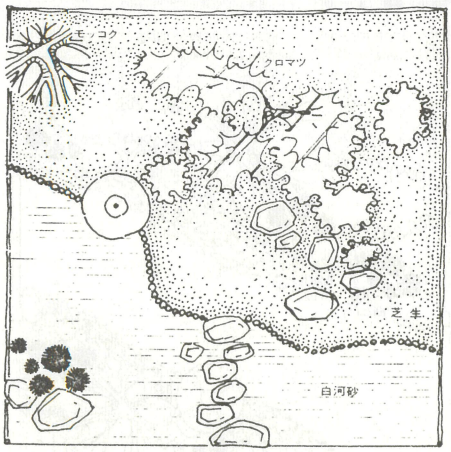

四色の庭　　㈱三芳園

黒・赤・白、そして木々の緑を対比させた四色からなる庭園です。すべて直線で区切った爽快さに灌木の刈込みと中木の配置で変化を持たせております。

黒・赤・白それぞれの石をふみしめながら木々を見て歩くのは楽しいことでしょう。

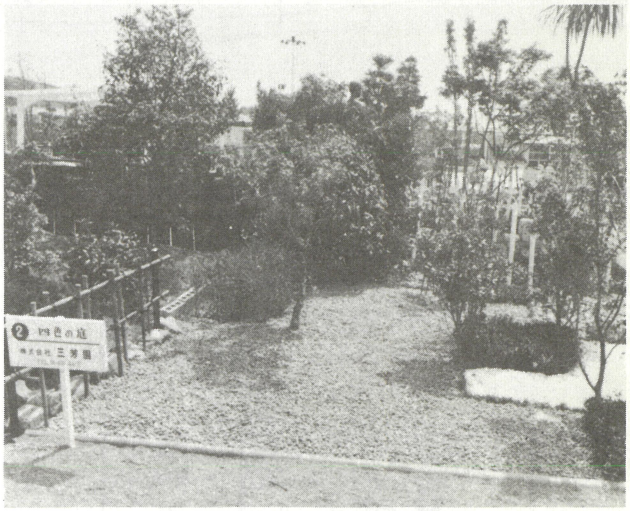

施工費　約30万円

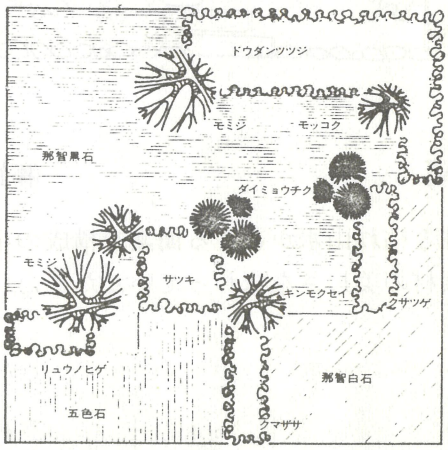

露地式庭園　　大阪造園土木㈱

日本古来のよさがわかり、茶道に趣味を持った方を対象にしております。

露地の作法に則った茶室前の庭で、貴人口又は、躙り口からの眺めを想定しており、全体に華美にならないような落ちついた樹種も選んでいます。

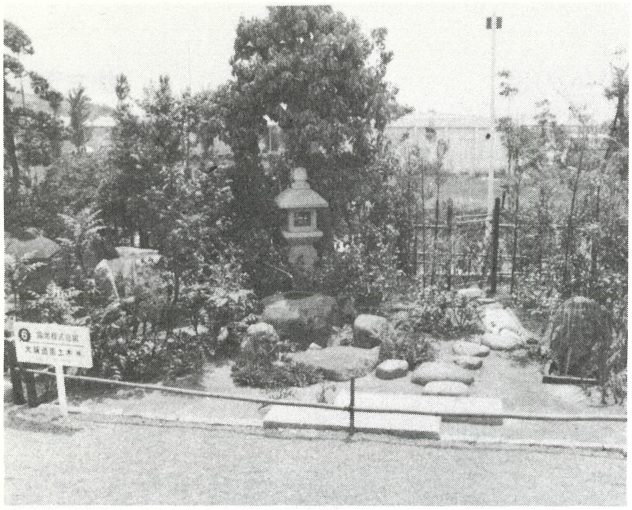

施工費　約77万円

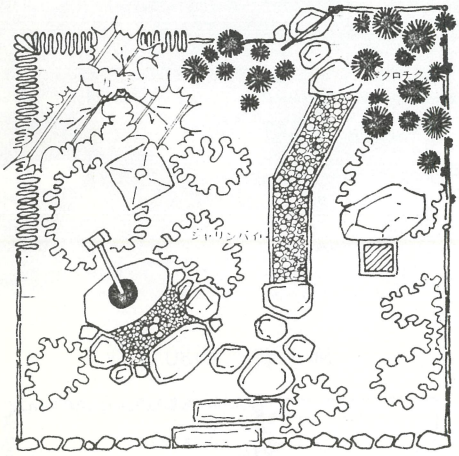

竹の園　　㈱竹中庭園

竹林と枯れ山水からなる簡素な構成の中で竹という素材の美しさを味わっていただきたいと思います。

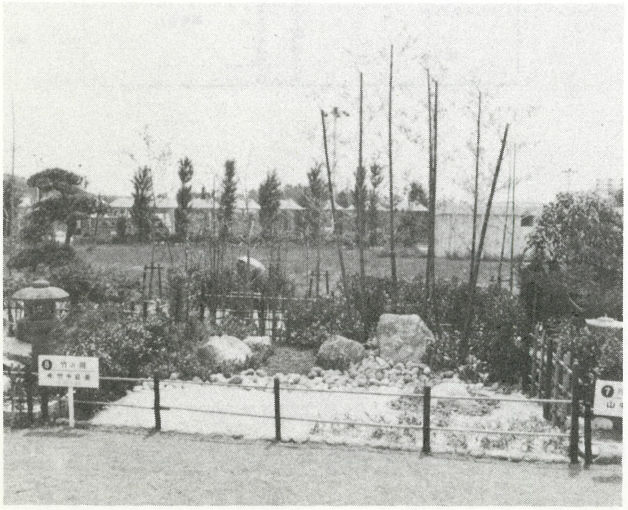

施工費　約45万円

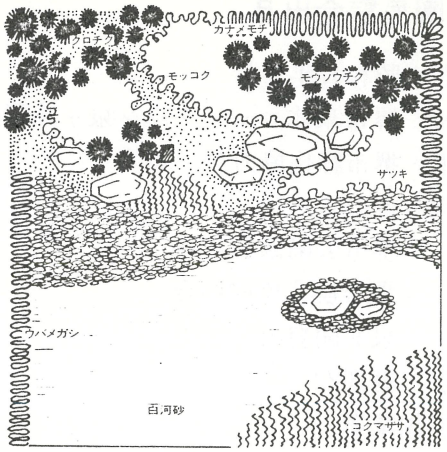

流れのある庭　　京阪神建設㈱

小庭園に流れを取り入れたもので、山の部分の主木はサルスベリ、ノムラモミジで華やかさを添え、グランドカバーにヒメリュウノヒゲを使いおちついた庭としています。

この枯れ河原には水を流してもよいでしょうし、地被に山ゴケを使えば野趣も出ます。

洋風の建物にも向いております。

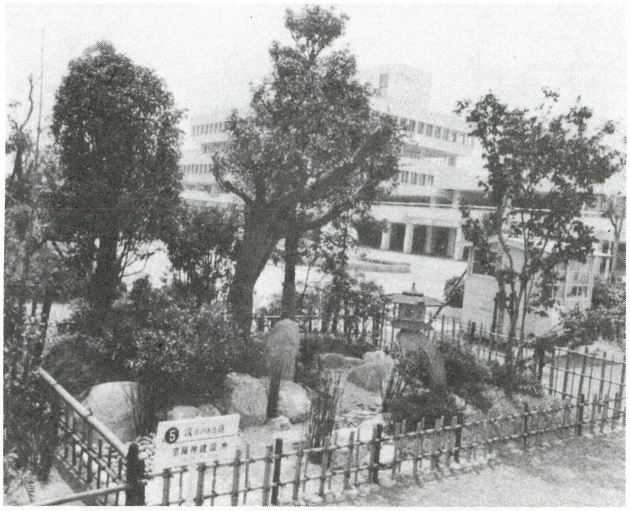

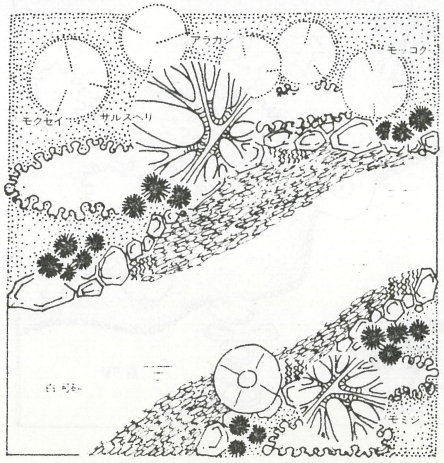

戸外のリビンルーム　　三容興産㈱

彫刻を中心とし、大きな樹木で木蔭をつくり、野外イスを置いてくつろげるテラス式の庭園です。

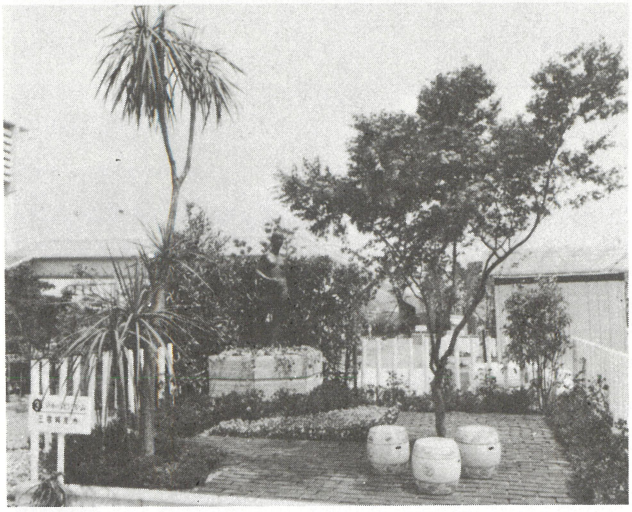

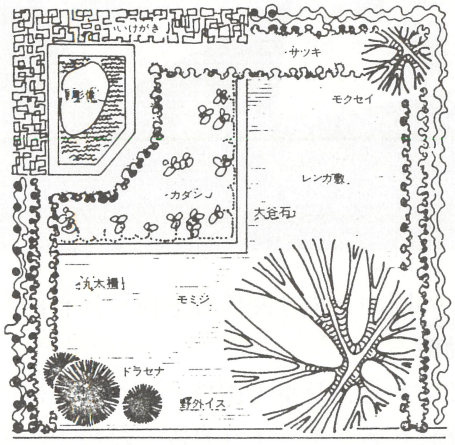



弘　報　活　動

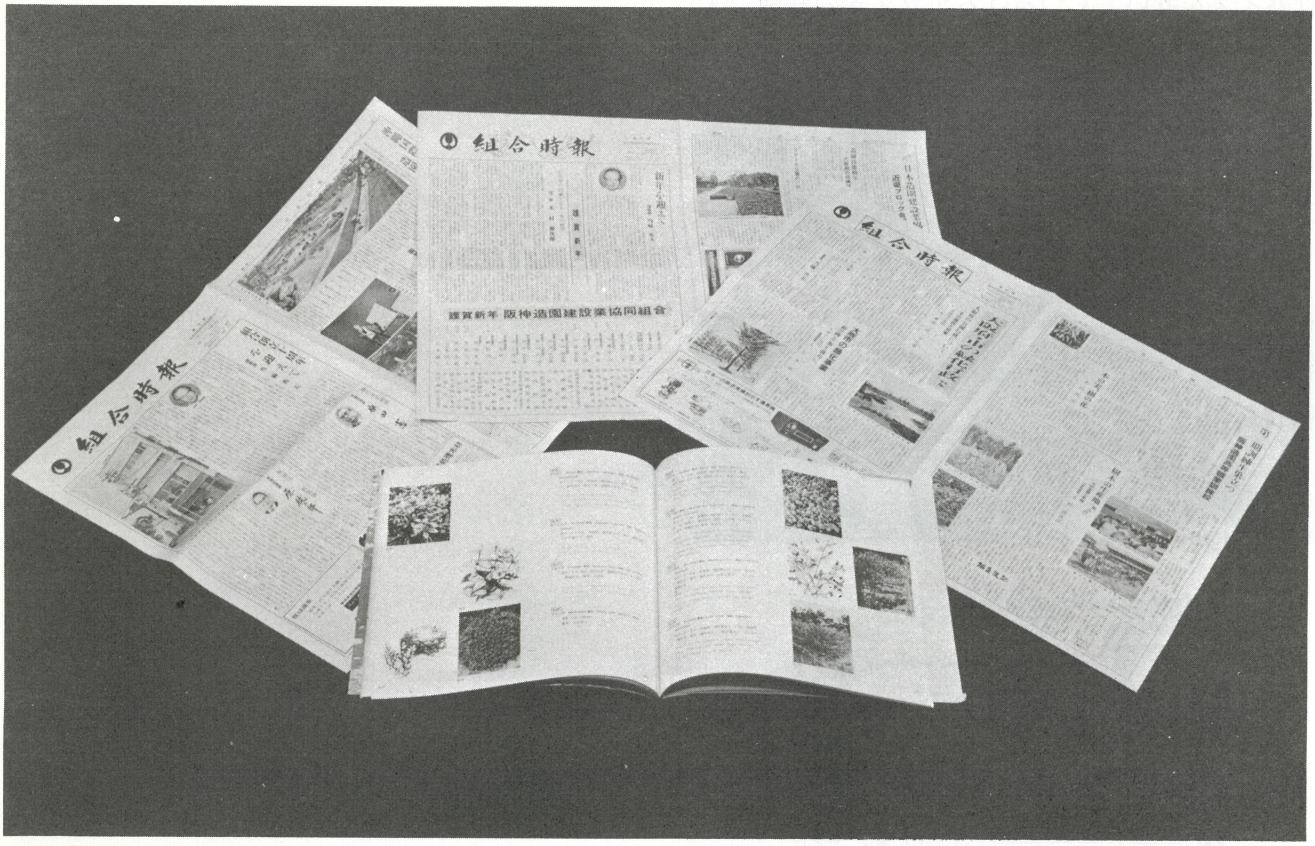

パンフレット「日本の造園樹木」発行

発行年月　昭和42年９月

発行の趣旨

組合のＰＲと来るべきエキスポ'70の造園修景工事の受註運動の一環として発行する。

企画構成

企画委員が担当し、レイアウトはリコンデザイン研究所に依頼。

解説と写真

樹木の学名、英名、と学問的記事は大阪府立大学農学部造園学部研究室の協力を得、写真は企画委員が収集及び撮影した。

発行部数と内容

発行部数2,000部主として造園工事に使用する樹木につき写真、学名、解説を附し、約50頁、その約1/3ぐらいをカラー印刷とし充実した内容を盛込んだものである。

配布先

官公庁、公共機関、エキスポ'70に参加する企業、外国の企業等関係各方面へ無料頒布した。

発刊の動機

昭和42年８月、日本万国博カナダ館建設に伴う樹木調査員５名が本国より来阪したので、関西の樹木生産地を案内し、その折造園工事の発注を組合にしてもらうよう依頼したことについて、森俊一理事長より報告があり、それについてはパンフレットをつくって、同館のみでなく広く諸外国向のものとし、大使館、領事館をはじめ、各関係先に働きかけることをはかったことにはじまり発行することになった。

編集過程

昭和42年８月の役員会にて、企画委員会が担当することを決定し、企画委員長を京阪神建設㈱木山匡司氏とし、委員に荒木造園㈱、関西造園土木㈱、西川庭樹園、庭樹園の４社が早速その準備に取りかかり、樹木等の写真収集及び撮影に取組み、９月収集した写真調査集計資料に基きこれをリコンデザインセンターに依頼することになった。又、掲載樹木はすべて学名、　和名とに、簡単な解説

をつけた写真入りとし、奥付用の造園樹木特殊性便覧と共にその作成を大阪府大造園学教室に依頼することにし、1,000部の発行を予定して完成を急いだのであった。

日本造園樹木の内容

まず、日本の造園樹木分類として、樹木類151種の和名、英名、学名、高さ、適正条件その他の解説を記載し、夫々の写真（白黒又はカラー）絵図等を掲げ、次にとうろう（2頁）石垣（2頁）の写真、大樹根巻移植の工事中の写真（1頁）を掲載し、奥付として、〈造園樹木特性便覧〉を植物学名、日本名、高さ、最盛期、適正条件、備考とを5頁にわたり記載したのである。

尚、この本発刊に際し、組合マークを募集して決定、表紙に使用した。

而して、出来上った本は、外国各大使館、公使館等をはじめ、各関係先へ配布し、又組合員1社当り、100部宛頒布し（1社当り3万円を負担してもらい）宣伝につとめ非常に好評を博した次第である。

その外、各方面よりの頒布希望申込も多数に及んだ。

造園用資材標準価格表発行について

昭和43年上期として作成印刷をしたが、都合により配布を中止して、更に調査改訂を行ない、43年下期分を作成印刷して、官公庁を初めその他へ配布した。

昭和44年度は、日本万国博覧会工事のため発行出来なかった。

昭和45年度は4月に発行、諸官庁その他へ配布した。配布は主に渉外委員会委員の方々にお願いした。

昭和46年度より年2回発行とし、上期、下期として配布を行なった。

47年度、48年度も同様、上期、下期として発行配布した。

次に49年度は、1月及び6月現在として発行、50年度は1月及び9月現在として発行配布を行なった。

51年は1月現在で発行配布した。

造園用資材標準価格表作成については、当初資材委員会委員（委員長辻本龍松園）がその調査作成に当り、その後昭和46年6月積算委員会委員（委員長京阪神建設㈱）を新設し、これが担当することとなり、そして48年6月の改正により委員長㈱竹中庭園が担当し、現在に至っている。

組合時報の発行について

組合創立満10周年記念事業として、組合会報の発刊を50年8月8日の役員会において決定し、企画渉外委員会委員（委員長大阪造園土木㈱）が担当することになり、創刊号発行につき早速準備に取りかかった。

先づ、会報名を組合員により募集の結果、多数応募があり、選考の上「組合時報」を採用することに決定した。

創刊号の企画は委員長はじめ各委員の努力により着々準備が進み、原田憲、原健三郎、天野要各顧問先生、大阪府知事黒田了一殿、大阪市長大島靖殿、兵庫県知事坂井時忠殿、兵庫県議会副議長田中源之助殿、(社)日本造園建設業協会会長成家銀造殿の御祝辞を頂戴し、又組合員に掲載記事ニュース等の投稿も依頼して6ページの時報を作成し、10周年記念式典当日の9月27日に発刊配布することが出来た。

引続き、新年号発刊を目途として、企画渉外委員が担当し、組合員に記事及び写真等の投稿を依頼して作成に当り、昭和51年1月8日組合新年初顔合せ会当日配布することが出来た。

ソフトボール大会

造園業界のわれわれが一丸となって施工にあたった甲斐あって万博工事も無事完了したが、この尊い経験から、団結すれば如何なることでも出来るものであるという強い自信が芽生えている頃、今まで工事現場で顔を合せていた組合員や傘下に苦を共にした人々が、元気な姿を見せ合える場所と機会をと色々意見を持寄った結果、ソフトボール大会をもつことが提案され、万博工事に結成された企業体の対抗競技で行うことが満場一致で決定した。

そこで早速、福利厚生委員会と組合員数社の若手職員達が準備に取かかったのであったが、何分勝手の違ったことなので、その準備は大変であったが、苦心研究の結果遂に昭和45年10月10日、第

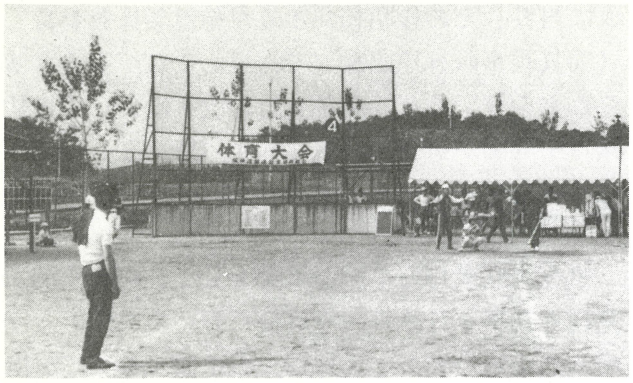

ソフトボール大会の会場



各ナインの勢揃い

１回ソフトボール大会の幕は切って落されることになった。

この日、各企業体はプラカードのもとに全員集合、理事長の挨拶、開会宣言、力強い選手宣誓で試合開始となった。

そのいでたちたるや、半数ははだし、地下足袋、ズック靴、頭には頬かむり、鉢巻と様々な風景であった。

打つか三振、当ればよく飛ぶが、ゴロは全部外野まで転々ところがる。勿論、フライは落球という体たらく。勝つも負けるもたた笑だけ。本当に仕事を忘れての笑の一日であった。かくて第１回目大会は非常な好評を得たのであったが、これを契機に今後は引続き年１回を開催することとなった。

そして今年は早くも第６回を数え、有縁の場所、万博記念球場で華々しく開催された。

会を重ねる程に各企業体とも練習に、対外練習試合にと一種の部外活動にまで発展し、また、各社共に企業の発展に伴なう若手職員の増員で選手層も厚くなり、技術は各段の向上となった。

下手者は出る幕を失なうということとなったし、各チーム共実力の差はなく伯仲の実力となったことは誠に心嬉しいことである。

それ故に初期とは異り、派手で軽快なユニフォーム姿での登場はいかにも本大会にふさわしい雰囲気をかもし出している。

お陰で昔の様に打った球が転々とグラウンドを転がり、返球するにもとどかず、鉢巻姿で裸足のランナーを見るというユーモラスな風景も見られなくなった。

今年は組合10周年を記念して優勝トロフィーをも新調されたが、意義ある年１回の顔合せと親睦の機会を末永く、増々盛大にしてゆきたいと存ずるものである。

ここに、常々大会の準備、設営、運営等にご協力賜る各社並びに職員の各位に対し組合として深く謝意を表する次第である。

ソフトボール大会の年次記録

第１回　昭和45年10月10日(土)
服部緑地ラグビー場
優　勝　兵庫造園共同企業体
準優勝　関西造園共同企業体

第２回　昭和46年11月21日(日)
宝塚雲雀丘学園球場
優　勝　京阪神造園共同企業体
準優勝　兵庫造園共同企業体

第３回　昭和47年８月29日(木)
服部緑地
優　勝　兵庫造園共同企業体
準優勝　三和造園共同企業体

第４回　昭和48年10月７日(日)降雨中止
昭和48年10月16日(火)
万博記念協会球場
優　勝　新大阪造園共同企業体
準優勝　三和造園共同企業体

第５回　昭和49年９月15日(日)
万博記念協会球場
優　勝　兵庫造園共同企業体
準優勝　京阪神造園共同企業体

第６回　昭和50年10月19日(日)
万博記念協会球場
優　勝　兵庫造園共同企業体
準優勝　京阪神造園共同企業体

陳情、要望、懇談会等

通産省への陳情

昭和41年９月14日

日本万国博覧会の造園工事実施に関する件について、通産省へ挨拶、組合の結束と受注態勢整備等についての陳情の為、森俊一理事長、金岡秀輔万博対策委員長、荒木造園㈱、関西植木㈱、加茂佐造園㈱、植村造園土木の６氏が東京へ出張し、衆議院議員原田憲、原健三郎両先生を訪問し、御同行をお願いして陳情を行なった。

理事長　森俊一

造園工事に関しての要望

昭和42年３月

大阪府庁、大阪市役所を初め、その他の官公署に造園工事に関しての要望として、

第１．今後の造園工事に管理部門を確立し、管理費の別途御発注を要望。

第２．本年度施工工事の植栽樹木枯損補償の問題について要望。

の陳情書を作成して提出した。

理事長　森俊一

第１の問題について

造園工事において施工される樹木、灌木、芝生等について、請負業者は工事を完了し御当局に引渡しの終了後において、その活着および成育のために、灌水その他の管理作業を行い、且つ定められた期間の枯損補償の責任を果して来て居るのが現状の請負工事の実情であります。

勿論、工事終了後の枯損補償期間中の維持管理の経費は、本工事費に包含されて居ると解釈すべきかも知れませんが、実情としては植栽時期の差異又は土質、或は樹種其他の要件によって管理の上にも、夫々差異があり、相当額の管理費を必要とする場合も生じてまいります。

これをすべて本工事費に含めて活着成育の責任を負担するものとすれば、植物そのものが生物である関係上、時宜を得た適切な方法と的確な管理を望むことは当然のこととして、これを請負人個々の責任のみに依存することは、不合理な結果を来し、ひいては植栽樹木等を枯死に至らしめる結果をもたらすことになります。

ここにおいて、これからの造園工事は、維持管理部門を確立して維持管理費を別途に御考慮いただき、適切な管理工事御発注の御取計いを要望いたすものであります。

そして完全管理の上、活着育成の助成につとめ、請負業者は枯損補償の責任と完全実施の履行を誓うものであります。

この問題についてはすでに建設省近畿地方建設局（第二阪神国道管理工事）ならびに大阪府臨海開発部（堺地区、泉北地区の樹木管理工事）の造園工事においては、管理工事を別途に発注され、実施いたしておる例もあります。

第２の問題について

本年は例年にない異常乾燥の甚だしい年に遭遇し、本年度植栽樹木の灌水手入には業者夫々において非常な努力をいたしたにもかかわらず、炎天下に次々と枯死するもの多数にのぼり、その枯損補償復旧に、施工業者は今より心痛いたしております。本年の如き異常乾燥は万止むを得ない自然現象とは言え、新規植栽以外の既存樹木においても、多数にのぼる有様です。造園業界に取ってはまことに痛根事の年と申せましょう。

かかる状況のもとにおかれました今年度工事に対する枯損補償の問題につきまして、その補償限度等に対し特別の御取計いを賜わり、御当局の御理解ある御処置を業者一同を代表して懇願申し上げます次第であります。

万国博庭園施設植栽工事についての陳情

昭和44年８月

大阪府特別公園建設事務所所長橋本公一殿に対し、万国博庭園施設植栽工事（その11）の孟宗竹植

栽完了後の枯損問題についてとして、調査結果について、植替更新についての私案の陳情書を作成し提出した。

万国博庭園施設植栽工事（その11）の孟宗竹植栽完了後の枯損問題について

大阪府特別公園建設事務所の御指示および御監督のもとに、去る２月より孟宗竹の植付工事に着手し３月～４月に完了致しました。

植付当時私共企業者は活着については自信がなかったにもかかわらず、更に又植付後強風等による倒損の被害も受けましたが、割合順調に活着したかに見え、発葉も完全生育状況を呈して来たものと思われました。実に奇跡に近い良好な成績を示したものと思われました。

然るところ、梅雨期中雨の続いたあとの７月10日以降の晴天に続く炎暑による被害の為か急激に衰弱の徴候を示しはじめ、７月20日前後には一部分を残し、殆んど一斉に枯損状態となりましたので、孟宗竹ならびに植栽全樹木につき全面的に詳細調査を行いました。

就ては孟宗竹について、その結果を申しあげ御検討と御研究をお願い申し上げ、今後の対策等につき、特別の御指示を賜わりますよう御願い申し上げます。

調査結果について

１．　殆んど根腐による枯損と認められます。
（当時植付の適期を外さないよう最大の努力をいたしましたが、何分地盤が軟弱でしかも粘質土で、当時の状況としては到底植付可能な状態ではありませんでした。然しながら、適期を外すことも出来ず、遂に植付けを強行し根腐については当初より憂慮していた次第です）

２．　孟宗竹植栽には不適当且つ生育阻害の土質が殆んであると思われます。
（理学博士竹内叔雄著、「竹の研究」書中「孟宗畑造成法の、文中土地の選定」によっても適当とは思われない）

３．　４、５、６月の期間活着生育していた理由については、雨のあがるまでは葉水で吸収活動し、又竹そのものの自力エネルギーで持ちこたえたものと思われます。又根鉢上部７～８cm位までは、定植後新根が出ており（深植のもの）下部は腐っておるため、急激の日照により新根の吸収活動の力がなかったものと思われます。

４．　先端を剪除することが必要であるかの問題につきましては、結論を出すまでに至っておりません。（前記竹内博士の文によれば「母竹は下枝３、４段を残して其稍端を切断し」とあります）

５．　植付時期の問題は、前記の如く御指示の期間に万難を排して植付けいたしました。
「前記竹内博士の文中には、（前文略）即ち、３、４月の頃と秋の10、11月頃が最も好季節である。だが春は地下茎の芽子が相当に伸張して居るから母竹を掘取るに当って芽子を損傷する恐れがあるので一般に秋植の方が選ばれている」＝一般の竹仕立法による。

６．　植栽地にネニサンソを使用したことについての薬害は認められないものと思われます。

以上の調査結果により充分な研究のもとに又入念な施工のもとにおいて施行されたにもかかわらずかかる大量の枯損の結果を生じたのは不可抗力的要素のためのものと思われますので重ねて御研究と御判断をお願い申し上げます。

植替更新についての私案

上記については、色々の要件があると思われますが、先ず第一に排水設備と土質改良の完全をはかり、表土70～80cm程度の土を除去して山土を入替えることが、完全な竹林造成を達成する第一要件と考えられます。

理事長　木原五市

44年８月18日

上記孟宗竹に関する陳情提出について、大阪府特別公園建設事務所所長橋本公一氏、斉藤所長代理外３名と協議を行なった。

結果、孟宗竹4,000本は数量に変更なく植替のこと。排水設備、土壌改良については考慮することになった。

昭和44年10月28日

大阪府特別公園建設事務所所長橋本公一殿に対

し、日本庭園工事促進の根本問題について、下記８共同企業体を代理して、理事長名にて陳情書を作成し提出した。

近畿造園共同企業体
第一造園　〃
兵庫造園　〃
三和造園　〃
関西造園　〃
大阪中央造園　〃
新大阪造園　〃
京阪神造園　〃

以上８共同企業体を代理し提出致します。

理事長　木原五市

日本庭園工事促進の根本問題について

日本庭園植栽其他工事も愈々大詰を迎えんとして居ります。我々阪神造園建設業協同組合員による各共同企業体員は種々の困難な現場事情を克服し、出合帳場の協調をはかりつつ、全力を盡して工事の完遂に邁進いたしております。

然しながら現状のところ、今だに整形不充分のところあり、又植栽配置の定まらないもの或は一部植栽不可能地区等の為、既に植栽時期を経過し又は到来した灌木についても、実施不可能にて、折角搬入して来た灌木類等もその為幾日間も放置しなければならない状態にて、支障を来しております。ひいては落葉灌木及樹木の植栽も目前にせまっておりますが、上記の如く植栽位置及び種類等の御指示も未だに受けて居ない状態にて、工事日程もたてかねますので、至急に植栽可能のよう御指示を仰ぎたいと存じます。

灌木類は大樹と違い搬入と同時に行わなければならないものが殆んどを占めており、各工区毎の搬入は困難な事情のもとにあるものが多数であります。

監督御指導の任に当られる御庁監督官も以上の理由による障害を充分御認識いただいて御苦心の事と存じます。

かかる状態における工事について、当業者の一方的責任負担は忍び難いものがあります。

我々各企業体全員の切なる御願として、速やかな進行方策をたてていただき度、陳情申し上げますと共に、今後おこるべき枯損補償問題についても、最良の御処置をいただき度く申し入れ致す次第で御座います。

昭和44年12月15日

大阪府特別公園建設事務所所長橋本公一殿に対し、庭園施設植栽工事に関し、樹木代替品並に植栽時期変更等に対する件について要望書を作成提出した。

理事長　木原五市

庭園施設植栽工事に関し、樹木代替品並に植栽時期変更等に対する要望書

上記の件に関し、夫々の項目につき、樹種、数量、理由等を要望事項として記載致しお願い申し上げます次第です。

何卒、特別の御詮議をもって御配慮賜わり、御認可下さるよう御願い申し上げます。

１．樹木の代替品要望について

(1)　ヤマモモ（植栽工事その５）23本（11工区20本、12工区３本）

理由　全部の植栽を終って、枯損補償樹木が上記の通りとなっておりますが、根廻樹木が現在のところ無く、又時期的にも好ましくないので、「サザンカ」又は「ネズミモチ」に変更をお願い致し度く。

(2)　タブＡ（植栽工事その７）24本
〃　Ｂ（〃）22〃
〃　Ｃ（〃）15〃

２工区	３工区
21本	３本
22〃	０〃
10〃	５〃

理由　全部の植栽は終了しておりますが、枯損補償樹木の植栽用として、根廻済物は勿論タブそのものが入手困難の現状でありますので、これを「マテバシイ」に変更をお願い致度く。

(3)　ヒメユズリハ（植栽工事その９）211本

理由　未植栽分ですが、現地で集荷移植したものが、移植後成育が悪く管理に専念さ

せましたが、完全なものとならず、為に残数の調達は到底不可能の状態となりましたので、これを「シャリンバイ」に変更をお願い致し度く。

2．　植栽時期変更要望について

(1)　ホソバシイ（植栽工事その５）52本（６工区分）

理由　植栽は完了致しましたが、枯損補償植栽について、時期が不適当にて、この際植栽を強行しても、又枯損のおそれが多分にありますので、これを、45年３月上旬の植栽に延期をお願い致し度い。

(2)　ホルト（植栽工事その６）44本（９工区大27本、小17本）

理由　前記ホソバシイと同様の理由にて、45年５月上旬の植栽に延期をお願い致し度く。

(3)　ウバメガシ（植栽工事その５）

未植栽分４本、枯損補償分７本（11工区２本　12工区５本）

理由　未植栽分４本を含めて計11本の少数ではありますが寒さには最も弱い樹木につき、現在植栽することは全部枯損することが予想されますので、これも、45年３月上旬の植栽に延期をお願い致し度く。

3．　葉全部を剪葉しての植栽要望について

アラガシＡ（植栽工事その５）１本
〃　　Ｂ（　　〃　　）８〃
〃　　Ｃ（　　〃　　）４〃

理由　本樹種の植栽が遅延したのは土質が悪いため（主として６工区）土質改良の申し入れを致しておりましたが、その回答がおくれたため、植栽が遅延し、現在上記数量の未植栽分がありますが、葉をつけたままの植栽は、責任と自信が持ち難いので、全葉共剪葉の上植栽することをお願い致し度く。

以上の件につき要望書として提出致します。

昭和46年６月

大阪府知事　黒田了一殿

日本住宅公団大阪支所長青樹英次殿

大阪府住宅供給公社理事長　田中楢一殿

に対し、樹木等予算措置についての要望として、要望書を作成して提出した。

理事長　木村源次郎

樹木等予算措置について

御庁におかれましては、近年都市の緑化に或は環境整備にと御尽力を賜わり、すでに千里ならびに泉北地区ニュータウンをはじめ、服部、大泉、久宝寺等に、大規模なる緑地の出現を見るに至りましたことは、関係者御一同の鋭意御努力の賜と、組合員一同はもとより、一府民としても常日頃より敬意を表するところであります。

さて、緑化事業は今や大きくクローズアップされて、公害対策の問題をはじめとして全国的に而も大規模に採択されつつある現状にて、一般市民の環境浄化に繋がる事業として、まことに喜ばしい事態であります。

然るところ、その根本素材となるべき樹木等の生産状態は、近時大量使用に伴う結果として、全国的に拂底化を来たし最近２～３年来業界をしてその調達に益々困窮を極めるに至り、特に年度末に及んでは、例年の事とは言え、植栽適期と相まって、一時期に集中いたす傾向があり、為に樹木等の価格は、需給のバランスがくずれ、異状相場をも出現することがしばしばであります。

かかる状況のもとにおいて、かなり以前より仕入原価が、御庁予算を遙かに上廻っておることはしばしばであり、年を追う賃金および諸物価の上昇に比較して考える時、御庁予算の低廉による為か例えば喬木類などは、その生産に手間および期間を要する為、一般的に生産量が減少してきております。

従来より吾々関西地方の造園建設業者は、全国の生産地を直接歩き、その収集力を誇りとしてはいますが、前記の事情によって、吾々の苦労も経費が重なるのみにて結局は徒労に終ると言う事になり勝ちであります。

なお、特に関西地方は、土壌条件が他地方に比較して悪いためにおこる枯損率の高い事は、御周知の通りであります。その為に調達の際は、樹根の発育生育の良好のものをと心掛け吟味いたす結果

２～３割方の高価買上げとなり、更に相当数の枯損補償をも余儀なくされておる状況であります。

厳密には、立地条件、空気の乾湿、土壌構造或はＰＨ等により、その活着には自づと差があるのは当然のことであります。

ここにおいて、御庁に事情を具申いたし、今後樹木等の予算措置については、大巾の単価アップがなければ、困難を来たすおそれがあることを御理解頂きますようお願い申し上げますと共に、吾々業界におきましても現状のままにては、死活問題につながっておりますことを御賢察いただき、早急に御調査と御改善に勇を振っていただきますよう、重ねて御願い申し上げます。

昭和46年７月

大阪市長中馬馨殿に対し、公園造成工事等に入札参加の件について、要望書を作成して提出した。

理事長　木村源次郎

公園造成工事等に入札参加の御願について

私共造園業者の植栽その他工事については、かねてより絶大なる御支援のもとに、御指名をいただき、工事施工完遂に従事してまいりましたことについて厚く御礼申し上げます。

吾々造園業界も鋭意努力し向上発展につとめ、企業の拡大をはかっております今日、御市今後の公園造成等の入札に際し、造園業者をも御指名いただき参加入札の出来ますよう御配慮の程を切望いたす次第で御座います。

就きましては、大阪府はじめ各官公庁受註工事の施工実績調書を相添え御参考に供し、吾々造園業者の切なる要望を御聴許下さるよう御願い申し上げます。

昭和47年３月

大阪府知事黒田了一殿

日本住宅公団大阪支所長青樹英次殿へ対し、樹木単価並びに工事発注期等に関する件について陳情を行なった。

理事長　木村源次郎

樹木単価並びに工事発注期等に関する件

現在我国経済の増大に伴ない社会機構は拡大の一途をたどり、これに対応する諸般の環境整備、就中、緑化の問題は公害対策の関連事業として、最も重視されておりますところ、御庁におかれましてはつとに意を注がれ、緑地に公園に、あるいは宅地造成にと卒先新企画を樹立せられ、その御尽力に対し　深く敬意を表する次第であります。

当組合員一同また、常々御愛顧にあずかり、これら重要事業に参画の栄に浴し、種々御指導御べんたつたまわりますことを深く感謝いたすと共に、使命の重大さを自覚し、御指示にしたがい、衆智を傾むけて研策を重ね御下命の諸工事に対しては万全を期し、日夜努力を続けております。

然るところ、業界目下の情勢は、一般諸物価の上昇に比例する諸工費の高騰はもちろん、特に緑化事業の主体をなす樹木等の需給関係は、近来とみに品薄の折柄にもかかわらず大量が要求せられること多く、ために取引価格は必然的に高価を呼び、更に極めて不安定となり、労力運搬その他の諸経費を加え、御設計相成る御予算をはるかに超過する見積の余儀なきことはしばしばであります。また、諸般の御都合による年度末集中的御発注は更に樹木価格の騰貴を来たして困窮の度を深めつつあります。

もとより公共事業に専念いたす以上、最良の成果を期すべく全国的に生産業者とも緊密な連絡を保ち東奔西走一意優良樹木の収集、種類の研策はもとより、生産指導にまで及び、ひたすら斯界向上のためにも啓もう改善に微力を尽しておりますが、時流のおもむくところ致し方なき理由も多々あり窮地に直面する現状であります。

このことは、過般、全国業者を挙げて結成されました社団法人日本造園建設業協会における連絡協議会の席上でも討議せられ、当京阪神地区における樹木単価に対し、他地方に比してはるかに低廉なるを指摘せられ、これが改正方の要望、特に関東九州方面業者よりの声でありましたことを申添え、樹木類価格の適正化に御理解と御配慮下さるよう要望いたします。

更に又、本事業は多分に自然要素に左右され植栽工事などに関しては春秋の二季に集約される性質から業務運営上、労力の不均等を生じ、為めに保有労力の配分にも腐心いたすを常といたします。

御事業上予算計画設計など種々の御都合のあることは重々承知いたしておりますが何卒私達の誠意に免じこの点願わくば年間均等に御発注下さいますようお願申し上げます。

以上の通り業界並びに当組合員一同を代表し真意を具申し窮状を披れきいたすと共に御当局の切なる御理解と御改善をいただきますよう懇願申上げます。

昭和47年6月

日本万国博覧会記念協会会長石坂泰三殿に対し、万国博覧会記念公園建設工事に対する嘆願書を提出した。

理事長　木村源次郎

万国博覧会記念公園建設工事に対する嘆願書

国を挙げての世紀の祭典日本万国博覧会が世界人の注目の内に大なる成果を収めて閉会してより早くも2ヶ年余を経過いたしました。

爾来御当局におかれましては跡地利用の大綱である「緑につつまれた文化公園」の建設方針にもとづく具体案が樹立せられつつあることを拝聞いたします。

このことは我国における国土緑化あるいは都市整備など、生活に直結する社会施設として、最も重要かつ適切な施策として、一般国民の期待するところでありますが、特に斯道に専念活動を続けつつある我々造園業者にとりましては、双手を挙げて賛意を表するものであります。

すでに御承知のように、当組合員一同は開催決定を契期とし、地元業界の栄誉と責任をにない、御当局の御指導をあおぎ組織を固め企業体を結成し、この大事業達成のため全力を結集して、会場は勿論、ことに日本庭園の造成にあたっては、地盤造成より池泉、石組、植栽、芝張にいたる全般の造園工事を完遂いたしました。

さらに御下命により180日余にも及ぶ長期会期中、灌水、病虫害防除、芝刈、清掃など万端の管理委託業務を担当いたしましたが連日の大観衆にもかかわらずこれまた無事大任をはたし、御期待に添い得たことを喜ぶと同時に終始適切なる御指導を賜わりましたことを深く感謝いたしております。

その後、日本万国博覧会記念協会の設立となり、日本庭園は永遠の生命を与えられることになり、引続きその維持管理業務を依嘱せられ今日に至っておりますが、過去多年にわたる業務経験は幾多の困苦を乗越え、絶対の自信をかち得たものであり、他の追従を許さぬものと自負いたしております。

したがって、愈々本格的育成期に入りました日本庭園並びに万国博跡地の管理業務はもちろん、これから建設に当られます記念公園の建設工事に関しましても更に一同意欲を高め誠心誠意ことに当る決意でありますことをお誓い申上げます。

もちろん御当局におかれましては、これが実施には種々御都合もあり御企画のことと存じますが何卒上記の経緯と熱意を御賢察賜わり現地に精通する私達阪神造園建設業協同組合及び組合員に是非共御下命下さるよう懇願いたします。

昭和48年3月

大阪府庁、大阪市役所、日本住宅公団大阪支所その他に対し、造園資材等入手難による件について、阪神造園建設業協同組合、阪神造園業協会名をもって陳情書を作成し提出した。

阪神造園建設業協同組合
理事長　木村源次郎
阪神造園業協会
会　長　坂上　種博

陳　情　書

公害対策、環境整備など国土緑化の大綱にもとずく諸般の重要事業は、過年来未曽有の長期計画と厖大な国費とにより、着々進捗せられつつありますことは誠に喜こばしいことと存じますが、事業遂行の任に当られるご当局のご努力に対しては、日常ご指導とご愛顧をいただきつつある吾々造園業者としても深く感謝するところであります。

私共も万全を期して受注工事の完遂はもちろん、よりよき成果を挙げるべく精励を続けておる次第であります。

しかるところ、近来、土木建築をはじめ、諸建

設工事の大型化、あるいは工事量の急増などのため、木材、セメントその他の建材類と共に価格上昇は云うに及ばず、極度の入手難となりつつあります。

特に近時最も困難を極めておりますものはセメントであり、生コンであることは添付の新聞紙上にも明らかであります。

加うるに本年末期における造園工事のご発注は、例年に増して多く、必然的に上記建材使用件数も増加しております。

受注組合員、協会員各社は栄誉と責任をもって鋭意工事完遂に全力を傾け、資材の入手に努めておりますが、思うにまかせず、ために造成、植栽に及ぶ工程に支障をきたしつつある現状でございます。

規約その他諸般のご事情は承知いたしておりまが、何卒現況ご諒察下され、コンクリート工事を含む造園工事については、具体的事情ご検討の上、今期に限り工期遅延の事態発生に対しては特別寛大なご配慮を賜わりますよう懇願いたします。

昭和48年４月

大阪府庁、大阪市役所、日本住宅公団大阪支所その他各官庁に対し、セメント入手難による工事施工延期の御願書を、阪神造園建設業協同組合、阪神造園業協会名をもって嘆願書ならびに受註工事該当書を作成し、各社夫々分担して御願いに参上し提出を行なった。

阪神造園建設業協同組合
理事長　木村源次郎
阪神造園業協会
会　長　坂上　種博

提出先及提出担当業者下記の通り

嘆願書提出先	提出担当企業名	提出月日
大阪府企業局	阪急園芸㈱	4・20
大阪府建設部住宅建設課	京阪神建設㈱ 大阪緑地	4・20
大阪府鳳土木事務所	㈱竹中庭園	4・17
大阪府土木部北部公園事務所	㈱昭和造園土木	4・14
大阪府土木部中部公園事務所	三容興産㈱	4・14
大阪市調度課	㈱芝茂大阪支店	4・20
大阪市公園局	日本庭園設計㈱	4・17
日本住宅公団大阪支所	㈱竹中庭園 ㈱旭植物園	4・17
豊中市役所	㈱三芳園 ㈱竹中庭園 関西植木㈱	4・14
枚方市役所	㈱西川造園	4・19
守口市役所	関西植木㈱ ㈱明治園 ㈱田中造園土木	4・14
摂津市役所	㈱昭和造園土木	4・14
吹田市役所	㈱イハラグリーン	4・16

セメント入手難による工事施工延期の御願

謹啓　貴官益々御清栄の段大慶に存じ上げます。

陳者　さきに文書をもって、現今のセメント絶対量の不足による入手難について陳情いたし、工事施工期間の延期の御考慮について御願いいたし、その後今日まで鋭意その調達入手に当ってきておりますが、なかなか思うように進捗せず甚だ困窮いたしております。

就きましては、別紙の受註工事に関しては、工期内に調達施工完成の見通しが現在のところついておりませんので、甚だ恐縮では御座いますが御賢察いただき工期の延長を御取計いの上御承認下さいますよう、何卒よろしく御願い申し上げます。

番号	受註官公庁名	工事名称	工事位置	契約年月日	竣工年月日	延期希望工期	延期理由	受註業者名
1	大阪府企業局	大蓮公園整備工事その９	堺市若松台地内	昭和 47.7.29	昭和 48.3.25	昭和 48.4.30	セメント３千袋の入手困難のため	阪急園芸㈱
2	大阪府住宅建設課	大阪府営泉北丘陵G1,G2内１次住宅造園工事	堺市晴美台地	48.3.16	48.3.31	48.5.31	セメント 200 袋の入手困難のため	京阪神建設㈱
3	同　上	大阪府営金岡東深井中町住宅造園工事	堺市金岡町325の１他	48.3.12	48.3.31	48.6.10	セメント50袋の入手難のため	大阪緑地
4	同　上	大阪府営見出住宅造園工事	泉佐野市鶴原303番地	48.3.12	48.3.31	48.6.10	セメント25袋の入手難のため	同　上
5	大阪府鳳土木事務所	出島百舌鳥線街路拡張工事（仁徳陵前整備工事）	堺市百舌鳥夕雲町２丁地内	47.12.25	48.5.20	48.6.20	生コン55m³セメント 250 袋の入手困難のため	㈱竹中庭園
6	大阪府土木部北部公園事務所	服部緑地植物園外周石積工事	吹田市江坂	48.3.2	48.3.30	48.6.30	生コン 170 m³セメント250 袋の入手困難のため	㈱昭和造園土木
7	大阪府土木部中部公園事務所	住吉公園体育会館周辺修景工事	大阪市住吉区住吉公園内	48.2.1	48.4.30	48.5.15	コンクリート87.67 m³モルタル26.29 m³のセメント入手困難のため	三容興産㈱
8	大阪市調度課	瓜破霊園植栽整備工事その２	東住吉区瓜破東元町580 大阪市設瓜破霊園内	48.3.13	48.5.4 （承認工期）	48.5.31	セメント 100 袋の入手難のため	㈱芝茂大阪支店
9	大阪市公園部	大野川歩行者専用道路広場整備工事	西淀川区大和田東３丁目	48.3.12	48.4.15 （承認工期）	48.5.10	セメント 150 袋の入手難のため	日本庭苑設計㈱
10	日本住宅公団大阪支所	平城地区３号近隣公園整備工事	奈良市山陵町	48.3.20	48.9.16	48.12.15	生コン 500 m³セメント1000 袋の入手難のため土工工事が遅延する恐れが多分にあり、その為植栽時期にも適期に植えるとなれば前記の延期を希望。	㈱竹中庭園

11	日本住宅公団大阪支所	平城1－1団地ＤＥ地区造園工事	奈良市山陵町他	47.11.13	48.4.20	48.5.20	セメント50袋の入手難のため	㈱竹中庭園
12	同　上	泉北竹城台団地第２期整備工事	堺市泉北竹城台	48.3.4	48.4.20	48.7.20	セメント250袋の入手難のため	㈱旭植物園
13	豊中市	稲荷山公園新設工事（府） 〃　（単）	豊中市本町７丁目地内	48.1.10	48.3.24	48.5.20	セメント使用量130㎥の内現在まで70㎥を入荷したがセメント工事のみでなく、関連する工程に影響し全般として著しく工期が遅延するため	㈱三芳園
14	同　上	内田公園新設工事（国） 〃　（単）	豊中市桜の町４丁目地内	48.1.10	48.3.24	48.5.10	生コン30㎥セメント150袋の入手難のため	㈱竹中庭園
15	同　上	曽根東町２丁目児童遊園新設工事	豊中市曽根東町２丁目地内	48.2.28	48.4.30	48.5.20	セメント100袋の入手難のため	関西植木㈱
16	枚方市	阪今池公園整備工事	枚方市黄金野１丁目	48.1.22	48.3.31	48.5.10	生コン200㎥セメント660袋の入手困難のため	㈱西川造園
17	守口市	八雲北公園整備工事	守口市八雲北町	48.3.17	48.4.30	48.5.31	セメント50袋の入手難のため	関西植木㈱
18	同　上	佐太第一東公園築造工事	守口市佐太東町１丁目	48.2.1	48.3.31	48.5.20	生コン33.7㎥セメント34袋の入手難のため	㈱明治園
19	同　上	土居公園整備工事	守口市梅園町10番地内	48.3.27	48.3.31	48.5.30	生コン10㎥セメント125袋の入手見通しがつかないため	㈱田中造園土木

1	摂津市	別府公園整備事業	摂津市別府三丁目地内	47.12.25	48.3.20	48.5.31	排水管工172.8ｍ人孔５ヶ所Ｕ型測溝Ｌ型測溝486.7ｍ集水桝８ヶ所擁壁工87ｍ等本工事の主体をなすコンクリート工事に使用するセメント及生コンクリートの入手が困難な為に、これら工種の進捗が現在20％程度の為に残工事の進捗に全力をあげておりますが現在のセメント及び生コンクリートの入手状況から工事が５月31日頃まで遅延するため	㈱昭和造園土木
1	吹田市	南吹田公園整備工事（第１期）	吹田市南金田町１丁目地内	48.1.29	48.3.31	48.5.31	セメント1300袋を必要とする工事のため、その入手難に原因するもの。	㈱イハラグリーン大阪支店

昭和48年７月

大阪府企業局長殿へ対し、大阪府企業局に対する要望事項（別紙要旨８項目の通り）を阪神造園建設業協同組合、阪神造園業協会名をもって作成提出し、懇談会開催の要望を行なった。

阪神造園建設業協同組合
理事長　当麻　英夫
阪神造園業協会
会　長　当麻　英夫

要望事項

１．設計変更についての希望

Ａ．当初設計の工種の数量の増減に止め、工事内容の変更については両者協議の上変更せられたい。

Ｂ．役所の都合による工事変更、工期変更の場合、契約工期内の単価と延長工期の単価との差額修正をしてほしい。

Ｃ．工期延長に伴なう植栽不適の樹種については、変更を認められたい。

Ｄ．契約後、設計変更又は追加工事がある場合変更、追加等の設計書を業者に明示し、業者の積算見積書を受取って、両者立会の上で変更契約をしてほしい。

（現在では、変更追加の工事を、先に工事を進めさせて業者の同意もなく、又設計変更書の明示もなく、一方的に変更契約される傾向がある様に思いますので、その点改善していただきたい）

Ｅ．施工を先にせず、設計書を先に提示し、見積を出させた上で、工事にかかるようにしてもらいたい。

Ｆ．設計変更の生じた場合には、速やかに決定してほしい。

２．工事契約後における工事単価の査定見積等についての希望。

Ａ．工事契約後の書類提出時、工事単価の査定をしていただきたい。（設計変更の場合は査定を基準にして増減していただきたい）

Ｂ．工事が長期にわたり、又現場の都合で延長

した場合前年度単価で契約したのを年度が繰り越しても前の単価で行なう様になって居りますが、現在のインフレ的諸物価、労務費の高騰の時、今年度単価にスライドしていただきたいと思います。

3．工事予算、施工費の検討に対する希望

A．施工費をもっと検討してほしい。
実情にあった予算を組んでいただきたい。

B．樹木名ラベル代金が割高にて取付賃もばかになりません、工事価格に加えて頂きたい。

4．工事設計についての希望。

A．植栽工事の材料たる樹木が非常に高価且つ品薄になりました、何時までも続くとは思われませんが材料入手難の樹木及び活着困難な樹種を設計に入れぬ様特にお願い致します。

B．設計書及び設計図の内容は特に詳細正確に明記していただきたい。（特記仕様書又は共通仕様書の対象になる場合は特に但し書を摘要欄に必ず記入していただきたい）
（設計の場合、現状の測量をよく行ってから設計していただきたい。設計図面と現状があわなくて工事の出来ないことがよくあります）

C．施工業者が外注しなければならない製品及び工事についてはその発注先に対して工期内に製造出来て現場に据付出来ることと、その製品及び工事の単価金額の変動のないことの確認をとってから設計していただきたい。

5．工事検査に関する件について

A．現場工事事務所の監督さんが工事施工に立会し、検査ＯＫを出し、後日検査室の検査で手直し、やり替えを命じられる事がありますが、その場合、監督さんはＯＫした理由等を充分検査室に説明していただきたい。

B．役所の監督者は施工業者に対し、工事のスムーズな進行をはかるためもっと協力的態度で指導していただきたい。

6．入札に関する件について

入札を行なう場合、経理課の方から不調になった場合指名停止等の措置をとる旨の説明があるが、最近の資材、樹木、工賃等諸物価の高騰の為、企業努力をして低れん、適正な積算をしても尚企業局の予算に合わない場合もあるかと思いますので、その場合は設計変更等の措置を講じていただき、再入札の機会を与えていただきたい。

7．樹木の形状寸法等についての希望

A．樹木の寸法は、形状の良いものは若干の少ないものも認めてほしい。

B．植栽樹木において、他官庁と同様幹周の寸法を地上1.2ｍに統一してほしい。

8．その他について

工事面において民間とのトラブル発生の場合は企業局において解決していただきたい。

工事中のサービス作業はなくしていただきたい。

引渡後の第３者による損害補償は免除していただきたい。

委託監理業者にもう少し決定権を与えて工事をスムーズに実施出来る様にしていただきたい。工事の指示はするが、決定は出来ない現状であります。

植栽について造成地に行う事が比較的に多く肥料もさる事ながら土壌改良にもっと力を入れていただきたい。

上記による懇談会を48年７月26日大阪府職員会館第２号会議室において開催した。

大阪府企業局との懇談会開催

出席者

大阪府側　岩崎泉北工事事務所公園課長・谷村建設１課係長・鎌谷、清瀬係員　計４氏

業者側　三容興産㈱（当麻）・㈱竹中庭園（竹中）・㈱植捨組（阪上）・㈱三芳園（西谷）・㈱昭和造園土木（大島）・植村高樹園（植村）・大阪造園土木㈱（高岡）・阪急園芸㈱（西富）・京阪神建設㈱（木山）・南海造園土木㈱（辻）・㈱関造園土木（関）・㈱岩辻園芸農場（岩辻）・関西植木㈱（今里）・東光園緑化㈱大阪支店（池田）・関西造園土木㈱（池内）・組合加藤専務理事　計16名

司会　組合加藤専務理事により開会

組合理事長、協会会長として当麻英夫の挨拶なら

びに府側谷村係長の挨拶として先般御提出のあった要望書は23日にいただいた。内容については、他の部とも相談すべきものであったので、今日回答し得るものと、し得ないものとがある。

よって本日は、岩崎、谷村の個人的意見として述べて懇談審議に入り、要望書各項目（要望書８項目）について遂次質疑応答を行なった。

なごやかに意見交換を行ない、有益な結果のもとに終了した。

尚企業局よりの要望として

１．測量技術者の養成をしてもらいたい。
２．完成図はきれいに書いてほしい。
３．図面を解読できる職人を使ってほしい。
４．工程表は、現況に即したものと修正を敏速にしてもらいたい。
５．枯補償は期日までに間違いなく行ってほしい。

との申し出があった。　以上。

昭和48年８月

大阪府庁、大阪市役所、日本住宅公団大阪支所、大阪府住宅供給公社等に対し「旱ばつによる枯損補償について」の嘆願について、組合、協会名ををもって嘆願書を作成し提出し　。

阪神造園建設業協同組合
理事長　当麻　英夫
阪神造園業協会
会　長　当麻　英夫

旱ばつによる枯補償についての嘆願書

毎々格別のご芳情を賜わり深く感謝いたします。さてご高承の通り目下殆んど全国的に未曽有の旱ばつに見舞われており、特に近畿地方にありましては、その被害甚大であります。

私共業者は連日潅水につとめ、少しでも被害を僅少に留めたく努力いたしておりますが、到底およびつかない状態であります。

就きましては工事契約にもとづき枯死補償該当工事の被害状況を目下調査とりまとめ中でありますが、今年の如き天災的旱ばつの場合の枯補償につきましては、何卒特別のご詮議をもって免除下されたく御願申上げます。

迫って枯死状況調査完了の上は、取りまとめ調書提出いたします。

48年10月日本住宅公団大阪支所に対し、各社別施工事の枯損調書を作成し提出した。（気象状況の調査等を行ない）而して、枯損率10%以上に対して、一部免除の恩典に浴することが出来た。

旱ばつによる枯損樹木調書提出の件

緑化に関する諸事業増々進展の折柄、何かとご多忙中にもかかわらず日常は当組合並びに協会にも特別のご配慮とご指導賜わりますことを厚く御礼申上げます。

さて、去る８月旱ばつによる枯損補償につき免除方嘆願いたしましたが、この度関係各社の調査終了いたし調書をととのえましたので取纏め提出いたします。

何卒今年の特殊事情をご諒承下され宣しくご詮議の上減免下さるよう重ねてお願いたします。

日本住宅公団大阪支所に提出した業者名

㈱竹中庭園	三容興産㈱
㈱辻本龍松園	田中建設㈱
㈱明治園	植村高樹園
京阪神建設㈱	関西植木㈱
㈱昭和造園土木	田中造園土木㈱
内山緑地建設㈱	東光園緑化㈱
大阪支店	大阪支店
㈱三芳園	大阪緑地
大阪造園土木㈱	山手造園土木㈱
㈱植捨組	㈱小林植木
関西造園土木㈱	花豊造園㈱
植村造園土木㈱	尊農社緑地㈱
㈱青紅園	㈱小林造園

計24社

昭和49年１月

大阪府企業局外７部局長等に対し、物価高騰による工事費増額方お願の件について、陳情を行なった。

阪神造園建設業協同組合
理事長　当麻　英夫
阪神造園業協会
会　長　当麻　英夫

陳情先

大阪府企業局長殿
大阪府建築部長殿
大阪市公園局長殿
日本万国博覧会記念協会会長殿
大阪府土木部長殿
大阪府農林部長殿
日本住宅公団大阪支所長殿
大阪府住宅供給公社殿

物価高騰による工事費増額方お願の件

毎々格別のご懇情を賜わり深謝いたします。

さて御高承の通り、昨年10月以来の石油危機の影響は予想外に大きく物価の高騰は異常を極め、特に骨材、セメント、石材、コンクリート二次製品、陶管等あらゆる品種に及びひいては労務賃、運賃に至るまで軒並暴騰を来しております。

私共といたしましては、工事契約と同時に夫々材料の確保に鋭意努力いたしておりますが、最近は註文にも応ぜず既に契約中のものも何れも不可抗力の理由をもって値上げを申出でこれを承認しなければ納品や工事の施工を拒否いたしますので止むを得ず承認しなければならないのであります。しかも殆んど納品引換現金払いにて延払は受け付けず、完全な売手市場にて全く振廻わされている状態にあります。かくては私共造園業者は到底堪えられず、金繰にも困難致しております。

就きましては、現況御賢察を賜わり早急に実情に即した工事費に増額下さいますよう御願い申し上げる次第であります。

懇　談　会

昭和42年８月10日

緑化問題座談会として、キャッスルホテル７階会議室において、市政新聞社の主催にて、中馬大阪市長を囲んで緑化問題についての座談会を開催した。

出席者

主催者側　山本忠社長外
大阪市側　中馬馨市長、加藤一男公園部長
津野富士男緑化課長、
小林晋及係長
組合側　森俊一理事長・木村源次郎副理事長・金岡秀輔副理事長・坂上種博・富川武男、木山匡司・植村新市・竹中栄太郎・荒木芳邦各理事・稲沢辰次・辻本已之介各監事・木原五市主事

市政新聞山本社長挨拶ののち、中馬市長の御挨拶に始まり、終始なごやかに座談会を進め有益貴重な会合を終了した。

本座談会の記念として、中馬馨市長御揮毫の「千樹鳥聲」の横書額を頂載した。



昭和46年７月９日

今後の公園事業に関する懇談会として、造園会館３階会議室において、大阪市加藤一男公園部長を囲んで懇談会を開催した。

出席者

大阪市側　加藤一男公園部長・武貞一彦庶務課長・津野富士男緑化課長・入江重悦建設課長・赤瀬多佳雄東部方面公園事務所長
組合側　木村源次郎理事長・坂上種博・木山匡司両副理事長・西谷作太郎・阪上秀雄・当麻英夫・竹中栄治各理事・口丸伊一・富川武男両監事・木原五市参事

木村理事長挨拶の後、加藤公園部長の御挨拶があって、下記事項について、種々懇談を行ない、

加藤公団部長は、今後は市対組合の連絡を密にしてゆきたいと御挨拶があって終了した。

懇談会、懇談事項等

1．計画設計等に対する要(希)望等について。
2．造園業界の現状とその対策等について。
3．組合と協会関係について。
4．かし担保期間並に維持管理問題について。

1．計画設計等に対する要(希)望

(1) 計画設計等の際は、出来るだけ樹木資材の在庫数確認と、適正樹種の選定等を、考慮に入れていただきたい。

(2) 実施に当って、使用樹木等が品不足のため入手が困難であって、且つ価格が著しく高騰した場合の対処について考慮してほしい。

(3) 一般造成工事に対しての指名の中に、造園業者も参加出来るよう御考慮願いその措置を取ってもらいたい。

(4) 施工時期の弾力性について考慮してほしい。年度末集中工事発注をさけて、出来るだけ秋期、繰上げ施工の設計発注をしてもらいたい。

2．造園業界の現状とその対策

(1) 現在の造園業界は、各官公庁ともに、指名業者の数が大巾に増加しており、その中には無責任な者がいないとも言えないことがあって、責任ある工事の競争入札に支障を来すおそれもあるので、今後の指名にあたっては業者の資格等について、取捨選択を御当局にお願いしたい。

(2) 最近工事施工等に当って、業者側も多くの若い学校出身者を現場監督に使用し、その経験も浅い者があるので、御市監督者との見解意見等の疎通を阻害することも起り得るので今後意見交換相互研究の場を持つことによって円満遂行をはかり度いので、この点も考慮してほしい。

(3) 造園緑地工事等業界の発展向上について、一層の認識を喚起し、上申或は陳情等の活動について、御市の御指導と御援助をお願いしたい。

3．組合と協会関係

(1) 現在の指名業者中には、当協同組合員と、阪神造園業協会員（組合員を含む）と、その他業者とが含まれているが、これに対する御市のお考について伺いたい。特に2の(2)の問題等の処置その他の場合などについてのお考を伺いたい。

(2) 樹木その他資材等の在庫数、価格その他調査報告等について、今後の協力態勢についての御意見、問題点等をお伺いいたしたい。

4．かし担保期間並に維持管理問題

(1) かし担保期間が本年度より1ヶ年間となりましたことは、組合へ御通知をいただき、また契約条項承諾の上にて入札いたしておりますが、かつ担保期間中並にその後の維持管理問題について、御市のお考えを伺いたい。

(2) 維持管理工事を、単独部門として取り上げていただくことを御考慮願いたい。

昭和47年6月27日

公園事業に関する第2回座談会として、造園会館3階会議室において、大阪市加藤一男公園部長を囲んで座談会を開催した。

出席者

大阪市側　加藤一男公園部長・津野富士男緑化課長・西田吉弘北部方面公園事務所長・秋田豊企画係長

組合側　木村源次郎理事長・坂上種博・木山匡司両副理事長・阪上秀雄・当麻英夫・西谷作太郎・竹中栄治各理事・口丸伊一・富川武男両監事・加藤専務理事・池内吉一・池田邦寛各企画委員・田治六郎顧問・木原五市参事

木村理事長挨拶の後、加藤一男公園部長の御挨拶があって、下記事項等について種々懇談を行ない意見の交換があって終了した。

要望事項

1．土木工事と造園工事とを含めたものを1件工事として発注してほしい。
2．樹木の調査確保等に関して、相互情報を密にし、設計、工事等の円満をはかりたい。
3．樹木の規格について、設計の場合特に形状寸法を考慮して実情にあったものを使用してほしい。
(例)くす高4m、幹周り20cmの如きものは少ない。
4．工事に対する残土処理、残材等の処理、街路樹剪定等の剪枝残材の処分については自由処分としないで、処理捨場所の指示をしてほしい。
5．その他。

以上。

モントリオール万国博準備状況視察報告

関西植木(株) 会長　富川竹治郎

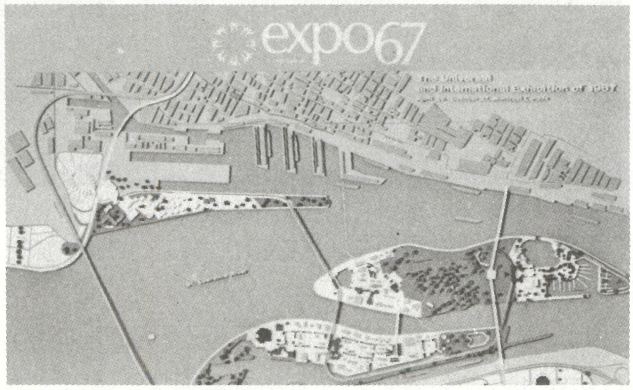

モントリオール全景

日本万国博覧会が昭和45年３月、大阪府千里丘陵に開催されることが決定したことから、大阪府では、42年４月からカナダのモントリオールで行われる万博の設備やその進渉状況を見学して来る必要ありと、大阪府会で議決され、当時の府会議長であった故酒井朋三議員を総団長とする視察団が結成され、関係の各階層の参加者が募集された。

その結果、一行37名ということになり、うち造園班は当組合の金岡養樹園社長、金岡秀輔氏を代表とする下記12社15名が参加することになった。

当組合関係視察団参加者

金岡養樹園　金岡秀輔、大阪造園土木㈱　植木巌、㈱中島青紅園　中島幸太郎、同西尾重二、㈱庭樹園　当内富三郎　稲治造園工務所　稲治　清、㈱植捨組　阪上秀雄、㈱昭和造園土木　坂上種博、㈱旭植物園　中西　登、荒木造園㈱　荒木芳邦、同　柳原寿夫、関西植木㈱　富川竹治郎、明治園口丸伊佐夫、㈱三芳園　田野春次、㈱岩辻園芸農場、岩辻忠兵衛

因みに、この視察旅行参加者は組合を代表しての派遣と言うことで、夫々に５万円宛の補助金が支出されたのであった。

日本からモントリオールへ

昭和41年11月20日、羽田空港で結団式。搭乗機はノースウェストの大型ジェット。北極回りでアラスカからシヤトルへ。

そしてニューヨークへ直行の予定であったがストのため、シカゴからエヤーフランスに乗換えてモントリオールへという行程となる。

何分にも初めての空の旅のこと、機中、色々と見聞を新らたにしたし、シヤトルでは日附変更で人生の１日をもうけた感を受ける。

ロッキーの雄大な山脈、広漠たる平野など、アメリカ大陸のケタ外れの広さを痛感。

11月20日、14時、シカゴ着、そして9000ｍの高空を快翹し、夕陽が沈み、夕闇が迫る頃、目的地モントリオール空港に安着した。ここではホテルローレンシヤンに投宿したが、2000人を収容し得るという豪壮さに目をみはる。

モントリオール市ではフランス系のカナダ人が67％、英国人が33％であるとのこと。

350年前当地はフランスの統治から英国に移った関係で、市中の看板、道標、トイレの標識に至るまで総べてが英、佛語の二重標示の方式となっている。

会場の見学に先立ってインデアンの保護地域を見学したが、凡て北方住民として一貫していることは、狩によって得た獣皮で太鼓をつくり、イヤホーのかけ声と共に踊る見世物で入場料を稼いでいることで、これは恰かも北海道のアイヌと共通するものがあるようにも思われた。ともかく彼等は一定の地区に収容され英国の保護を受けているとのこと。

モントリオール市長の公式訪問

この日の午後、事前打合せにより市庁舎に市長を公式訪問した。

一行は酒井団長と小山副団長（吹田市議会議長）関西植木㈱富川会長、経済春秋社の滑川建治君、通訳として大阪府外事課、前田駐在員の５名である。

市庁舎の堂々たる正門玄関で華麗な服装の守衛に案内され、直ちに応接間に通された。

待つ間程なく市長が現われ、自身「さあどうぞ」と公室に案内された。

正面の太い柱の上に十字架のキリスト像、その

前にカナダ国旗、ケベック州旗とモントリオール市旗が併立し、特に日の丸の旗が飾られていたが、これは我々の来訪に対する市長の配慮として深く感銘したのであった。

市長は50歳前後の見るからに意欲的な堂々たる体駆で人なつこいお人柄のように見受けられた。

前田駐在員の紹介で市長と握手を交し、日本万博の日本庭園建設工事を立派にやりとげたいと17名が揃って訪問したことを申上げると共に、小山吹田市議々長からは吹田市長からのメッセージを読上げ、携行の土産品を、また、大阪府会からの贈物が夫々贈呈された。

市長は「モントリオールもブラッセル万博に教えられたことが多大である。私も日本万博のため最大の助言をおしまない」と非常に好意的であった。そして最後に「私は未だ日本を知らないから万博が済んだら、是非 2～3ヶ月の予定で東京、大阪を中心に訪問し、日本万博への助言もしたい」とのことであった。

万博会場視察行

11月22日、この日は北国の冬には珍らしく快晴であった。今日の案内役にお願した前田駐在員は大学の後輩でもあり、成田さんと共に、佛、英両語に堪能なので心強い。

9時30分、バスでホテルを出発し一路会場の3つの島に行く。

会場はモントリオール市の中心街を流れるセントローレンス河をはさんで、2つの人工島とひとつのピアーから成っている。

人工島といっても、ひとつはセントヘレナパークとして古くから市民に親しまれており、このパークの両端を埋立てて拡張した訳であるが、会場構成のため、約2500万トンの土砂が運ばれて、総面積959エーカーの会場が造成されたのであるが、この規模はかつて世界最大のショーとうたわれたニューヨーク博においてすら621エーカーしかなかったのであるから、その大きさは更に大きく、この博覧会の特色でもあろう。

会場入口で守衛から厳重な注意があった。

セントヘレナ河の右岸には巨船が浮んでいたがこれらの内には日本の製紙会社のパルプ用の木材引取船が交っているらしかった。

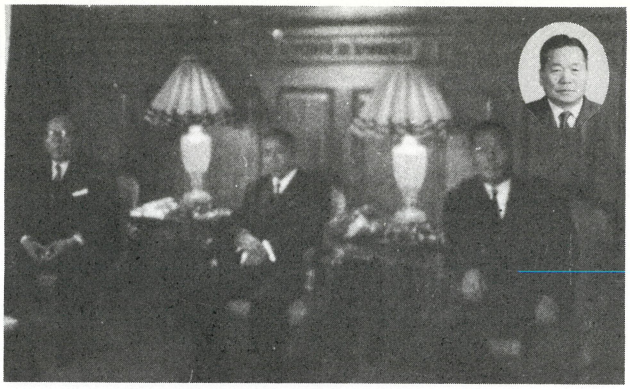

モントリオール市長訪問
（右から故酒井朋三大阪府議、市長、前田大阪府駐佐員円内は筆書）

日本館は9分通り完成していたが、最後の仕上げにかかっているという日本式庭園は、きっと人気を呼ぶことであろうと思った。

この日本庭園は現地在住の中島氏の考案設計であり、日本館は奈良正倉院アゼクラ造りを型取ったものでコンクリート造りのガッチリとしたものであった。

次に両者の概要を記述すると

日本館

設計者	芦原義信建築設計事務所
総敷地面積	5.449 ㎡
建築面積	1.403 ㎡
日本庭園	855 ㎡
工事施工者	本館建設
日本側	大成建設株式会社
カナダ側	JANIN CONST.

日本庭園

設計者	中島造園研究所
施工者	NORMAN & FRANK LANDSCAPE CONST.

特に日本庭園は、日本の正式参加表明当時からＥＸＰＯより作製方の強い要望があったので、石灯籠を日本から輸送するなど、中島氏の苦心による本格的な日本庭園である。

しかしながら、樹種、景石、石材等は思うように入手できず、苦心を重ねられた割りには日本庭園の妙味が発揮できなかった様な感じがしたものであった。もっとも、この時は未完成の時点のこと、完成後は立派であったようである。

諸外国の主な参加国は英国、ベルギー、フランス、モロッコ、西独、オランダ、米国、オースト

ラリヤ、ソ連、アフリカ諸国、アルゼンチン、ギリシヤ、ペルー及び日本で、庭園の出品は日本庭園のみのようであった。

翌11月23日はナイヤガラ瀑布の見学で名にしおう壮大なスケールに魅せられ、カナダとアメリカ両国にまたがる豊かな天然資源に歓声をあげたのであった。

市内観光と世界博跡地利用情況の視察

カナダを離れてニューヨークに向いヒルトンホテルに投宿。愈々最後の世界博の跡地利用の状況の視察であるが、翌11月24日は観光バスによる市内見学。

有名な摩天楼、昼なお薄暗い裏街、特に許されて入場した国際連合議事堂、その中に立てられている参加86ヶ国の国旗と諸設備が印象に残る。国連前に出ると、その周辺は緑をとり入れ、ヘデラのグラントカバーが目を引く。イーストリバーサイドパークの途中で小休止して車外に出ると、木々の梢から小猫大もあるようなリスの訪問。キャラメルを投げてやると素早くかじりながら梢に飛び去る。丁度、奈良公園の鹿というところで旅情を慰さめてくれた。



フランスパビリオン

さて、翌11月25日の大詰が世界博跡地の視察である。バスツアーの窓辺からは日本の住宅公団の団地のような集団住宅が去来するが、概して外装は茶褐色の一色のタイル張で変化に乏しいし、周辺に緑も少ない。

これでは多くの緑を取入れ還境整備に意を注いでいる我国の住宅公団の方が数等上だ。

世界博はある一会社が市の公園を借りて引受けてやったので、博覧会がすめば市に返還し、ヘリコプターの発着場と地球型の建物だけを残し他は公園に返すべく手直し中であった。

かくて一行は１人の落伍者もなく、モントリオール万博の造成工事の状況と世界博跡地の利用状況を見聞して11月26日、無事帰国したのであった。

尚、博覧会とその工事に関する意見や批判などは帰国後開かれた反省会で参加組合員諸氏の口述を収録することとする。

視察団の反省会

この催は帰国直後の12月６日、大阪国際ホテルで専門的な立場から該地視察の感想を語り意見具申と交歓の目的で開かれた。

日本万国博の建設工事に資するため極めて有効な意見が得られたことは幸である。

尚、この会では他の関係業者代表も列席されたが、ここでは参加した当組合員諸氏の発言要旨のみとした。

荒木芳邦氏　私は未だ整理が十分でございませんので、いま突然ご指名がありましたが、そのことについて十分意見が述べられるかどうかと思いますが、気のついたことを少々申し上げます。

先づモントリオールを見せて戴きまして、その地形自体は非常に晴々とした場所を選んだということを直感いたしました—と申しますのは、皆様ご存知のように、全域が水面に囲まれております。これは一大特色ではないかと思います。

大阪の場合も企画はまだ後程になると思いますが、あの中にある公園もまた、あっさりとした簡単なものでございますが、前の水面あるいは、あの地域としては、あれだけのグリーンで引立ったものの様に思います。

その他造園的な技術といたしましては、まだまだ、吾々の方がうまいのではないかと思っております。

次にこれらは余談になりますが、千里丘陵の万博敷地内の田圃の上土は永年肥料で肥えておりますから地型造りのときは、上土のみ別に積上げておかれて、植栽地の上土に使うよう心掛けて欲しいと思います。

岩辻忠兵衛氏　造園についてでございますが、浅い経験ですが、日本館の計画が非常によく出来

ておったということ。それに対して造園も非常によく出来ておった。つまり、時代をよく現わしておる。平安時代から今日までの日本の造園の歩みをあの小さな場に現わしておるということで、あの計画はよく出来ておった。

あれが内地であれば、材料が整えばまだもっと立派なものが出来たんじゃあないかと思いました。

次に総体的に見てみますと、あのカナダの広い面積を持つておる国として、各部分の館と館との間隔が狭かったようで、あそこに緑をある程度入れてゆけば、非常にやさしい感じを与え、立派なものが出来るのではないかと思いました。

また、あの土地は埋立地ともとからあった土地でございますが、日本万博の場合は部分部分の土質が変っておりますから、その点を注意しなければならないという風に思いました。

かなり万博は造園に経費をかけておられますが、日本といたしましては、日本特有の技術をだすため、種々のものを選定してされるよう考慮され、モントリオールに負けないような日本庭園を造り上げたいと考えました。

中島幸太郎氏　われわれの造園という部門は建設や電気と違いまして、その国特有の技術があるわけで、また、その国独特の技術を生かしてやりたいが、モントリオールの造園をつぶさに見せて戴きましたところ、あの国は日本と違って、樹植が少ないので非常にやりにくかったと思いました。まだ完成しておりませんが、あの国はあの国なりにあの位のものじゃあなかろうかと感じました。

日本の国といたしましては、吾々造園界の皆様も同様かと思いますが、モントリオールに負けない日本特有の技術を生かして、各部門の調和をはかりカバーしてゆきたい覚悟です。

阪上秀雄氏　大体、私達がいままで工事をやる場合、建築、道路の竣工が同じ日であると言うために、この仕事はこうしておかねばいけないというのに出来ない状態にあるため、万止を得ず粗雑な工事が出来上るという例が多かったわけです。例えば、建築が仕上って私達が材料を搬入しようとすると、道路の舗装にかかる場合の出入は禁止だという風な状態で、私達はいじめられるわけです。

ところが、向うの場合を見ましたら、その道路が狭い道であっても仕上っておれば舗装にかかっている。出来上るところから逐次舗装をやるものはやる。その外、片付けるものは片付け、非常に順序よくやっている。

こちらでも是非計画を立ててやって戴きたいということです。何分植木のことでありますので、移植するため根廻しをしておかねだならないが、あちらでは何年も前からそういう計画を立て準備をしておられる。

吾々は万博が大阪でやられるという発表を聞くとすぐ有力な業者を20何社か集めて造園協会を設立し、そのため各社から相当な金を出して準備資金をつくり、万博協会にも色々と相談し、東京に走り、附近の我々業界の組合とも話をつけ、出来るだけの支援をしていただき、また、我々も九州、四国と走って相当な資料を提供してあるし、資金も銀行に寝かしてあります。

最初議長さんが言われた通り協会は寄合世帯である。責任というても話が８分まで出来上ったかと思うとまたひっくり返えすという状態で、今年の６月から根廻しせないかんというていたが、７、８、９月もすみ、12月となった今から葉のあるものは根廻しせよと言っても出来ない。来年の５月頃まで待ってもらわねばならないと言うことになっていますので、先に議長さんが言われたように、協会の方で元の筋を通してもらって戴きたい。

何分にも樹木というものは生物でございまして、すぐ建物を建てるようなわけにはいきませんので、成可く早く設備なり、それに対しての準備をする。もっとも、小さいものは何時でも樹植ができますが、大きなものではどうしても２年なり３年なりは期間が無いと移植が出来ませんので、そうして戴きたいと思います。

稲治　清氏　私達はパッといってパッと帰って来たので今、批判するのはおこがましいと感じていますが、先程議長さんが、日本万博は基本線が出来ていない。肝心の基本線ができておらないものですね。末梢の批判をしても早いのではないですか。それよりもまず我々が総力をあげ、成可くこの基本線の確立をしてもらって、これに基づいて我々の専門的な意見を具申してゆくよう進みたいと考えるものであります。

我々造園の専門家として色々意見がありますが

今申上げるのは早いのではないかと思います。今、急速に基本線を確立してもらうのが第一ではないかと考えるのであります。

金岡秀輔氏　モントリオールの会場は周囲水に囲まれた自然の島に埋立をやり環境のよい場所でやられることになっています。

造園につき、丸１日見せて貰ったが、我々が見て大体の構想がよみとれたかの様に思います。日本といたしましてはモントリオールのあれを必ずしも見習うべきではないと思います。日本のムードをはっきりと会場に現わしてゆきたいと思うのであります。

あの森林公園のような場所に会場を設ける場合に立派な土地ができるのではないかと思います。それで我々は日本独自の立場でやらねばならぬと考えております。

あちらはあの国として可成り費用をかけておられる如く思いましたが、日本と比較して面積も少ないように思われました。

あれで向うはむこうなりの精一杯しているのではなかろうかと思います。それに、日本館のやられている造園工事は、あの樹木をもって造園されたことは可成苦労されたことと思います。何分にも日本的な仕組、構想ではあるが、樹木がそれに適合したものが無かった為、我々が見て苦労したなと感じました。

坂上種博氏　行く前に考えておりましたことと現地へ行きましてからの私の考えに差はあったのでございますが、日本の建設現場においては先程もおっしゃっておられる通り、道路が最後の仕上げになり、それから下水管が入る。

かような状態において我々造園工事が少ない日数でもって完成することを非常に不安に考えておったのであります。

そこで、向うでやられる工事がいかようであるかと頭においていたのですが、あにはからんや、私の思いが外れ、道路が完全に整備されまして、その後において造園工事が施行されておる。こういう事は我々の考え方と違ったことで、私の得ようとした事が得られなかった次第です。

日本に於ては、ひっくり返った中で植栽工事をやる。向うは片付いた中で植栽工事をやっておった。こういう工事を見て、それともうひとつ、芝



カナダパビリオン

生を十二分に使って、日本ではやり得られない急勾配の所でも芝生を張っておる。もちろん向の方は品種は違いますけれども、その芝生の中でも１種の芝生を栽培せず、色々な品種を交ぜて栽培し、そして年中といってもよい程青くなるような芝生を栽培していると言うような事を見受けたのでございます。

何分にもその芝の栽培を聞きました時に、矢張り事前に設計が行われ、３年前に芝の栽培をやっていたと聞いております。

日本ではそのようなことは東京オリンピックでは一応、芝の確保もされておったらしいのでございますが、大阪の会場の万博協会においてはそういうことは全然できていません。

そういうこととまづ品物を作る。先程も言われていましたが、植木の根廻しをするにしても、あと３年半しかないのですから、速かに総部の計画設計を終ってもらいたい。

結局、私が最後に思いましたのは、困難する中の工事は見られなかった。余りにもその計画が行届いていたということでございます。

植木　巌氏　まず第１に忙しかったことです。会場の印象は立地条件に恵まれていること、運営している機関が充実していること。

しかし、工事は遅れている様に見掛けたこと、それから人夫なんかが働かないこと、造園工事の手法なんか簡単で悪く言えばお粗末な分が多かった様に思います。

しかし、グリーンタワーの点は仲々よかった。千里は土なんか向に比べると条件が非常に悪く、詳しい事はわからないが問題になると思いますので考えなければいかんと思います。千里は千里と

してオリエンタルのものとしてやって行きたい。

田野春次氏　モントリオール市の中の公園ですね。あそこの中の緑を十分に活かしてやっていることは良いことだと思います。

大阪でも今度の造成工事をやられるとき、成可く植物を傷めないように残してやって頂きたい。カナダの方は５年も前から色々な工事を着手してやっておったといいます。

大阪ではあと３年半しかないので成可く早く仕事が出来るようにやってもらいたい。

向うで感じた事は植木の根鉢がとても大きかった。日本はうんと鉢を締めているから小さい。向うは機械を使ってやっているから大きい。それは考えねばならぬと思いました。

富川竹治郎氏　設備費の内の植栽費は邦価にして20億円を費して緑の美化に意を注いでいることは意を強くし、セントルイス河の人造島として設けられた会場なる為、天然の樹木のない処に緑の配慮には感心しました。更に10億円位出費すれば立派な会場になると思いました。

結論として、ブラツセル博に次いでモントリオール博を通じて緑化、殊に日本庭園は呼物のひとつに挙げられているところから、日本博の出物たる日本庭園は世界中の話題の中心の様でした。

日本政府も昭和の名庭園として後世の造園史上にその一頁を飾られる立派な庭園を出品するため、建設省の専門官、大阪府、大阪市の関係者は打って一丸となって計画に設計に取組んでおられることと信じます。

そこで、これが施行に携わる京阪神在住の造園業者、特に今回の視察団一行の方々が中心となって、技術と豊富な経験とを傾注して昭和の名庭園を仕上げねばならないと覚悟されることと思います。

西ドイツ連邦共和国造園組合員（Ｂ．Ｇ．Ｌ）の日本造園研修旅行団を迎えて

㈱京阪神グリーン代表取締役　木山　匡司

昭和46年10月３日から９日まで７日間にわたって、西ドイツで造園を営む人達、施工業者、設計家、樹木栽培業者、造園組合の役員及びその夫人達60余名の団体が来阪した。

団長のＢ．Ｇ．Ｌの会長、ギュンター・ローデ氏を初めそうそうたるメンバーであった。

この人達は、荒木造園㈱の荒木社長が所属する日本造園設計家連合の紹介で、彼等が来阪の節はよろしくとの申込みが私達の組合にあり、その場合には荒木氏と私とが組合を代表してお世話することとなったのであった。

一行は約１週間大阪に滞在し、その間、私達は組合員の若い技術者達を同行して交歓した。そして大阪城公園、浜寺公園、堺泉北臨海工業地域の公害防止緑地、泉北ニュータウンの造園工事、造庭工事の現場、京都、奈良の日本庭園の数々と随時案内し、感銘を受けたものであった。

然し乍ら一行のスケジュールに入っていなかったエキスポ70の日本庭園を案内し、ホテルでその造成の開始から完成迄のフィルムを発表、田治六郎日本庭園主任設計者の説明を聴き、殆んど全員が再度日本庭園の視察に行ったのである。

そこで彼等が驚いたのは、この多くの樹木を短期間に、どうして集めたのか。

この自然の滝、自然の流れをどの様にモデファイしたのか等、日本造園技術の巧さに感心していたのであった。

そして団長以下全員が、昭和48年４月から９月迄行われる造園博覧会及びその期間に開催される国際会議に是非参加して欲しいとの要請を受けた。

私達は、必ず西ドイツでの再会を約し、大阪国際空港に一行を送ったのであった。

西ドイツと欧州造園研修の記

(株)京阪神グリーン 代表取締役　木山匡司

昭和48年９月９日から25日までの15日間、私達組合員を中心とした有志が旅行団を結成して、西ドイツを主とした欧州造園研修の旅に出発した。

この旅行は別項に詳録した西ドイツの造園組合60名の一行が来日、荒木造園㈱の荒木社長と私とがその案内役を担当したことがきっかけとなって実現したものである。

それは昭和48年９月13日に行われる全西欧州造園国際会議への参加と同年４月27日から10月７日までハンブルグで開催される全欧州国際園芸造園博覧会への招待であった。もっとも最初は荒木氏と私両夫妻の招待であったが、丁度よい機会であることから組合を中心とした同志の方々に広く参加を勧誘してこの旅行団が結成されたのであった。

次に参加メンバーを記録しよう。

組合員

稲治造園工務店	技　師	海山　家隆
㈱植捨組	専　務	阪上　秀雄
植村高樹園	代表者	植村　清一
内山緑地建設㈱	技　師	内島　洋三
㈱京阪神グリーン	社　長	木山　匡司
		木山　治子
㈱昭和造園土木	取締役	大島　定正
㈱関造園土木	社　長	関　春夫
		関　好野
田中造園建設㈱	専　務	田中　弘
㈱田中造園土木	社　長	田中　正一
㈱竹中庭園	専　務	竹中　栄治
		竹中　妙子
㈱庭樹園	社　長	当内　勲
阪急園芸㈱	技　師	藤原　勲
富士造園土木㈱	専　務	金岡　昭雄
㈱明治園	専　務	口丸伊佐夫
		口丸　博子
阪神造園建設業協同組合	専務理事	加藤亮太郎

協会員

㈱小林造園	取締役	小林　弘明
		小林　和代
㈱サトウ花園	専　務	佐藤　博
松美園	代表者	松本　博
日産緑化㈱	社　長	岩崎　寛治

その他

大阪府立園芸学校教員		吉田　得治
園芸業	代表者	金岡　照章
阪急交通社		村上　英哉
		他１名

以上28名が参加した。

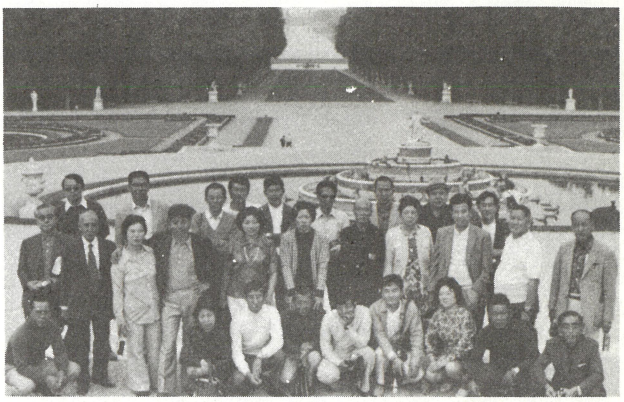

研修旅行に参加した一行（ベルサイユ宮殿にて）

この旅行の計画立案、特に西ドイツ連邦共和国造園組合との西ドイツ国内のスケジュール等については、ゲルハルト・ベーメ氏と私が約１ヶ年前から10数回に亘り交渉を重ね漸く実現にまで運んだが、その他のスケジュールは㈱竹中庭園専務竹中栄治氏にはかり私達にいちばん適合した旅程をつくるべく種々相談を重ねたのであった。

その結果、この旅行の交通機関、宿泊、雑務一切は㈱阪急交通社神戸営業所へ、また、航空会社は西ドイツ航空ルフトハンザ航空㈱神戸支店に依頼した。

９月９日

午後４時、大阪国際空港に集合、組合理事長はじめ幹部、また多くの人々の見送りと激励を受け、勇躍東京国際空港を経由して西欧に向け飛立った。

アラスカのアンカレッジ空港で小憩後、西独フランクフルトに直行、約17時間の空の旅である。視界に入るのは北極国の巨大な雪の山脈ばかり、動くもののない大自然の果てしない大きさを感じるだけであった。

東京国際空港出発が午後８時でフランクフルト

空港に着くまでは夜ばかりであるが、アンカレッジから北極海の空は薄暗い白夜がづっと続いていた。

9月10日

早朝7時過ぎにフランクフルト空港着、時差ボケで重たい身体を貸切バスに身をゆだね、最初の訪問地ハイデルベルグに向う。

よく整備されたアウトバーンを120㎞位の時速で走っても、そんなにスピード感はない。約3時間走って古城の多い落着いた町ハイデルベルグに到着した。

ゆったり流れるライン川の支流に沿った古城を見物。地下の酒倉みたいな所では、うまいと定評のあるワインを一杯飲んだが評判ほどではなかった。

古城の壁にはアイビーが一面にはっており、また、庭園のグランドカバーもイングリッシュアイビーであった。

赤い屋根と白い壁のオモチヤの様な家、それと所々にそびえる茶色の塔が多い町。

そして、小高い山と古い城とが河の流れにうまく調和された小さな町だと記憶している。

ヨーロッパ最初の一夜はこの町から始まった。

皆、なれない長時間の旅の疲れもないのか、元気に逍遙していた。

華やかな格好のアメリカの観光団も大人数の団体で見物しているのに出合う。

9月11日

ハイデルベルグの小さなホテルを午前9時頃に出発。貸切バスでライン下りの町ルーデスハイムに到着。町の中には赤いサルビヤの花が家々のベランダのボックスにも、窓の下の小さな庭にも沢山植えられていた。

ここの船着場から500㌧位の観光船に乗船、のんびりと川下りを楽しむ。オモチャの様な小さなお城が沢山ある。可成の急斜面がブドウ畑で蔽われていた。

ライン川の風景はテレビのコマーシャルで度々お目にかかる、あの通りであるし、ローレライの唄で有名な岩山のそばを通過したが宣伝程でもない。それよりも、船中で一緒になった女子中学生の一行の方がずっと素晴しかった。私のつたない英語で結構話合えた。彼女達は快活で日本の女学生の様な野暮ったい服装はしておらず、人形さんの様に美しく、かつチャーミングであった。

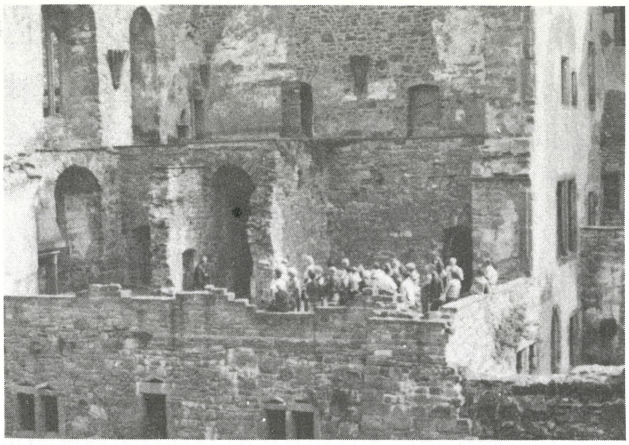

ハイデルベルグの古城

そして、決して自分の国をジャーマニイーとは言わず、ドイチェランドと必ず言っていた——それは彼女達の祖国に対する誇りであろう。

ラインの流れは非常にきたなく、むしろ淀川の方がずっときれいである。

ルールの工業地帯を控えた西ドイツ経済の中枢を貫通する大動脈ゆえ、致し方ないと思うが、期待はずれであった。

センドゴアで下船、バスでケルンに到着したが第二次世界大戦で殆んど破壊されたこの町も、近代的な新しい街に生れ変り、清潔な都市との印象が強く残っている。

ケルンのホテルで西ドイツ造庭園組合のギユンター・ボート氏が待って居られ、明日からの行程を話合った。

9月12日

ギユンター・ボート氏の案内でケルン郊外の公園の中にある貸農園を訪問した。

我国のそれは5.0～9.0㎡位の小さなものが多いが、ここのは2DK位のセカンドハウス付の立派なもので、広さは約200～300㎡位の可成りの面積であり、平家のハウス150～70㎡位で山小屋風に造られていて如何にも快適な生活ができそうであり、休日が多く、家族中で花をつくり、野菜を栽培し、木を植付けており、非常によく整備されていた。所々の広場にチェスや色々のゲームをする設備も設けられていた。

午後からケルン市郊外の新設住宅団地の工事現場を案内してもらった。

日本でいえば住宅公団の団地か公社住宅といった所で、建方も緑地も日本と殆んど同様の配置と思われたが、建物の内部は入ってみなかったのでわからなかったが、全体にゆったりとした感じであった。

そして、子供の遊び場などはかなり考慮がなされ、遊戯器具類は安全性と、コンクリートや鉄骨、パイプなどの冷たさを避け、更に親しみ易さを増すために木製としたとの説明であった。

また、緑地や植樹等のスペーシスには必ずピートモスを耕込むよう施工していたが、これは、西ドイツ一帯の土壌がアルカリ性が強いため、P、Hを中心近くに調整するのと、降雨量の少ない土地なので土壌の有効湿度を保ち、樹木の生育上好環境をつくるためであるといっていた。

ピートモスは西ドイツ北部、オランダ、ポーランド等に多く産出され、わが国にもポーランド、ソビエト、カナダ等から大量輸入しているものである。

この団地は未だ植栽はしていないかったが、高木は落葉樹のプラタヌス、セイヨウトチノキ、ボダイジュ、カエデの類等で、低木としては花木、草花を植栽する様である。

設置されている機械類も我々の使用しているものと殆んど変らない。

ただ気のつくことは作業人員が極端に少く、従って活気に乏しい。これは工期を充分にとっているためで、これまた、国民性ともいえよう。

作業する労働者は大部分出稼の人たちである

技術者監督員はドイツ人であるが、その他現場作業員はポーランド、南の人達で、わが国の様に国内の農家の出稼の人達ではない。陸続きの大陸故にそうなったのか、西欧先進国では大体この様な傾向であった。

しかし、その半面、彼等出稼の人達の住居区域がスラム化し困難な社会問題になりつつあり、頭を悩ましているとの事であった。

ケルン市内の周辺部に第2次世界戦争の空襲で市内は瓦礫の山となり、それを片付けて滞積したベルトがあるが、戦後27～28年にもなると自然に草が生え、木々が繁り鬱蒼たる都市樹林を形成していた。これにより時間と自然の作りだす植物の生命の力強さを改めて感じたのであった。

市内道路は広く、人々は実に大きく活動的であるが、私は西欧の諸国の都市を見聞し、一番清潔でエネルギッシュで明るい都市の印象を受けた。

ホテルの附近のライン川沿に設けられたリバーサイド公園の朝。それにケルンの中心に焼残った大きな古い教会の高い塔の美しさが今でも忘れられない。

夕方、ケルン空港から約50分位でハンブルグ空港に到着した。西独一番の大都市である。この日の夜は大分旅行になれてきたせいか、みな、ハネを伸ばし始めた。

ハンバルグの夜の盛り場は大したもので、日本では余り見られないショーや大人のプレイタウンもひと通り見せてもらった。若い人の中では大分〝国威を発揚〟した人もいるらしい。

実に大胆で賑やかな国際都市ではある。

日本の「バンザイツアー」の旅行団も沢山訪れ、日本人はなかなか人気者である。

私達もリラックスして、ハンブルグの大人の夜を過したが、特に「サムソンどデラリィラ」は強く印象に残っている。

9月13日

Ｉ．Ｇ．Ａ　ＨＡＭＢＵＲＧ．73の見学日である。これはヨーロッパで10年ごとに行われる国際園芸博覧会で、各国の庭園のモデルも出品されていたが、その一部に日本庭園の小規模のものが出展されていた。

開催場所はハンブルグ市の中央部にあるプランテン　ウム　ブローメンの中の公園で、４月27日から10月７日迄、約５ヶ月半位の期間開催される。

花壇の展示、園芸コンテスト、庭作り等、園芸に関するすべてを網羅し、会場の全地域は殆んど色彩豊かな季節の草花で覆われていたが、個々の施設等は技術的に優れたものとはいえなかった。しかし、公園内施設と樹木、芝生の配置は好適で、手入れが非常に行届き、枯れかけている様な草花は全くなく、見物の人達に目立たぬ様、ガーデナー達が良く手入し管理していた事に深く感銘した。

特に私が感心したのは色彩感覚の豊かさと丁寧な仕事であった。これは道路の石張の仕事、噴水の仕事、植栽の仕事その他施設全般に言えることである。このことは、ともすると利益追求のみに

汲々としているわが国の造園界の人達にいえる事だが、このままでは欧州の造園家達の後塵を拝する事になるのではないだろうか―ふとこんな事を思ったのであった。私のこの旅行を通じて日本の若い技術者達が進んで外国に行き、その良い点を学び、取入れ、スケールの大きい造園を体得して欲しい。年寄などが出かけても古い感覚で物覚えも悪く将来性に乏しいこと等から、ぜひ若い人達が行くべきだと痛感した。

かくて私達はＩ．Ｇ．Ａを一日ゆっくり見学したが、引続き私と加藤専務理事と吉田徳治氏の三名は隣接のコングレスホールで行われた全欧州の「2000年の緑の環境」というテーマの会議に出席した。

これは西ドイツ、フランス、オランダ、ベルギー、デンマーク、スカンジナビヤ諸国、オーストリア等の造園関係者、学者、行政者等の集りで、悲しいかな日本語の同時通訳がなく、同行した余りうまくない女性通訳からその大要を断片的につかんだだけだった。

その概要は公害防止のための緑化の問題、街路樹の問題、都市の環境改善等で、何れも熱心な討論が交わされていたのであった。

日本の都市に比べ、数段緑化の進んでいる国々で、なおかつ、この様な環境改善が熱心に取上げられていること。私共はやっと都市の緑化が代議士や府県議員や地方自治団体の市長の選挙のお題目になって来た現状を見る時、片身のせまい思いがしたのであった。

特にこの会議に参加した日本人代表としてぜひ挨拶して欲しいとの要請が議長からあったので、私が挨拶を行い、英語で通訳されたが、その要旨は下記の通りである。

「先程紹介されました日本において、造園業を営んでいる木山です。私達が〝2000年の緑の環境〟の第６回国際会議に招待されたことを同僚一同にかわり厚く御礼申上げます。

現在、日本は経済の急激な発展に伴う諸公害の防止に懸命に努力していますが、私達造園家一同もその一翼を担っております。

そして行政機関も業界も、国民一同は、やっと緑の重要性に気がついた次第です。

思えば、少々遅きに失したきらいがあることを反省しております。

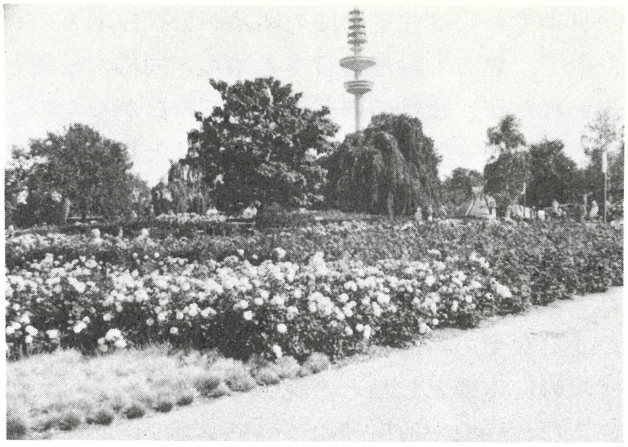

Ｉ・Ｇ・Ａ HAMBURG 会場の記念塔と花園

今のところ、私達はヨーロッパのうち、西ドイツ連邦共和国のみしか旅行しておりませんが、その緑の環境が良く整備されていることに、同僚一同皆感心しております。おそらく、これから行く所のイギリス、イタリア、スイス、フランス、オランダ、デンマーク等みな立派な整備が行われていると思います。

私達は政治家、行政指導者ではありませんが、緑の環境を造る者の一員として、我々の研究を通じ、緑のある重要性を強調し、少なくとも2000年には欧州諸国の緑の整備の域に達し、皆様と肩を並べられるよう努力をせねばならぬと存じます。それには種々の困難があると思いますが、それを乗越えねばなりません。

日本人は他国のまねをするのが上手だとの定評ですが、このことは大変良いまねだといえるでしょう。そしてその素晴らしい緑の環境を造るには、欧州のみならず世界の緑の環境づくりに関係のある皆様の協力、すなわち、情報を伝達、技術の交換が為されねばなりません。私達は祖先の残した素晴らしい自然をより良い姿で後世に残すことが我々に与えられた義務であると思います。

それ故に第６回の国際会議に招待を受けたことは、日本の私達にとって素晴しいことでした。改めて御礼を申し上げます」

1973　9　13th

at , HAMBURG VI CONGRESS

M,　Kiyama

会議終了後、会場に参加した人々に我々の施工したエキスポ70の日本庭園造成のフイルムを発表

し絶大な感銘を受けたのであった。

因みに、帰国後、B．G．L．会長のギュンター・ローデ氏から次の文面の礼状が届いた。

「我が親愛なる同志の木山氏及び皆様へ

私はあなた方がハンブルグの会議中を訪問して下さった事を心から感謝せずにはいられない気持でいっぱいです。

あなたが1973年度のB．G．L主催の第6回ヨーロッパ造園会議に参加され、ご挨拶を頂いたお陰で、会議は最高調に盛上りました。私達はあなたの訪問を通じて培われた深い友情が遠い距離を乗越えて、これからも保ちつづける事を切に願っております。

あなた方は私の組合に立派な贈物を下さいました。私達は末永く大事に飾っておきましょう。そして、それを見る度にあなた方の友情を思い出すでしょう。

私はあなたがヨーロッパを旅行して、よい印象や多くの有益な専門の対象を視察することが出来たと思います。そして元気で本国に到着されたことと思います。

私はいま一度旅行参加者、とくに、加藤専務に心から感謝と好意を贈りたいと思います。　敬具

1973．9．25th

Günter　Rode

そして、その夜は欧州造園国際会議に参加された各国の人達と一緒に私達全員がエルベ河畔の高級料亭、Süllberg　Restourant に招待されたのであった。

そこでは私達が今まで体験したことのないスタイルのパーティーが待っていた。

ドイツ料理の素晴しさ。その質量の豊富さに、いささか辟易の体であった。

席上、阪上氏が日本から持参したお城の置物を会長のギュンター・ローデ氏に贈呈した。

かくて各国の仲間達、婦人達を交えたダンスパーティーに移った。国際色豊かな雰囲気に初めは固くなっていた我々も何時の間にか舞踊の輪の中にとけ込んでいた。

思い出深きエルベの一夜ということである。

9月14日

ハンブルグ市内の造園会社をギュンター・ボード氏の案内で訪問した。社名は記憶しないがかなり大規模な土木造園建築を手がけており、そこの社長も同行して施工中の団地建設の現場を研修した。

スタイルはケルン郊外の団地と同様だが、少々高級らしく、建物も10階以上の高層、5～6階建、3～4階建とバラエティーに富んでおり、沢山の家族が入居していた。

植栽中の樹木は常緑樹ではヨーロッパのマツ、ツゲなどが多く、大した植栽は行われておらず、落葉樹はポプラが多数、ニセアカシヤも多少植えられていたし芝生は牧草で管理は行届いていた。

ここで特に感心したのは遊戯施設で、安全性に重点をおき、特に我国の児童遊園によく見掛ける「石の山」の露出部分を合成樹脂のウレタンでコーテングしているのには驚いた。

また数々の器具類も殆んど木製にし、その木目等をよく表わし、思い切ったデザインで子供の興味をそそる様設計されていた。

これに反し、樹木の支柱等は強風が吹かないせいか簡単のものが多く、その据付方も未熟であった。

団地を出て空港に向う途中、高級個人住宅街をバスで通り、車中からその造庭状況を見たが、低い垣とモミ、ピッシヤ等の針葉樹が多く植えられていた。

日本のような高いブロック塀などは殆んどなくすこぶる開放的である。

西ドイツでも一戸建の住宅には仲々手が出しにくく高価であるとの説明であった。

9月15日

14日午後8時頃ロンドンのヒースロー空港着、ホテルに入った。

ホテルの夕食は誠にまずい上、鬼婆みたいなウエートレス——こんな食事は初めてだ。

大英帝国と申し上げたい。

話はちょっと昨夜にもどるが、ハンブルグ空港からロンドンのヒースローに着くまでの機中のこと。2人のイングランドの紳士？が指定席なのにその席の隣にナイジェリアの人らしい皮膚の黒い青年がすわっていると、その定った席には行かなかった。

そこで私達夫妻はその隣に座ったが、青年は誠に堂々たる態度の人だった。

かつて、世界の7つの海を暴力で征服したKing

of KjngGlory のみを今も追いつづけている英国人の実態をはっきりと見せつけられ、夜は夜で豚も喰わない様な食事を出されたのであった——勿論、私は一箸も口に入れなかったが。

今から30年前、南太平洋のシンガポール沖で第2次世界戦争中、私は日本海軍航空隊のパイロットとしてイギリス空軍のスピットファイヤー戦斗機と一騎打をして南の涯に死斗したこと。そして勝利を得た事を鮮かに思い出した——私の18歳の頃だった。

しかし、相方共命をかけ、撃落した私が勝ったのだから、こんな事も書けるのだ。

私は素晴しいD、C、9 の航空機の座席で隣のイギリスの紳士を見ながら、若かりし頃を思い出したのだった。

午前中、ウエストミンスター寺院を見、バッキンガム宮殿のショウと化した衛兵交替のセレモニーを見た。日本と同じ様なお目出度い人達の多い国だとつくづく思った。

午後、国立植物園、特に世界最古のキューガーデンを見学した。

ここはイギリスでの今迄の不快感が一度に吹き飛んだ様な見事な植物園であった。

美しい多種のバラの花壇、立派な温室、広く豊かな樹木園。僅か2～3時間では充分廻れなかったが、これだけはイギリス人達が思い切り誇ってもよい所であろう。

今一度ゆっくりかけて充分見たい気持でいっぱいであった。

9月16日

午後の飛行機でパリーに行くので午前中、ロンドンのテームス河の周辺を散策した。

あいにく小雨が降っていた。夏の終りであってもロンドンは肌寒い気候だ。

老人夫婦が冷いベンチで傘もささずにレインコートで雨をさけながらパンを喰べているのに出くわした。老人福祉の見本のような国であっても、物質的には満されても精神的には何か不足した人達もいるのではと私達夫婦も考えさせられることが多かった。

帰りにもその老夫婦はそのままの姿で座っていた。

そのうしろにあの大戦にも被害のなかったビックジョンの愛称で呼ばれている国会議事堂の大時計の偉容が余りにも美事な対称で小雨の中に聳えていた。

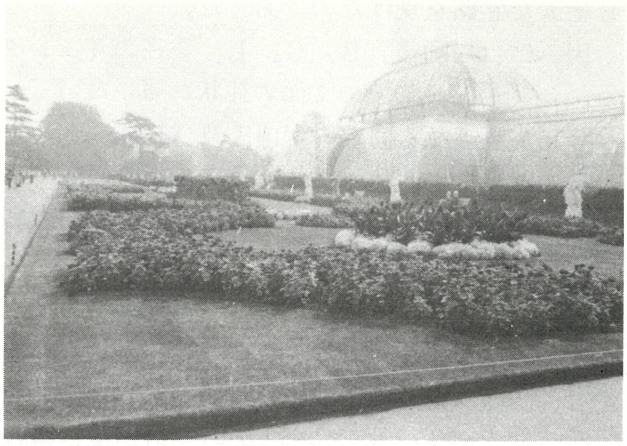

キユー植物園の大温室と花壇

ロンドンからパリーのオルリー空港へ、そしてクラリッジホテルに着き小憩後、バスでモンマルトルの丘、サクレクール寺院からパリーの中心、コンコルド広場、オペラ座などの観光ルートを廻って投宿。

9月17日

午前中、ベルサイユ宮殿、ノートルダム寺院など有名な所を廻る。ベルサイユ宮殿の庭園は絵で見る通りの幾何学式整型の様式で、ポイントに立つ三角円錘型の樹木はイチイの類、縁取の刈込はクサツゲに似たボックスツリーの類。それとサルビアやバラで花壇が植栽されていた。

宮殿内部に展示されているルイ王朝時代の絢爛豪華な絵画、彫刻、調度品などが昔のまま大事に保守され、我々の目を楽しませてくれた。パリーの町は世界各国のおのぼりさん達でいっぱいであった。

午後、私達は小人数のグループでルーブル博物館を見学した。入った所にミロのビーナスが目の前に、その他有名な彫刻が数多く展示されていたが、モナリザの絵画など、意外に小さいのに驚いたくらいだったのに比べナポレオンの騎馬の絵などは大作で所狭しと並んでいた。そしてミレーの絵画だけでも何十点もが飾られていた。

ルーブルを普通に見ても1日はたっぷりかかる様に思われた。

9月18日

午前中、パリー効外のパンセーヌの森に行った。パリーの街から車で20～30分の所にあり、200～

～300 ha の公園である。

有名なのはヴロニューもそうだが、街全体が公園の様なパリーなのに、郊外にもそんな緑地がある。

それは冬の永いヨーロッパの人達は通常、ほとんどがアパートの様な集合住宅に住んでいるので永い冬が終ると広い緑地を求めたくなるのは当然であり、この様な大緑地の出現を見た原因でもあるのだろう。

このバンセーヌ公園も 300ha 位の面積で、池あり森あり、バラ園、花壇ありといういたれりつくせりの設備である。

変っていたのは、公園の中でセカンドハウスの展示販売をしていたことであった。

それらは 150～ 200㎡位の１～２階建の家で、大体日本円に換算して1000～1500万円位の金額だった。

この公園も１日ではとても全部廻れそうもなかった。

午後には有名なヴロニューの森を尋ねた。

パリの中心、シャンゼリーから車で20分位、面積 300 ha 以上、森の周辺は市街地である。型式はバンセーヌと同様だが、園内に植物に関する植物館があった。

森林も針葉樹林、広葉樹林をうまくまとめてあった。広い園内に孔雀などの鳥類やリス等の小動物が沢山目についたが、我々が近づいても、物おじしなかった。

ガードナー達がローンモアーで芝生の刈込をやっていたが、これは我々と同様な機械で同じように管理していた。しかし、機械そのものは非常に頑丈のように見受けられた。

パリーの大公園では、日本人の団体には会わなかった。

ここに来ている人達はピクニックにでも来ているかの感じで家族、恋人達、本を読む人、昼寝に来る人など様々。ゆったりと１日楽しんでいる様子で、日本の名所のような人ごみ、ほこり、紙屑、空缶といった現象は皆無である。私は欧州15日の旅の間、靴のホコリを１度も落さなかった。

それと空気が乾いているせいか飲物が非常にうまく思えた。

９月19日

パリーのリヨン駅発午前10時。スイスのローザンヌ経由、イタリーのミラノ行国際特急列車〝ＴＲＡＮＳ　ＥＵＲＯＰ　ＥＸＰＲＥＳＳ〟「ＴＥＥ」に乗車、ローザンヌ乗換でジュネーブに向った。Ｆｉｒｓｔ　Ｃｌａｓｓの車輌は実にゆったりとしている。

私の仲間と、あとは７～８人位しか乗車していなかった。

パリーを出てローザンヌまで約５時間。僅かな小丘はあるが殆んど平坦な平野は畑だが、その中をポツンポツンとトラクターが動いている位で、農作業の人達の姿はなかった。畠、森林の繰返しでスイスに近づくまで同じ様な景色の連続である。

車中私達の隣席にいたスイス人の家族は、祖母奥さん、娘さんと親子三代の３人でパリーへ１週間程遊んでの帰りの様子。

彼女達も余りうまくない英語――それにも負けぬ位の私のブロークン・イングリッシュ。でも何とか話合えた。

私達の仲間達が大声で話すのを他の乗客が不審の顔で見ており、私達に、お前もあの仲間と問われ、その説明に汗を流したのを覚えている。仲々先進国の人達のマナーを覚えるのは程遠く、私達の団体旅行を「バンザイツアー」「ノウキョウツアー」と言われるのも無理からぬところではある。

ひとりでは小さくなって何も出来ぬのに、団体となると急に元気になる。人に迷惑をかける事には不感症になっている。

大多数の人達Ｇ、Ｎ、Ｐは世界第２位でもその中身たるや話す事の恥しい国民で、先進国の仲間となるには、まだまだ２～３世代はかかるのではなかろうか。

スイスに近づくにつれて不毛の岩山が出現しだした。石灰岩の岩山らしい青白い色をした山々であった。かくて、ローザンヌ乗替、夕刻ジュネーブに着く。

９月20日

朝から天気が非常に良いのでモンブランの近くまでゆく事になった。

貸切バスで２時間位、フランスのシャモニーに向う。この町はスキー場と登山基地として有名なところである。

4800ｍのモンブラン頂上の眺望地点である。ミデーへケーブルで乗つぎ登頂。ここは気温は零度

以下で空気は薄く、思うように動けない。だが、ミデーから目の前に見えるモンブランの真白に雪をかぶった偉容に接し、もう２度と来られぬであろうヨーロッパアルプスを心おきなく眺めた。

風は強く非常に寒かったが、稀に見る天候の良さが大いに幸した。

再び元の登山口の町シャモニーに降下、小憩したが、何とも空気がウマイとしか表現の出来ない町。喉を通るビールの心地よさは天下一品。それに純朴な町の人達、誠によい印象を得たものだった。

ジュネーブに帰り、三々五々ショッピングに出かけた。よい時計が非常に安く買えるのには驚いた。

９月21日

ジュネーブの国際空港から約２時間でイタリー、ローマの国際空港に着いた。

寒い所からいっぺんに暑いイタリヤに着いたが、ここはまだ真夏である。

そのままバスで名所廻を行った。ローマは今迄旅行した都市に比べて、いちばん雑然としている。そして不潔な街であり、やたらに人が多いと同時に、その人達の声が実にやかましい――ラテン系民族の特徴かも知れないが。

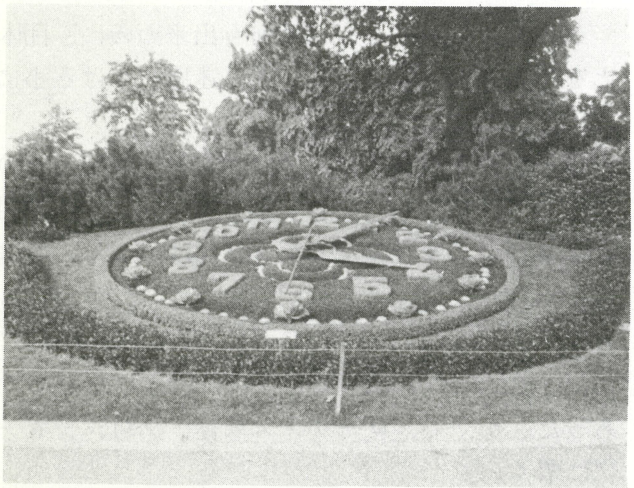

ジュネーブ、レマン湖畔の花時計

やたらと捨猫の多いコロッセオ、有名なトレビーの泉、ヴァチカン宮殿、サンピエトロ寺院等次々と見て廻る。でも古い建物、史跡はよく保存され、イタリーの歴史の古さを感じさせられた。

市民は人なつこく、すぐ親しくなれた。

私も野外喫茶店の親父さんと仲よくなり、日本人がこの店に来たのは初めだと歓待を受けた。でも、出されたコーヒーはドロドロでうまくなく、私達の家で作った方がずっと味がよい――一般に飲物に関してはヨーロッパ全域にわたってまずく、日本の方が数段味はよいようだ。



マルチー商会の樹木育成場（イタリー・ピストイヤ）

９月22日

この日、ローマから北へ約400km程のフローレンス郊外の植木の村ピストイヤを尋ねることにした。飛行機で約50分位。

フローレンスからバスで約30分位の所でこの附近が樹木の生産地である。

そこの大手会社ＭＡＴＩ・ＣＯを訪ねたのであったが、ここは同行の加藤組合専務が先年渡欧した際視察し、特にこの旅行のスケジュールに入れた所で、私達の想像した以上の整備された造園樹木の栽培農場であった。

ＭＡＴＩ農場は面積約60ha、120人の従業員が育苗管理、出荷に当り、その生産樹木はヨーロッパ全土に出荷されているとの説明であった。

高木のタイザンボク等の出荷には２ケ年前から箱で根囲をしておき出荷する方式をとっていた。これは我国の根廻し植替することと同じ意味をもつ法で丁寧な移植法ではあるが、私達ならもっと低コストでうまくやるであろうと思った。

変った樹木ではキングサリ、玉刈のメギ、ヒバの変種、サルスベリの直幹仕立（樹冠を丸く作ったもの）等であったが、この型は他の樹木でも随分鉢植で見られた。

ヒマラヤシーダに似たレバノンシーダーも目についたしハイビヤクシンの経3.00ｍのものなども

目立つものであった。

全般によく手入管理されていることに感心した。視察を終えて再び芸術の都フローレンスの市内を通りローマに帰った。

9月23日

ローマを午後の飛行機でコペンハーゲンに発つので午前中は日曜日のローマを少し歩いて見た。きれいに着飾った俗に言う善男善女が教会に行くのが目立つ。

しかし坂の多いローマの庶民は日曜日の目覚は遅く、殆んどの鎧戸は閉ざされていた。

土曜日の夜を心から楽しむローマの人達なら仕方がないのではなかろうか。

庶民のアパートのベランダには必ず鉢植の植木が置いてあるのも目についたが、ドイツやフランスに比べ、草花より花木の方が多かったし、ローマの市内、特に住宅地は緑が多かった。

午後、ローマを出発、アムステルダムを経てコペンハーゲン（デンマークの南部の大都市）に着いた。今夜がヨーロッパでの最後の夜である。夏の終りとは言え随分寒くコートが必要だ。夜、街に出て見る。

目につくのはポルノの広告でそれにたかっているのは中年の男性が多かった。

でも本当にポルノが生活に入っているのかおおらかなものである。

9月24日

本日の午後、日本への帰途につくが、それまでの時間、コペンハーゲンの街を歩いてみた。午前中は冷たい雨が降っていた。

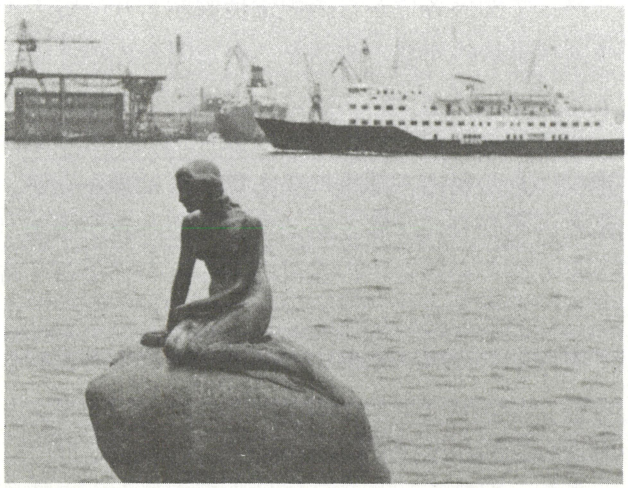

コペンハーゲンの有名な人魚像

その雨の中をタクシーに乗ってマーメイドの人魚を見に波止場に行く。

僅かに高さ1.00m位の黒ぼい少女の像が小雨の中で何となく淋しそうだった。

そして、その側の海岸の公園の草花も、もう冬が近いのか色があせていた。

市内の辻々には必ず動物、人物の彫刻の噴水があり、豊かな水を吹上げていた。

落ついた静かな街コペンハーゲンを夕方、一路日本に向けて飛立った。

行きと同じコースでアンカレッジを経て、9月25日の午後4時、東京に安着したのであったが、9月9日のアンカレッジ空港附近の樹木の緑色がもう黄色に散りかけていた。そして太陽は頭上にあり、帰り難い空の旅であった。

大阪空港へは午後6時頃となったが皆さんの家族の人達と組合幹部の出迎を受け留守中の感謝と共に長期旅行中、1人の病気も事故もなく、目的を完遂して無事帰国の挨拶後解散した。

ヨーロッパは私が予想していた以上の豊かな国であった。そして伝統と歴史を守り、それらに誇を持ち、古きものをこよなく愛する人達、そして東洋に住む私達にも親切であった。西ドイツ造園組合の人達、ハイデルベルグの小さな酒場の飲助共が、私を日本人と知り、皆で祝ってくれた夜のこと。ライン船上での女達のほほえみ。

エルベの料亭でのドイツ組合主催の合同パーティーの夜、セーヌとテムズの川を間違えた時のロンドンのオッサンの案内。

バツキンガム宮殿附近のトイレさがし（結果は民家のトイレを借りたが）

パリーの地下鉄に乗り、行先を見失なった私達。パリーからスイス迄の国際特急の中の親子。ジュネーブでの時計店バセロンコンスタンチンにての値切交渉。ローマの喫茶店マンガの主人公のような親子。

今でもこの中で便りをくれる友人も出来たのである。本当に意義ある旅であった。

終りに全面協力いただいた私達組合、そして我儘な私達を何時も笑顔でガイドして呉れた阪急交通社の村上君に心から御礼を申し上げ、思いつくままを綴って記録とする。

（昭和51年1月31日　記　）

創立10周年記念式典



昭和50年９月27日は当組合が設立されてから丁度10年目の誕生日にあたる。

これを祝福し、更に一層の奮起と業界発展の願をこめて、北区の東洋ホテルを会場として式典が開かれた。

この日、来賓には当組合顧問、衆議院議員原田憲、原　健三郎の両氏、大阪府知事、黒田了一氏兵庫県知事、坂井時忠氏、大阪市長、大島　靖氏、同市議会議員、天野　要氏などの官公庁関係者、㈳日本造園建設業協会々長、成家銀蔵氏、兵庫県造園緑化組合連合会々長、杭本　正氏、同京都府会長、豊田英次氏その他で、組合員36社全員を交えた70余名の参会者であった。

式典は加藤専務理事の司会により、午後１時30分に開始され、当麻英夫理事長による過去を省み、現在を語り、将来を望む感謝と抱負を含めた挨拶に始まり、組合創立の功労者である下記の５氏への感謝状と賞状の授与式が行われた。

感謝状贈呈

元大阪造園土木㈱社長　岩田辰太郎氏へ

㈱三芳園　専務取締役　西谷作太郎氏へ

㈱京阪神グリーン社長　木山匡司氏へ

㈱昭和造園土木　社長　坂上種博氏へ

㈱竹中庭園専務取締役　竹中栄治氏へ

功労者表彰

阪神造園建設業協同組合参事　木原五市氏

次に、創立記念として公共施設緑化への協賛のため、緑化用樹木の贈呈式が行われた。

大阪府知事　黒田了一殿へ

いちょう（高２ｍ幹廻り７cm）　70本

兵庫県知事　坂井時忠殿へ

くすのき（高２ｍ幹廻り９cm）　70本

大阪市々長　大島　靖殿へ

くすのき（高3.5ｍ幹廻り30cm）　5本

日本万国博覧会記念協会々長　芦原義重殿へ

よしのすぎ（高２ｍ幹廻９cm）　30本

尚、これらの樹木類は後日、植栽の好季を選んで献納植栽することとし、夫々、目録を贈呈したのであった。

引続き前記の各来賓から、祝福と感謝の言葉を拝受したが、何れも緑化問題の重要性と将来の進展を期し、官民協力のもとに強力に推進するよう、更に、将来共に、業界発展の先駆者として一層の尽力を続けるよう激励の言葉に接し、組合員一同、また感謝と感激のひとときであった。

終って関係各位からの祝電披露があり、阪上秀雄副理事長の謝意と決意をこめた閉会のことばにより、目出度く式典を終了し、祝賀の宴にうつった。

祝宴では当組合顧問であり阪神造園高等職業訓練校々長の田治六郎氏による乾杯に始まったが、来賓、組合員共々膝を交えての歓談に花が咲き尽きるところを知らずの盛況であったが、午後４時30分、名残をおしんでおひらきとなった。

因みに、大阪府知事よりは同年10月４日お招きに応じ、当麻理事長が知事室に出向き、知事より直接、感謝状を拝受した。

また、引続き10月８日には大阪市長からの感謝状が宮北孝男公園局長から伝達された。

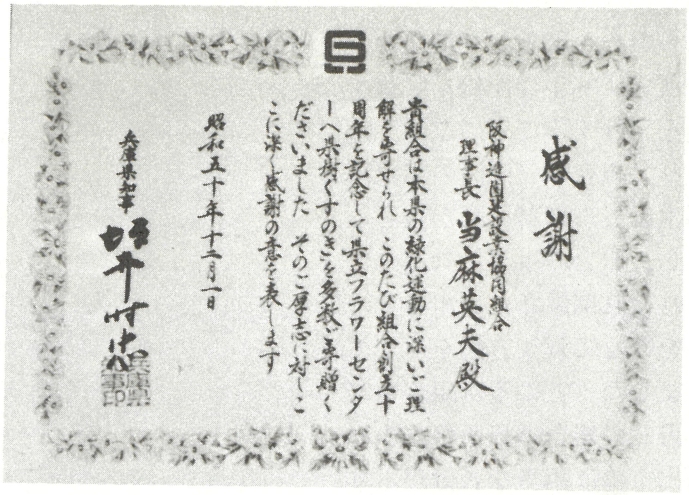

感謝

阪神造園建設業協同組合
理事長 当麻英夫殿

貴組合は本県の緑化運動に深いご理解を寄せられ このたび組合創立十周年を記念して県立フラワーセンターへ苗木くすのきを多数ご寄贈くださいました そのご厚志に対しここに深く感謝の意を表します

昭和五十年十二月一日

兵庫県知事 [illegible]

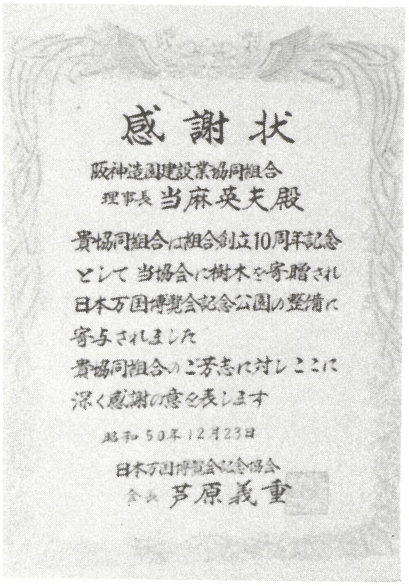

感謝状

阪神造園建設業協同組合
理事長 当麻英夫殿

貴協同組合は組合創立10周年記念として当協会に樹木を寄贈され日本万国博覧会記念公園の整備に寄与されました
貴協同組合のご芳志に対しここに深く感謝の意を表します

昭和50年12月23日

日本万国博覧会記念協会
会長 芦原義重

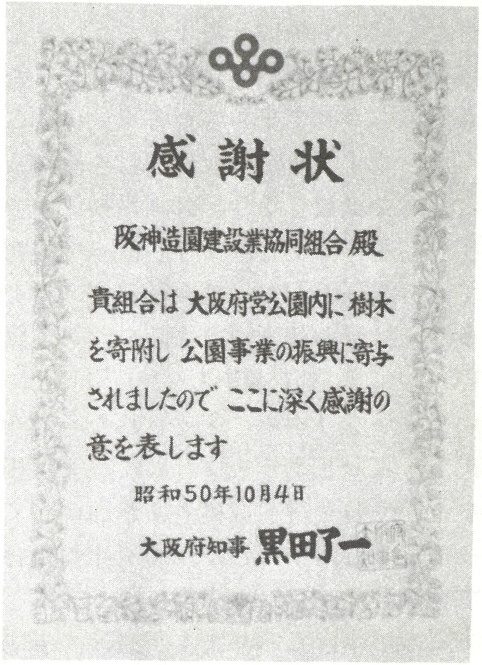

感謝状

阪神造園建設業協同組合殿

貴組合は大阪府営公園内に樹木を寄附し 公園事業の振興に寄与されましたので ここに深く感謝の意を表します

昭和50年10月4日

大阪府知事 黒田了一

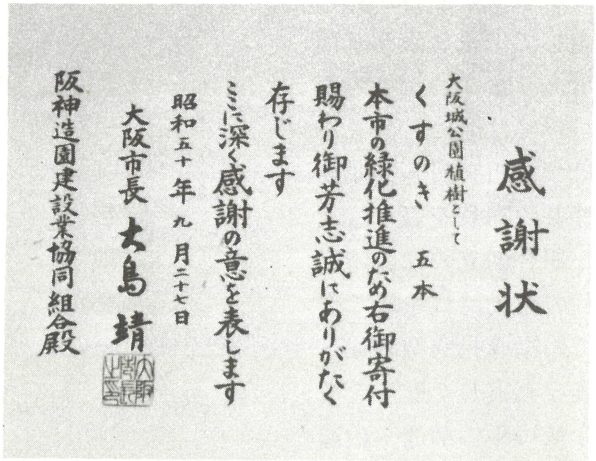

感謝状

大阪城公園植樹として
くすのき 五本

本市の緑化推進のため右御寄付賜わり御芳志誠にありがたく存じます
ここに深く感謝の意を表します

昭和五十年九月二十七日

大阪市長 大島靖

阪神造園建設業協同組合殿

編集後記

組合創立10周年記念事業の一環として創立から現在に至るまでの組合運営10ヶ年の記録を収録する「組合10年のあゆみ」を刊行することになり、昨秋よりその準備にかかり、組合事務関係の記録事項については組合参事木原五市事務局長が主として専従して資料を収集し、組合の事業活動その他の項目については、それぞれ関係された組合員の方々にお願いして記事を寄せて貰う方針を立てて資料を集めることにしました。ところが組合事務関係の記録についても再三の組合事務所移転の為に記録書類の所在を引出すのに相当な苦労がありました。組合員各位にお願いした原稿については本年1月末を期して締切りを予定していましたが、色々の事情により原稿の集まりが遅れましたが、早くから原稿を寄せて下さった方々にはまことに申訳なく思います。予定の収録項目を全部まとめて見ると意外な紙数となり、計画当初予定の規模、頁数に相当超過することになり、従って組合記録については会議関係記録（総会役員会委員会の記録）は多くの紙数を費す割合に読みづらい感もあり割愛することにし、組合員の方々から寄せられた原稿についてはかなり綿密に記述されたものが多く、これを忠実に収録しようとすればこれまた相当な頁数となり、やむを得ず寄稿者にお願いして圧縮して貰ったものもありました。10ヶ年の組合の歴史を残す意味合いからは出来得る限り緻密な記録を収録するのが本旨でありますが諸種の事情から本冊の様に纏めた次第です。寄せ集めの記事を一冊にまとめた為に記事内容にかなりの濃薄が見られますが寄稿者の誠意を尊重して出来る限り原稿そのままを記載したつもりであります。編集の不手際と刊行が遅延した事については偏にお許しをお願いします。尚本冊発行につき組合員各位並びに事務局の御協力に対して深甚の謝意を表する次第であります。因に本冊子が組合創立の揺籠時代から万国博覧会造園工事時代の躍動時代を経て今や地域業界の指導団体としての指導指向型時代へと年輪を重ねるにつれて堅実な充実した進歩を続けて来た組合の歴史となり今後10年の前進への道しるべとなれば幸いであります。

昭和51年4月 企画渉外委員長　木村源次郎

組合十年のあゆみ

昭和51年４月　発刊

発行　阪神造園建設業協同組合

大阪市北区神山町27番地の２
造園会館内
〒530　TEL 06－312－4553～5

印刷　サンケイ印刷株式会社

大阪市福島区大開３丁目２番15号

〒553　TEL 06－462－1951～4